

令和5年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和5年6月 5日 開会

令和5年6月15日 閉会

飯 島 町 議 会

令和5年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 第 4 号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例

日程第 10 第 7 号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第10号専決）

日程第 11 第 8 号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

日程第 12 第 9 号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号専決）

日程第 13 第 10 号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号専決）

日程第 14 第 11 号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第2号専決）

日程第 15 第 12 号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第 16 第 13 号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 17 第 14 号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する物品売買契約の締結について

○出席議員（12名）

1番	伊藤 秀明	2番	坂井 活広
3番	折山 誠	4番	坂本 紀子
5番	宮脇 寛行	6番	浜田 稔
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	片桐 剛
11番	吉川 順平	12番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和5年6月5日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	<p>開会に先立ちまして、6月1日から3日にかけての台風2号と梅雨前線によりまして全国各地で甚大な被害が出ております。お亡くなりになられた方、また被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを心より申し上げます。一日も早い復旧と復興を願うところでございます。</p> <p>町内では、人的被害等、家屋の被害も含めなかったものの、田んぼの土手抜け、用水路の氾濫等で道路冠水、田畑が冠水し、心配もされたところでございます。田植間もない圃場や育ち盛りの野菜、また花卉等に冠水したことによりましての影響が心配されるところでございます。</p> <p>町当局におかれましては、万全な調査と適切な対応及び迅速な支援を求めておきたいと思っております。</p> <p>町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。</p> <p>これから令和5年6月飯島町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。</p> <p>開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。</p> <p>[下平町長登壇]</p>
町 長	<p>おはようございます。(一同「おはようございます」)</p> <p>令和5年6月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。</p> <p>令和5年6月8日付、飯島町告示第38号をもちまして令和5年6月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>6月2日金曜日には、台風2号と前線の影響により、飯島町でも大雨に見舞われました。大きな被害はございませんでしたが、町での降り始めからの雨量は、多いところでは258ミリで、多くの観測地点で200ミリを超えました。</p> <p>災害警戒本部を午前中に立ち上げ、4地区公民館、役場西庁舎におきまして避難所の開設を行いまして、4地区の区会議員の皆様方にも詰めていただいたところでございます。大変御苦勞さまでございました。</p> <p>また、高遠原集会所及び日曾利集会所で開場していただきまして、自主避難の受け入れの対応をしていただきました。</p> <p>被害状況ではありますが、水田や農業用水路の越水による農地や宅地等への浸水等が19か所、倒木1件、中小河川や水路の越水による道路や宅地等への浸水等が14件あり、そ</p>

れぞれに職員が対応しております。

また、小中学校の下校時間の繰上げや引渡し等にて安全に下校できるように対応いたしました。

詳細につきましては最終日の全員協議会で御報告申し上げたいと思っております。

さて、3年にわたり私たちの生活を一変し大きく活動を制限してきた新型コロナウイルス感染症が先月8日に感染症法上の位置づけが5類に引き下げられ、これまで実施してきました対策が段階的に緩和されてきております。

基本的な感染対策等は個人に委ねられ、マスクを外す姿も見られるようになってまいりました。

この3年間、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置等により、県外はもちろん、県内の移動も制約され、外での行動自体が自粛されてきました。地域での行事等の交流、お祭り、宴会等々ができない期間であり、人が集まって飲食ができない代わりにテークアウトし、家飲みやオンライン飲み会などの新しいスタイルも見られました。こうした規制や生活の変化は、商工業、特に飲食業界やそこに関連する業種の皆様方には大きな影響をもたらしてまいりました。

このような状況を受けて、町では、5回にわたる飯島町くらし復興券事業をはじめ、商工業振興資金利子補給事業や感染症対策に関わる支援事業等々、早め早めに経済対策を実施してきたところでございます。

コロナに関わる事業は、国の支援も加えまして合計26億円にも上っております。

この4月に町内の企業を20社ほど訪問させていただきました。現在の状況を直接お聞きしたところでございます。その中では、町で実施した支援事業について、ありがたかったとお声をいただきました。しかしながら、この3年間の影響は大きく、なかなか客足が元に戻らないとか、また人手不足や物価高騰によりまだまだ厳しい状況があることもお聞きしてまいりました。

町といたしましても、アフターコロナの節目を迎えて、今後何ができるのか、施策を検討してまいりたいと思っております。

5類になってから約1か月、少しずつではありますが、地域での行事やお祭り等々がコロナ前と同じような形で行われてきております。

5月5日に行われました千人塚祭典では、町内外から約2,800人の多くのお客様にお越しいただき、昨年よりも約1,000人増員ができたとお聞きしております。

また、過日には飯島小学校で運動会が開催されました。久々に来賓をお迎えしての開催で、大変にぎやかに実施することができました。

生活や事業など、いろいろな場面で早く元に戻って、それが当たり前になることを願うものでございます。

さて、最近の地域経済の状況を見ますと、1月～3月期のGDP速報値は前期比0.4%、年率1.6%増で、3・四半期ぶりのプラスとなっています。

世界的な半導体需要の低迷を受けて輸出入は減少していますが、GDPの60%を占める個人消費が4・四半期連続で増加していて、経済活動の正常化が進み、サービス消費

が回復してきたとのことでございます。

また、内閣府の5月月例経済報告による全国の景気動向では「景気は、緩やかに回復している。」ということで、景気は「各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としています。

一方で、長野県の経済に目を向けますと、2月～3月の動向では「一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とされています。生産動向、個人消費、公共投資等、各分野で徐々にではありますが回復傾向になっております。

そのような中で、雇用状況はといいますと、4月の伊那管内の有効求人倍率は1.30で、前年同月を0.19下回っています。雇用情勢は「改善の動きが緩やかになっている。」と下方修正をしております。「ただし、物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要がある。」ともされております。

いずれにしましても、経済状況や雇用状況について今後の動きに注視してまいりたいと思っております。

さて、今定例会では、申合せ任期満了をもって3月29日に実施されました正副議長選挙により選出されました久保島議長、吉川副議長の下、各委員会構成も新体制となって初の議会でございます。

議会におかれましては、この新体制の下、これまでも増して活発な議会審議、より一層活性化した議会運営をもって町の発展に向けた取り組みが進むように御期待申し上げますとともに、これまで以上に町と議会が車の両輪として機能を果たすようお願い申し上げます。

一方、町政は4月からの新年度も2か月が経過いたしました。

第6次総合計画の実施3年目を迎え、8つの分野別基本施策、また環境循環ライフ構想、人口増プロジェクトの2つの主要プロジェクトの達成に向けて、町長以下職員が一丸となって進めてまいっております。

また、先週からは町内4地区において各区会議員、自治会役員等々の皆様に今年度の予算の概要説明を行います地区懇談会を開催しております。各地区におきましては、予算に限らず、御意見、御提案をいただき、今後の行政、まちづくりに生かしてまいりたいと思っております。

さて、本議会定例会に提案申し上げます案件は、人事案件1件、専決処分の条例案件2件、条例案件3件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分案件4件、令和5年度一般会計補正予算の専決処分案件1件、一般会計及び特別会計補正予算2件、一般案件1件の計14件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議長

申し遅れましたが、ここでお知らせをいたします。

信濃毎日新聞社の記者より傍聴席からの写真撮影の申出がございました。許可してお

りますので、御承知おきください。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により1番 伊藤秀明議員、
2番 坂井活広議員を指名いたします。

議 長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議い
ただいており、議会運営委員長より会期は本日から6月15日までの11日間とすること
が適当との協議結果の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、こ
れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの11日間とするこ
とに決定しました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 会期日程説明

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。
初めに請願陳情等の受理について報告します。
受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89
条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査の結果について報告します。

4月5月においての例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりでございます。

次に町当局からの報告を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 それでは、私から4件につきまして御報告を申し上げます。

初めに、令和4年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第
146条第2項に基づきまして御報告を申し上げます。

令和4年度事業の繰越明許費に関わる歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり令和
5年度に繰越いたしました。

繰越した事業につきましては、情報機器管理費の庁内ネットワーク再構築等業務及
び公務系システム再構築等業務、定住促進事業の空き家改修費等補助金・飯島町に光を
そそぐマイホーム取得支援補助金など定住関連補助金、防災対策費の防災無線設備直流
電源装置交換業務、新エネルギー普及対策事業の地球温暖化対策実行計画策定業務、農

地整備事業の緊急自然災害防止対策事業・農業用排水路改修工事及び測量設計業務、林地整備事業の緊急自然災害防止対策事業・林地崩壊防止工事及び測量設計業務、企業誘致費の商業施設用地測量設計業務、道路維持費の構造物補修工事、社会資本整備総合交付金事業の道路改良工事・道路舗装補修工事及び設計監理業務、以上の全9事業でございます。

細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧いただきたいと思っております。

続きまして、令和4年度飯島町土地開発公社決算について御報告申し上げます。

令和4年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月23日開催の公社理事会におきまして審議をお願いし御議決いただきましたので、その概要を地方自治法第143条の3第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

令和4年度の土地開発公社の事業としましては、工業団地関連事業及び分譲住宅地売却事業に取り組んでまいりました。

工業団地関連事業では、久根平工業団地の拡張に当たり用地の取得を行いました。

また、新田工業団地の売却先が決定し、土地売却契約に必要な事務を進めてまいりました。

分譲住宅地売却事業では、新屋敷分譲住宅地の1区画を売却いたしました。今後も引き続き保有する土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。

主な収益の内容ですが、土地造成事業収益で1,250万円、附帯等事業収益がおよそ35万円で、事業収益はおよそ1,285万円となりました。

これに事業外収益等を加えた収益合計はおよそ1,352万円となりました。

これに対する費用につきましては、取得原価およそ1,061万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ1,299万円となり、差引きおよそ53万円の利益となっております。

前期繰越準備金につきましてはおよそ1,914万円で、当期純利益を合わせ、準備金合計はおよそ1,968万円となりました。

以上、公社の決算概要について申し上げます。

決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻御覧ください。

次に、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳第32期決算について御報告申し上げます。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第32期の決算につきましては、去る5月22日開催の定時株主総会において承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その経営状況について御報告申し上げます。

令和4年度は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が緩やかに進みつつある中、世界的なエネルギーや食料価格の高騰、半導体不足、円安の進行等が続き、様々な産業へ影響が出た一年でした。

ケーブルテレビ業界は、引き続きコロナ禍における対応が求められ、リモートワーク対応、無観客イベントの生中継やインターネット配信の実施をはじめ、ローカル5G、行政と連携したIoT業務等への試験的な取組が始まっております。

一方、携帯電話市場は全体の35%以上が格安スマホプランの契約者となり、固定回線

契約が大手通信事業者の固定モバイルセットプランから除外となるケースが増えていることから、固定回線サービスへの影響が懸念されております。

このような状況の中、エコーシティー・駒ヶ岳ではKDDIやNTTドコモの提携による固定モバイルセット販売の推進、特殊詐欺防止のための迷惑電話自動ブロックサービスやメッシュWi-Fiの普及等を進め、加入者サービスの向上に向けて努めておるところでございます。

加入状況は、各種キャンペーンの実施、光サービスのPR等に努めた結果、インターネットサービスと電話サービスの加入が増加となりました。

しかし、地域内の人口減少の影響もあり、テレビサービス及び総接続世帯数は減少となりました。

今決算につきましては、計画では3,600万円ほどの黒字を見込んでおりましたけれども、インターネットサービスや電話サービスの加入増加により計画を上回る8,500万円余りの当期純利益を確保することができました。

新年度もケーブルテレビ業界を取り巻く環境は厳しさが予想されておりますが、引き続き光トリプルサービスを展開するとともに、みなこいチャンネルの充実を図り、地域の公共メディアとしての使命を果たしてまいります。

なお、決算の詳細につきましてはお手元の資料のとおりでございますので、後刻御覧ください。

続きまして、令和4年度水道事業会計の繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

令和4年度に発注しました本郷北第1減圧水槽更新工事において資材納期の遅れにより年度内での工事完成が困難となったことから、建設改良費に関わる支出予算を別紙繰越計算書のとおり令和5年度へ繰越いたしました。

細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧ください。

以上4件につきまして御報告を申し上げます。

[下平町長降壇]

議長 以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案 飯島町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本件について提案理由の説明を求めます。

[下平町長登壇]

町長 第1号議案 教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

本年6月10日付をもちまして2期8年教育委員として町の教育行政のために御尽力をいただきました上山隆三さんが退任されることになりました。ここに、改めまして町教育行政に対する御尽力に心より感謝を申し上げたいと思います。

任期満了後の教育委員として御提案申し上げます親町自治会の橋場沙弓さんは、お手元の経歴書にございますとおり、平成 16 年 3 月に岐阜聖徳学園大学外国語学部日本語学科を卒業後、同年 4 月に愛知県豊山町立志水小学校に勤務されました。

その後、幾つかの小学校に勤務され、現在は家業のお手伝いをしながら子育てをされております。

これまでの経験を生かし、教育行政の振興に御尽力いただけるものと思っております。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては令和 5 年 6 月 11 日から令和 9 年 6 月 10 日までの 4 年間となります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔下平町長降壇〕

議 長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この議案は、討論を省略し、これより第 1 号議案 飯島町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議 長 お座りください。(起立者着席)

全員起立でございます。したがって、第 1 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま任命に同意いただきました橋場沙弓さんに御挨拶をいただく予定でございましたけれども、御本人が体調不良のため本日は出席が可能ということでございますので、省略をいたします。

議 長 日程第 5 第 2 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めるところについて

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第 2 号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めるところにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正す

る省令が令和5年3月31日に交付されたことに伴い、関係する規定を整備するため条例の一部を改正するものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で一部改正に係る専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるとでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

[下平町長降壇]

住民税務課長
議 長

補足説明

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第2号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めるとについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長

日程第6 第3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めるとについて

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[下平町長登壇]

町 長

第3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めるとにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、第2号議案と同様、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に交付されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規

		定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。
		〔下平町長降壇〕
住民税務課長	補足説明	
議 長		これから質疑を行います。 質疑はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第3号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を 求めることについてを採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
議 長		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり承認することに決定 いたしました。
議 長		日程第7 第4号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し た被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する 条例の一部を改正する条例 を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。
		〔下平町長登壇〕
町 長		第4号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者 に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして 提案理由の説明を申し上げます。 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に関わる国民健康 保険料の減免に対する財政支援の取扱いについて、感染症の影響により一定程度収入が 下がった方々に対して、令和4年度以前の年度分の保険税であり、かつ令和5年4月1 日以降に納付期限が定められているものについて保険税の減免を行うため、本条例の一 部を改正するものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議

	決賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕
住民税務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
4 番	
坂本議員	これに関して、町内でこれに適応する方はいらっしゃいますか、人数。
住民税務課長	この条例に該当する件数は、4年度分で現在ゼロ件でございます。
議 長	ほかにありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。
	討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。
	これで討論を終わります。
	これから第4号議案 飯島町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
	お諮りいたします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第8 第5号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
	〔下平町長登壇〕
町 長	第5号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
	本条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について、厚生労働省からの令和5年度以降における取扱いについての事務連絡を受け、令和4年度以前の年度分の保険料で令和5年4月以降に納期限が到来するものについて、保険料の減免要件を満たす場合に減免を行えるよう所要の改正を行うものでございます。
	細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
	〔下平町長降壇〕

健康福祉課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。——ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第5号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第9 第6号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例 を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第6号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 水道事業の経営基盤強化のため広域連携を図りました中川村への用水供給事業の料金収益の一部を町民の皆さんへ還元するため、一般家庭の使用する口径13ミリの基本料金を値下げする料金改定を行うものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
建設水道課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
2 番	
坂井議員	すみません。1,200円から950円にということなんですけど、この950円という数字が出てきた根拠をお答えください。
建設水道課長	上下水道運営審議会におきまして検討いただくために求められた料金シミュレーションの中で3案を御提示したところなんですけれども、その中で御検討いただいた中で950円となったわけでございます。

現在、中川村へ用水供給をしているところでございますけれども、片桐地区へ最大供給していくと年間1,600万円ほどの収益がございます。

ただ、現在は、まだ接続工事も進められているところで、本年度の予算見込みですと900万円ほどとなっております。

また、基本料金は1,000円を切りたいという審議委員会さんの御意向もございまして、250円値下げし950円となったものでございます。

2番

坂井議員

3案を提案ということなんですけど、審議会に提案した3案というのはどのような内容なのか、それをお願いします。

建設水道課長

まず1案ですけれども、現行の1,200円のままで8立米までは料金に含むというシミュレーション、それと今回御提案いたします950円—250円の値下げでございます。もう一つは400円値下げをするというシミュレーションを御提示いたしました。

2番

坂井議員

3つ目の案で400円値下げという案もあったということなんですけど、それは採用されずに250円というふうなことで決定がなされた、その理由というのは何でしょうか。

建設水道課長

400円の値下げは、片桐地区へ用水供給している全額といいますか、最大で見ますと400円になるという金額でございました。まだ接続の途中ということもございまして、400円という判断にはならなかったということでございます。

議 長

坂井議員、3回になりましたので……。

4番

坂本議員

今のお話を詳しく聞いていると、まだ完全に通水していないので250円下げるという案になったということですが、通水して安定的な供給が今後何年かできるということになったら下げていく可能性もあるというふうに見ていいのでしょうか。

建設水道課長

そこはまだ先の話ですので何とも申し上げられないところでございますけれども、最終的には運営審議会で検討いただくところになります。

今後、浄水場の更新もございますので、全てを料金の値下げに回してしまうと今後の更新にも響いてきますから、そこら辺は慎重に判断していくところだと思います。

議 長

ほかにはございませんか。

6番

浜田議員

中川村からの今年度の収益見込みは902万円という形でしたけれども、それでよろしいのかということと、それから、250円値下げすることによる収益減、これは一体お幾らになるのかということについてお尋ねいたします。

建設水道課長

予算のときに見込んでおりますのが950万円でございます。

それで、250円値下げした影響額は、約1,000万円の減収を見込んでおります。

議 長

よろしいですか。

6番

浜田議員

確認です。そうしますと、今年度については50万円の赤字を見込んだ値下げだという理解でよろしいのでしょうか。

建設水道課長 予算上ですとそうですけれども、値下げが10月からになりますので一概にそうはならないですけれども、数字上的にはそう見える部分はあります。

議長 8番 堀内議員 ほかに……。

堀内議員 今の話を聞いて、多分10月から3月までで1,000万円減らす、収入が減少するという考えだと思うんですけれども、令和6年度からについては、中川から950万円で、減少が2,000万円ぐらいになるんじゃないかなと思うんですけれども、中川のほうは1,600万円になるのはどれぐらいのめどなのかっていうのも併せて教えてください。

建設水道課長 ちょっと失礼しました。今年度は半年ですので、1年で見て250円値下げが1,000万円の影響額があると、そういうことでございますので、誤解のないようにお願いいたします。

議長 建設水道課長 中川村からの収益については、950万円については、この値下げをしない料金で算定をしております。

議長 建設水道課長 1,600万円になるのは……。

建設水道課長 失礼しました。

議長 建設水道課長 今年度3か所目となる工事を行いまして、今年度末には全ての場所で全量通水になる予定でございますけれども、中川村での水道の水圧等の調整工事がありますので、徐々にということでございます。

議長 6番 浜田議員 ほかに……。

浜田議員 今それぞれ御説明いただいたんですけれども、正直言って全体像がよく見えないっていうのが本当のところじゃないかと、議員の間でも多分違うイメージを描いているのかなというふうに心配しております。

議長 建設水道課長 そこで質問ですけれども、今御説明いただいた全貌、料金値下げによる収入減がいつからどのくらい続くのか、一方で中川の給水による収益がいつからどのくらい続くのか、これを例えば半期刻みで3年分ぐらい提出していただくことは可能かどうかお尋ねいたします。

建設水道課長 御指摘の資料等については準備させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長 3番 折山議員 ほかに……。

折山議員 ちょっと今の議論を聞いていて心配なんで確認をさせていただきますが、値下げをするのは町民にとって大変身近な部分でいいのかなと思う一方で、今、水道事業経営っていうのは全国的に物すごく問題になっている部分なんです。

議長 折山議員 それで、確認をさせていただきたいのは、今回の値下げをしても、これからの老朽管の更新、それから浄水場の更新、これには影響が出てこない、その計画には影響が出てこないという部分を明確にお答えいただかないと、その時点で大幅な引上げを考えているということであれば、今回の値下げという行為が果たして町民益につながるのかどうかっていう心配があるんで、水道審議会を含めてそこには影響しなくて財政運営をやっ

ていける、こういった下に今回の値下げだというふうに私は信じておりますが、その点、お答えを明確にお願いします。

建設水道課長 御心配なところだと思います。

今回は中川村への用水供給の用収の収益の中での値下げを行うものでございますので、現行の経営の中で建て替えのシミュレーション等も行ってきたところでございますけれども、やはり建て替えを始めますと苦しい部分はありますけれども、そこは今までどおり収益を上げ、起債も返していくという部分になろうかと思っております。

現在のところは、建て替えですとか、そういった部分への影響はないものと思っております。

議 長 ほかに。——よろしいですか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番 浜田議員 第6号議案に賛成する立場から討論いたします。

もともと飯島町の水道料金は高めだという話がずっとありまして、その一方で水道事業会計自身は決して楽なものではないということも承知しております。

しかしながら、企業経営ということで、一部発電所等のお話もありましたので、現状の中でのつじつま合わせにとどまらず、より収益的な事業も今後展開しながら飯島町水道経営をより積極的な方向に引っ張っていただきたいという希望も含めまして、賛成いたします。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第6号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

議 長 会議を再開します。

議 長 日程第 10 第 7 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号専決）

日程第 11 第 8 号議案 令和 4 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

日程第 12 第 9 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号専決）

日程第 13 第 10 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

以上 4 議案を一括議題とします。

それでは、本 4 議案につきまして提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第 7 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号専決）から第 10 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）までの 4 議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、飯島町議会 3 月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今回の議会において報告し、承認を求めるものでございます。

まず初めに、令和 4 年度事業につきましては、厳しい財政環境の下ではありましたが、実施計画に基づく各種事業に取り組み、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深い御理解と御協力の賜物と、心より感謝申し上げます。

それでは、第 7 号議案の令和 4 年度一般会計補正予算（第 10 号）について申し上げます。

今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,022 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 62 億 3,359 万 4,000 円とするものであります。

主な内容であります。まず歳入について、町税は収納実績を踏まえ 2,280 万円の増額を計上したほか、各種譲与税や交付金、特別地方交付税は、交付額確定に基づきそれぞれ増減を補正いたしました。

また、決算見込みにより財政調整基金の繰入れを 7,400 万円、町債につきましては事業費の確定により 1,180 万円を減額いたしました。

一方、歳出の主な内容ですが、開業医支援事業補助金を 1,500 万円、社会資本整備総合交付金事業の橋梁長寿命化修繕工事をおよそ 1,100 万円、エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金をおよそ 700 万円減額いたしました。

一方、修正申告に伴う町税還付金をおよそ 290 万円、今後の公共施設の整備や長寿命化対策等を考慮し公共施設等整備基金に 8,000 万円、町債の繰上償還の財源確保のため減債基金に 7,300 万円、今後の各種事業の財政需要を考慮し財政調整基金に 4,000 万円を積み立てるため増額補正を行いました。

また、特別会計への繰入金につきましては、事業費の確定等により3会計合わせておよそ1,200万円減額といたしました。

そのほか、令和4年度の決算処理に当たり必要な補正を行ったところでございます。

続きまして第8号議案の令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,330万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,992万8,000円とするものであります。

内容につきましては、令和4年度における保険給付費の確定、これに基づく県支出金の確定、また国民健康保険税の収納状況、総務費及び保険事業費の執行状況に基づき減額の補正をするものでございます。

歳入では、国民健康保険税県支出金、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、保健事業費、予備費をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、第9号議案の令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,051万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、令和4年度における後期高齢者医療保険料及び保険事業費の確定により必要な補正をするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を増額し、繰入金を減額するものでございます。

歳出では、総務費を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものでございます。

続きまして、第10号議案の令和4年度介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,447万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億5,296万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事業の確定により必要な補正をするものでございます。

歳入では、実績により介護保険料、国庫支出金を増額し、負担金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を減額するものでございます。

主な歳出では、保険給付費、地域支援事業費を減額するとともに、介護給付費準備基金へ4,000万円の積立てを行い、差額を予備費で調整するものでございます。

その他細部につきましては、第7号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第8号議案から第10号議案につきましては御質問により説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

企画調整課長 補足説明
総務課長 補足説明
住民税務課長 補足説明

健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
会計課長	補足説明
教育次長	補足説明
議長	<p>提案理由の説明がございました。</p> <p>これから本4議案につき一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
6番	
浜田議員	<p>今回の補正、特に一般会計については——失礼。総額で2,000万円の増額補正というふうに見えるんですけども、個別の課の補正理由を聞いていますと、いつものとおり年度末の処理ですから、安全を見て立案した結果として減額補正がほとんどだと、そうすると、この2,000万円のプラスというものの実態は一体何なんだろうということちょっと考えてみたんです。</p> <p>それで、1つは、21ページ、繰入金、財政調整基金を取り崩す必要がないということで7,400万円ほど浮いたと、それから、あとは27ページ、逆に総務費のほうで財調への補正が4,000万円、したがって財調だけで1億1,400万円、それから減債基金が7,300万円、それから次のページの公共施設等の整備基金が8,000万円ということで、どっちかって言えば基金の積立てに関わる金額が——表向きはさっき言ったように補正規模が2,000万円であるにもかかわらず、この総額をやると2億6,700万円になるわけですね。</p> <p>つまり、どういうことかっていうと、もっと元気な財政運営をやるのではなくて、結局のところ財調やら何やらに2億円以上ため込んだ格好の最終的な補正のように見えてしまうんですが、こうなると——これは本来決算議会でやることかもしれませんけれども、現在の時点でこういった基金類は年初に対してどのぐらい膨れ上がるというふうに見込めるのかについてお伺いしたいと思います。</p>
企画政策課長	<p>財政調整基金について申し上げますと、この補正を行いまして、最終的には2,000万円ほどの減額を見込んでおります、残高で。3年度末で11億8,000万円のところを4年度末では11億6,000万円という残高で見込んでいるところでございます。</p> <p>減債基金につきましては、繰上償還等を実施するための基金っていうことでございまして、それぞれ必要な額をさせていただいておりますが、あと公共施設8,000万円ということでございます。それで、繰入れのほうもしております。</p> <p>それで、すみません、お待ちくださいね。基金全体で申し上げますと、3年度末が21億6,000万円、それで4年度末の見込みが21億4,000万円っていうことで、こちらも2,000万円ほどの減額を見込んでいるところでございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。(浜田議員うなずく)</p> <p>ほかにございませんか。</p>

7番

三浦議員

障害者支援などの減額が多く、ほとんどのものが減額となっていますけれども、これはコロナの影響やなんかで利用が少なかったということになるのでしょうか。その背景についてお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長

コロナの影響があったかどうかというのは直接的には見えてこないところですが、サービスのほうの内容についてはそのときの状況によって異なってくる場合がございますので、併せて実績に伴う補正となっております。

議長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に第7号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算(第10号専決)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第7号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算(第10号専決)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第8号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号専決)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第8号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号専決)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第9号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第9号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第10号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第10号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決)について採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第14 第11号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第2号専決)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町長 第11号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第2号専決)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、食費等の物価高騰に直面し影響を受けている低所得の子育て世帯に対し令和5年3月28日に閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費による低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を早急に実施するため、これに基づく補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき5月9日付で専決処分をいたしましたので、

同条第3項の規定により今回の議会に置いて報告し、承認を求めるものでございます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ55億6,833万6,000円とするものでございます。

主な歳出予算の内容ですが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に449万4,000円を計上し、特定財源となる国庫支出金により歳入予算を増額補正いたしました。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

4 番

坂本議員 これは給付金ということなので、申請ではなく給付という形になるわけですね。
住民税務課長 基本的にはプッシュ型になっております。家計急変の方については申請が必要な場合がございます。

議 長 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから第11号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第2号専決）について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここでちょっとお諮らいしますが、あと議案が2つですか、3つか、3つあるんですが、午前中に押し込んでしまいたいというふうに思っていますが、少し12時を過ぎてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、そのように計らいます。

議 長 日程第 15 第 12 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 16 第 13 号議案 令和 5 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
以上 2 議案を一括議題といたします。
それでは本 2 議案につき提案理由の説明を求めます。
〔下平町長登壇〕

町 長 第 12 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）及び第 13 号議案 令和 5 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）の 2 議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。
まず第 12 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。
今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,424 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 56 億 2,258 万 5,000 円とするものでございます。
主な歳入の内容としましては、国・県支出金では新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金がおおよそ 1,860 万円、宝くじ助成金が 590 万円、新規就農者育成総合対策事業補助金がおおよそ 290 万円のほか、歳出に関わる財源不足に対応するため財政調整基金から 2,500 万円を繰り入れる歳入予算を計上いたしました。
主な歳出の内容としましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金がおおよそ 2,850 万円、住宅リフォーム支援事業補助金が 1,000 万円、自治会の防災関連備品等を整備する一般コミュニティ助成事業が 590 万円、農業者の施設整備に対する初期投資促進事業におおよそ 290 万円、空き家対策事業に 320 万円を計上いたしました。
そのほか、新年度となり間もない時期でございますので、緊急性のある当面の事業執行に必要な補正を計上させていただきました。
続きまして第 13 号議案 令和 5 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。
今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支のそれぞれの支出に関する補正を行うものでございます。
最初に収益的収支の支出につきまして、営業費用の総係費に水道料金改定及びインボイス対応のため上下水道料金システムの改修等に 89 万 7,000 円を計上し、支出総額を 2 億 2,838 万 4,000 円とするものでございます。
次に資本的収支の支出につきまして、町道高尾本線道路改良関連の水道管新設等の工事費として建設改良費に 500 万円を計上し、支出総額を 2 億 1,664 万 6,000 円とするものでございます。
その他細部につきましては、第 12 号議案につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げます、第 13 号議案については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
〔下平町長降壇〕

企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明
建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
教育次長	補足説明
議長	これから本2議案につき一括して質疑を行います。 なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いいたします。 質疑はありませんか。
4番 坂本議員	総括的というか……。言われると困っちゃうんですけども……。 15ページのアスベスト、4512のアスベストの調査費なんですけれども、たしか予算だと44万円ということだったと思うんですけど、補正で出てきたということは、予算で見ている金額プラス補正で6万6,000円なので、プラスっていうふうに考えていいんでしょうか、増額になっているっていう。
建設水道課長 議長	議員の御指摘のとおりで、今回は当初予算に追加を行う予算ということでございます。 ほかにございませんか。
3番 折山議員	ちょっと、先ほど町税の改正がありました。それで、そのことについては法改正に基づく改正ですんで是非についての議論は全くないんですが、何せ税は難しくて、お聞きしていても飯島町の令和5年度の税が伸びるのか伸びんのかちょっとよく分かりませんでした。 それで、今回の補正にはこれが載っていないっていうことは、多分、今はつかめていないのか、前年度が確定して、これから精査に入っていくのかどうかと思うんですが、今度の改正内容で飯島町っていうのはあまり影響を受けないのか——国では地方自治体全体で2%台の増を見込んでいるようなんですが、地方自治体の環境によって全く違うんですけど——何かそこら辺、胸算用でも結構です。ほとんど影響がないのか、若干は増えるのか、そこら辺があつたら、ちょっと税の改正の内容を聞いておつてもちつともそこら辺が分かりませんでしたので、分かれば教えてください。分からなければ結構です。
住民税務課長	先ほどの税改正の部分は今年度の改正のものとそうでないものがありますので、影響額としてはあまり大きくないのかなと見込んでいます。 ただ、確定申告後の状況によってまた変わってくると思いますので、またその都度お願いすることなので、若干増えるかなという見込みであります。
議長	そのほか……。

4 番	
坂本議員	14 ページの 3213 の補助金で、初期投資ということで、施設建設のものということでおっしゃいましたけれど、これは当初説明があったレディースファームに関係する部分というふうに考えていいんでしょうか。
産業振興課長	今回については、レディースファームとは別でございます。 認定新規就農者につきまして対象としていくものであります。
議 長	ほかにございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了いたします。 ここでお諮らいいいたします。 第 12 号議案及び第 13 号議案は、審査に時間を要するため 6 月 15 日——定例会最終日にこれを採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 2 議案につきましては 6 月 15 日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。
議 長	日程第 17 第 14 号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する物品売買契約の締結について を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔下平町長登壇〕
町 長	第 14 号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する物品売買契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。 本議案は、当初予算でお認めいただきました下水道事業移動脱水車購入につきまして、取得費が 700 万円を超えるため、飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、契約の締結を行うことにつきまして議会の議決を求めるものでございます。 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。 〔下平町長降壇〕
建設水道課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議 長	討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第 14 号議案 下水道事業移動脱水車購入事業に関する物品売買契約の締結 についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会とします。 御苦労さまでございました。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後 0 時 19 分

令和5年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質問者	質問事項
吉川 順平	<ol style="list-style-type: none"> 1 Jアラート（全国瞬時警報システム）について 2 百間ナギ崩落のその後の対策について 3 町長選挙について
宮脇 寛行	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹産業の農業支援について 2 飯島流ワーケーション事業について
星野 晃伸	<ol style="list-style-type: none"> 1 チャットGPT（Generative Pre-trained Transformer）について 2 伊南バイパス管理について 3 飯島町のスポーツ施設の使用料について 4 姉妹都市斑鳩町との交流について 5 ハウス栽培生産者に対する支援について
伊藤 秀明	<ol style="list-style-type: none"> 1 物価高騰・商品券発行について 2 デジタル田園都市国家構想戦略について 3 体育館エアコン設置について 4 帯状疱疹ワクチンについて
片桐 剛	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口増対策の具体的な計画と進捗は 2 子育て世代に響く施策を 3 いいじま独自の取組みを求める
坂井 活広	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯島町の自殺対策事業に男女別の視点を取り入れること及び男性専用の相談窓口を作ることについて

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年6月7日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 なお、信濃毎日新聞、長野日報、中日新聞の各社から議場内での写真撮影の申出がござ いました。議場におけるの撮影を許可いたします。 日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いし ます。 11番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
11番 吉川議員	おはようございます。(一同「おはようございます」) 通告により始めさせていただきます。 今回は、住民を守るための危機管理について2件、それと、11月に飯島町町長選があ るわけですが、それについての質問をさせていただきたいというふうに考えて おります。 最初に住民を守るための危機管理についての1番 全国瞬時警報システム——Jア ラート避難と国民保護の課題でございます。 資料が分厚くなっておりますが、「はじめに」の1ページをお開きください。 4月13日の朝、防衛省は北朝鮮から弾道ミサイルの可能性のあるものが発射されたと 発表し、政府は発射されたミサイルのうち1つが北海道周辺に落下すると見られると発 表しましたが、その後、落下の可能性がなくなると改めて発表したと。 これは北海道の様子ですが、通勤の時間帯に配信されたということで、Jアラートで 札幌市中心街では大勢の人が足を止め、その場にとどまっていたという写真でございま す。 北海道のことは他人のこと、「対岸の火事」ではなくて、日本に飛来する場合は極めて 短時間で飛来することが予想されております。 発射場所により日本へ飛来するまでの北朝鮮からの時間につきましては異なりますが、 約10分後に上空を通過するというふうにならざるを得ないと言われております。 そんな危機管理を飯島町も認識すべき、今回取り上げて一緒に考えていきたいと考え

ております。

1-1、Jアラートは地震や津波、弾道ミサイル情報などを瞬時に住民に知らせるものであるが、このシステムが果たして全世帯、全住民の皆様に周知徹底し、理解されているか、心配が残っております。

町としての周知徹底の方策についての考えを述べてください。よろしく申し上げます。

[下平町長登壇]

町 長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

お答えいたします。

Jアラート、これは全国瞬時警報システムと申しますけれども、弾道ミサイルの発射や大規模テロといった国民保護に関する情報や緊急地震速報など、対応に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国が入手した際に衛星通信ネットワークを用いて瞬時に市町村の同報系防災行政無線等を自動起動させて屋外スピーカーや音声告知端末でその情報を住民に伝達するためのシステムでございます。

飯島町では、これまでの間、大規模地震等でシステムが自動起動し、その都度、住民への伝達を行ってまいっております。

Jアラートの住民周知につきましては担当課長より詳細を説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

[下平町長降壇]

総務課長 それではJアラートの住民周知につきましてですけれども、国によるシステムの運用やそれに伴う周知、日常生活における対象事案に対する発令やそれに伴います報道等を通じて住民周知が行われているところでございます。

町としましても、この春改訂いたしました防災ガイドブックにおきましてJアラートの概要を掲載していますほか、毎年4月には広報いじま未来飛行を通じまして全国一斉情報伝達訓練の日程をお知らせしております。

引き続きJアラート及び自動起動装置の善良な維持管理を行うとともに、定期的な試験通信を行う中で対象事案が発生した際に延滞なく伝達できるように努めてまいります。

吉川議員 それじゃあ1-2に行きます。

資料の2ページを開きください。

Jアラートの放送内容については自治体によって異なるということが言われております。

P2のほうにも——総務省消防庁から出た資料でございますけれども——町としての放送内容について御紹介いただくわけですが——これは消防庁から出されたJアラートの放送内容の例であります。

例えば一番上、国民保護情報(発射情報)、これについてはサイレンが国民保護サイレンで14秒吹鳴されるというふうに言われております。「ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射されたものと見られます。建物の中または地下に避難してください」という放送であります。

以下、地震から始まりまして、津波から噴火からいろいろあるわけでございますが、

総務課長

自治体により放送内容が異なるということでありまして、町としてその内容はどうか、よろしくお願ひします。

Jアラートの放送内容につきましては、手動起動や、それから予備枠も含めまして、全部で約280種類ございます。自動起動させることのできる範囲は自治体ごとに設定を変更できるということになっております。

町ではこの1月に緊急地震速報と火山噴火速報につきましてJアラートの電文追加業務を実施いたしましたけれども、これに合わせまして消防庁が推奨する放送内容に統一して整合を図っております。

特に緊急を要する情報を国から受診した場合はシステムの自動起動により同報系防災行政無線と音声告知端末へ送信、放送されますけれども、主なものにつきましては、1つとして国民保護関係情報、2つ目として緊急地震速報、3番目として気象等の特別警報、それで、最後になります。火山噴火速報等となっております。

吉川議員

どんどん行きますが、5ページ、同じような質問でありますけれども、Jアラートよりミサイルが発射されたとの情報伝達があった場合、町ではどのように情報伝達が行われ、行政はどのように対応するのか、また住民はどのような行動をすればよいかという質問でございます。

P5につきましては、首相官邸のホームページと首相官邸災害・危機管理情報から出されたものでございます。

資料2-1、「野外にいる場合」「できる限り頑丈な建物や地下に避難する。」「建物がない場合」「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。」「屋内にいる場合」「窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。」等々、いろいろ書いてございますけれども、先ほど行政からもありましたが、住民はどのような行動をすればよいかということでございます。よろしくお願ひします。

総務課長

弾道ミサイルが発射され日本の領土、領海に落下する可能性や通過する可能性がある場合、システムの自動起動によりまして同報系防災行政無線と音声告知端末へ送信、放送されるほか、携帯電話やスマートフォンの設定に基づきましてエリアメール、緊急速報メールが発信され、速やかな避難行動と正確かつ迅速な情報収集を呼びかけてまいります。

また、弾道ミサイルの落下や通過により当町に影響があると判断した場合は、飯島町国民保護計画に基づきまして警戒対策本部または国民保護対策本部を設置いたしまして、関係機関とも連携して事態の状況に応じた情報収集や初動体制の確立を図ってまいります。

なお、住民の皆様におかれましては、ただいま議員さんのおっしゃられたとおりのとおりでございますけれども、建物の外にいる場合は近くの建物の中、できれば頑丈な建物または地下に行っていただく、建物の中にいる場合はすぐに避難できるところに、頑丈な建物や地下があればそちらのほうに避難していただいて、それができなければ窓から離れるか窓のない部屋に移動して身の安全の確保をお願いしてまいるところでございます。

吉川議員

1-4です。

今話がありました。近くに頑丈な建物、それから地下がない場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動するというのでございますけれども、問題はJアラート発令どきに公共施設への一時避難は可能であるか、町としてはどうでしょうか。

総務課長 近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守るようお願いをするものです。

まだ、弾道ミサイルは発射から僅かな時間で到達する可能性がありますので、近くに公共施設があって開館している場合には、そちらへの避難をお願いいたします。

なお、民間施設等におきましても、近くに避難者があった場合には、一刻を争う状況下でありますので、可能な範囲で受入れをお願いしていきたいというところでございます。

吉川議員 今度は子どもたちへの内容で1—5であります。

資料はP3と4であります。

これはJアラートの発令に伴う緊急マニュアル、小学校なり中学校なり保育園なりという形でありますし、また資料のP6につきましても文部科学省が出しております学校における避難行動という資料であります。

それぞれ——細かいところは説明しませんが——見ていただくということですが、いずれにしてもJアラートが発令したときの子どもたちへの指導を含め、保育園、学校の対応はどうかと、また教室、廊下等をはじめガラスに近接した場所が非常に保育園とか学校は多いわけではありますが、その対応や指導はどのように行っているかということでもあります。

この資料のようなマニュアルはできているかどうかということも聞きたいと思えます。

よろしく申し上げます。

教育長 お答えします。

基本的には地震の際の対応と同様の対応になると思われまます。

校舎あるいは園舎内での活動の際には机の下に潜り頭を守ること、外での活動においては、物陰等安全な場所が近くにある場合は逃げ込み、ない場合においては頭を抱えて体を丸くする等、最低限の身を守る対応を取ることになります。その後、次の情報を得ながら避難行動を取っていくことになります。その際、ガラスから離れることが可能であればできる限り離れ、同様の姿勢を取って身の安全を守っていくことになります。

なお、安全のために保育園、学校ともにガラスの飛散防止フィルムが貼られていることをお伝えしておきます。

吉川議員 最後の質問、こういうようなマニュアルができているかどうか、これをお答えください。

教育長 中学校のほうではJアラートの対応マニュアルができておりますが、基本的には、先ほどお話ししたとおり地震の対応と同様の対応となるという、そういう動きになります。

吉川議員 分かりました。

最後、1—6、以上のことによりまして、最後に、ミサイル発射や武力攻撃事態、あつては困りますけれども、Jアラートを想定した実践的な訓練、これが必要と思っております。

特に——地震防災訓練はコロナでできなかったわけではありますが——地震対応訓練で終わることなく、今回のような弾道ミサイルに備えた訓練の実施を求めたいと考えますが、その見解をお願いします。

総務課長 Jアラートを想定いたしました実践的な訓練につきましては、今のところ計画はございませんけれども、過去にも実施いたしましたJアラートの情報伝達訓練に合わせましてシェイクアウト訓練を実施するように検討してまいります。

また、Jアラートの連動はございませんけれども、町の地震総合防災訓練では、例年、防災行政無線を通じまして地震発生から安否確認、避難を呼びかけますので、多くの住民の皆さんが地震発生時における適切な避難行動を行うための訓練機会になると考えてございます。

吉川議員 いずれにしても、いろいろな訓練も想定してのということで総体的に考えていただきたいというふうに思っております。

さて、2つ目の危機管理、とにかく、あれからどうなったかを質問したいと思います。

資料の——分厚くなっておりますが——P7、いずれにしても百間ナギの崩落の関係でございませぬ。

資料4は「上空からの調査」、国土交通省から出た一連の資料であります。

それから、P8については私の果樹園の中から撮った百間ナギの関係であります。年々、皆さんも見ておったように、土砂の崩れってというか、あそこの百間ナギが遠くから見てみますと大きくなっているようなということで心配をしておるところでございませぬ。そんな内容であります。

昨年7月24日、飯島町摺鉢窪避難小屋付近で大規模なクラック——亀裂が発見されました。崩落の危険性があるため対策会議が8月4日に開催されたと、国土交通省、林野庁、長野県、飯島町関係者38名の出席というふうに聞いております。

摺鉢窪カールのクラックの安全性についての当時としての判断は、明確な判断は難しく中長期的な観測が必要との結論になっているが、その後の全体の進捗状況はどうでしょうか。

町長 昨年7月に中央アルプス百間ナギ、飯島町摺鉢窪小屋付近におきまして、長さ70メートル、幅50センチメートル、深さ1メートル～1.5メートルほどの大規模な亀裂が発見されました。

その対応につきましては、昨年8月と今年の2回、今年の2月、計2回にわたりまして、関係機関、すなわち国交省、林野庁、県、そして町内の関係機関に飯島町へ御集まりいただきまして中央アルプス百間ナギ崩落対策合同会議を開催いたしました。亀裂による崩落が起こった際の影響と今後の対策について協議を行いました。

会議の中では、砂防堰堤で土砂を捕捉するため、下流域への危険性は低いと想定されました。まずは一安心でございませぬ。

しかし、今後の取組といたしまして、現場の監視カメラによる監視、土石流ワイヤーセンサーを張った装置、また砂防堰堤の土砂搬出などを国交省、林野庁、県で対応いただいているところでございます。

今後も継続して国や県と連携し中長期的な観測を行っていくとともに、町だけでは対応が困難でありますので、大規模な土砂崩れや土石流対策につきましては砂防事業や治山事業も含めた様々な対策について国、県へ要望してまいりたいと思っております。

百間ナギのクラックの発見後の具体的な対策につきまして、その進捗につきましては、担当課長より詳細を御説明申し上げます。

建設水道課長 その後の進捗について御説明いたします。

昨年の10月に林野庁中部森林管理局におきまして現地に地中埋設型の伸縮計4機が設置され、現在も継続的な観測をいただいております。

さらに、今年の6月下旬には現地へ向かい伸縮計のデータを取得する予定とのことで、その結果を共有いただくことになっておりますので、クラックがどのような動きをしているのか皆さんにお知らせできるのではないかと考えているところでございます。

さらに、今年度としましては、雨量計の新設とともに、昨年度設置いただいた伸縮計も含めて観測データをリアルタイムで取得できるよう整備を進めていただいております。

吉川議員 いずれにしてもいろいろの調査はこれからやっていくということでございますが、具体的に内容について2-2に行きます。

天竜川上流河川事務所の見解では、土砂量が30万立方——資料では9ページに書いてありますが——飯島町第6砂防堰堤までで捕捉できる見込みということであります。

ただし、先ほどありましたように、せんだつてのような大雨の際につきましては増水するため河川域内は注意を要するということだが、実態はどうなんでしょうか。

建設水道課長 国の調査によりますと、崩落する土砂の量は約30万立米と推定されております。これに対しまして、国土交通省にて整備されている既設の最上流の与田切鋼製セル堰堤から坊主平堰堤の計8基の空き容量が昨年9月現在で約46万立米でございます。大雨により土砂が流出した場合でも既設の砂防堰堤にて十分捕捉が可能であるということでございます。

しかし、崩落後に大雨による増水が起きた場合は土砂が混ざった水が流れてくるのが想定されますので、河川内への立入りについての注意喚起を行うとともに、町民の皆さんへの情報提供を行ってまいりたいと考えております。

吉川議員 瞬時にいろいろの情報を流していただきたいと思っております。

2-3、同様に、河川事務所の見解では砂防堰堤の除石は約1万立方、昨年の9月から実施予定としておりますが、その後の状況はどうか。資料的にはP11であります。

また、林野庁の治山ダムの15基の点検の状況はどうでしょうか。

建設水道課長 昨年9月より国土交通省におきまして飯島第2砂防堰堤の除石作業を実施していただきました。約1万1,000立米の除石を今年の1月末までに完了いただいております。

また、今年の2月から4月におきまして上流の与田切鋼製セル堰堤におきまして約

2,000立米の除石が完了したということでございます。

林野庁の治山ダムの関係でございますけれども、林野庁が百間ナギ直下のオンボロ沢にて管理している施設は治山ダム5基と護岸工1基の計6基でございます。これらの施設は令和4年度に施設点検・調査が実施されました。調査結果につきましては、4基が健全な施設、2基が要経過観察という結果でございます。

要経過観察というのは、一部損傷は認められますけれども、施設全体の機能は維持されている状態ということでございます。

また、長野県が管理している下流の12基の治山施設がございますが、こちらにおきましても令和4年度に点検、調査が行われており、全ての施設の機能に問題がなかったとお聞きしております。

吉川議員 あわせて、また2—4、監視体制の強化として、土石流ワイヤーセンサー——先ほどありましたが——設置と監視カメラ画像配信の実施とありますが——資料はP12であります。現況はどうなっておるのかお答えください。

建設水道課長 現在、国の与田切鋼製セル堰堤補修工事、また県では与田切発電所の工事が行われておりまして、その安全対策ということもございます。与田切川上流のオンボロ沢に土石流ワイヤーセンサーを設置していただいております。土石流によりワイヤーが切断された際には、直ちに緊急連絡網により情報提供をいただくこととなっております。

また、監視カメラとしては、千人塚に設置されている国土交通省の監視カメラの映像を常時配信していただいておりますので、この状況は役場で確認することができる状況でございます。

吉川議員 この問題の最後、住民懇談会をやった中で、町民より与田切川、与田切のオンボロ沢における大規模な土砂崩壊の危険性について非常に不安だというふうな声が出ております。本当に大丈夫なのかということを議員は聞かれましたけれども、何とも答えられないという形でございます。

やはり議員としての共有という形の中で、また町民の負託に応えるという形で、これからの梅雨の時期、特にこの梅雨時期には、どうも台風が、また3号が来て、せんだつてのように大雨が降る、それによって百間ナギが一段と崩れてくる、こういったことへの心配は私だけなのでしょうかということでもあります。

いずれにしても、本当に大丈夫かということで、これから6月にもまた現地調査があるようでございますけれども、ぜひとも住民の不安をなくすようなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうでしょうか。

町 長 町民の皆さんの御心配の様子を吉川議員から伝えていただきました。

この問題につきましては、国、県との対策会議を2回開催し、その都度、議会の皆様にも御報告させていただいております。

まだまだ町民の隅々までその部分が伝わってなくて不安になっておるのかなあというふうに思ひます。今日はせつかくの御質問でありますので、その部分をお答えしてまいりたいと思ひしております。

これまでも百間ナギ崩落の対策としまして山や河川の管理者であります国や県におき

まして下流域への被害を防ぐための砂防事業や治山事業が積極的に行われてきており—
—あの百間ナギの部分は国の中でも特有な地形ですから、国交省もしっかり手を入れて
いただいております。国交省の飯島出張所があるのも、そういった理由からでございま
す。そういったことで、しっかりと予算をつぎ込んで今まで整備をしていただいております。

国は現在行っている事業が現時点で考えられる最も現実的かつ効果的な対応だとおっ
しゃっております。

近年では大雨の際に盛土が崩落して人的被害が起きた熱海のケースがありましたので、
崩落と聞くと心配される方もいらっしゃると思います。

しかし、百間ナギの場合は、里までの距離があることに加えて、下流の河川は蛇行し
て流れています。広島や熱海など住宅地に近い里山で被害に遭った場所とは状況が大き
く異なっております。

また、亀裂が発見されてから直ちに国土交通省から崩落に伴う土石流が起きた場合の
シミュレーションの情報を提供いただきましたけれども、土砂は上部にあります第6砂
防堰堤までの間で全量堆積し、川の流れも河川内に収まり、氾濫はしないとの結果が示
されております。そのため、警戒することは大事でありますけれども、過度な心配をい
ただく必要はないと考えております。

百間ナギの崩落の歴史は古く、上部にある摺鉢窪カールは約2万年前の寒冷な時期に
つくられたと言われております。崩壊のメカニズムやその対策については学識経験者や国
などのお力添えをいただかないと明確な判断が難しい部分もありますので、今後も継続
した監視の実施や関係機関との情報共有を行いまして、その情報を町民の皆さんへしっ
かりお伝えしてまいりたいと思っております。

吉川議員

過度な心配はないと、それから、6月からの調査を含めて、ぜひとも住民の皆さんに
心配をかけないような形でお伝えをいただきたいというふうに思っております。

これで危機管理の質問を終わります。

最後の重要な質問に入ります。

さて、本年11月14日告示の飯島町町長選挙は11月19日投票の日程が決定しており
ます。

下平町長の出馬表明はいつになるのかをお伺いしたいと思っております。

11月の改選の町長選挙に下平町長は3度目の挑戦をされるのが自然の流れではない
かというふうに考えておりますが、振り返ってみます。人口1万5,000人やお花畑—
特に当時はチューリップ畑ということで話をしておりました。あのチューリップはどこ
へ行っちゃったのかなと思っておりますけれども、大きな旗印として従来の流れを変えて新し
い企業感覚で初当選をされました。飯島町営業部の創設、町全体のお祭りムードなど、
果敢な挑戦をされたわけであります。

2期目については無投票でありましたが、飯島流ワーケーションを核とした環境循環
ライフ構想、あるいは人口増プロジェクトの2大プロジェクトを立てて取り組んでこら
れております。

見た方がおられると思いますが、一昨年1月28日付の「月刊かみいな」における新春インタビューの中で下平町長は、古いですが、2022年の町政において循環環境ライフ構想の4本柱の事業は着実に前へ進めたいと強い意志を述べておりました。他の行政首長と比べて今後のまちづくりを具体的に考えていると感心していると私は思っております。

言うまでもなく、飯島ルネサンス環境循環ライフ構想については、水力発電、バイオマス発電、飯島流ワーケーション、それからアグリイノベーション2030、この4本柱であります。

いずれにしても、4本柱の1本の柱が立てられかけた、まだまだ始まったばかりというふうに考えております。この4本の柱がしっかり立って、初めて循環ライフ構想が完結するものと考えております。

人口増プロジェクトにつきましても、併せてまだ道半ばと思っております。前から町長が言っております発酵のまちづくり、あるいは音楽村構想も含め、特に未完成交響曲の施策と考えておるわけであります。

後日、同僚先輩議員からの質問もあろうかと思いますが、結果の出ているもの出ないもの、まだまだ道半ばといった施策もあると思っております。

町民からの批判がないわけではありません。何が町民には不満なのか、何が不足なのか、何が過剰なのかという下平町政8年間の施策を鑑み、反省し、次期戦略の構築をする必要があると考えます。

まちづくりの理念となる対話と協調の下、町民、地域、行政が一体となり、町民一人一人が住んでよかったと思える魅力あるまちづくりが必要ではないでしょうか。

この定例議会において12月町長選に向けて今後4年間の飯島町のかじ取りのリーダーシップの姿を示すべきと考えますが、はっきりとこの場で力強い出馬表明をしたらどうでしょうか。特に、住民の皆さんも今テレビを見ております。このメディアを通じて発信したらどうでしょうか。はっきりとした御所見をお聞きします。

よろしく申し上げます。

町長 ただいま吉川議員から、この11月はどうするんだと、こういう御質問をいただきました。

まず、大局的に見て、ただいま2期目の4年目であります。通算8年目ということになります。

当初、飯島町長に立候補したときには、「新しい風を、民間から！」と、こういうキャッチフレーズで、私の政治信念の中にその大きな柱がどんと座っておるところでございます。最初の1期目も公約を掲げまして事業を進めてきまして、ほぼほぼ公約を果たした形に事業は進めてまいりました。

1期目の4年間というのは土壌改良の時期だったかなあと、種をまく前の。今までの飯島町の政治の流れ、そこへ民間感覚で入って行って、まだまだ右も左も分からないところの中で私の思いの部分の部分を遂げていくには、まずは土壌改良、庁舎内、町民の皆さんを含めて行ってきたかなあと、それと種まきだったかなというふうに思います。

基本的には、元気な町は町民が元気だと、自分たちの町は自分たちがつくる、それを

行政が応援する、これが私の政治のスタンスでございます。できるだけ町民の皆さんが政治に参加して、飯島町の売りはこれだというものをしっかりと磨いて発信していく、そこに町民がしっかりと関わってくる、これが基本姿勢でございます。そのために土壌改良し、種をまいたというところが1期4年の仕事であったかなあと今振り返っております。

そして2期目が始まりました、4年前。その後、公約に基づいた施策を第6次総合計画の中に織り込みまして着実に進んでまいりましたと言いたいですけれども、事業はこなしてきたんですけれども、肝腎の町民の皆様が参加した中で地域を盛り上げていくというところが志半ば。なぜか、2期目がスタート、その年から一、二の3年間、コロナがその道を阻んだ。いわゆる生活も経済も自粛を要請され、いろいろの制約がかかった中でこの3年間、今までにこのような歴史があったでしょうかね、おうちから出るな、お店に行くな、初めての経験だったと思います。

そういったことで、これは行政だけではなくて、お店を経営される方、工場、会社を経営される方、町民の方々、特に自治会や区の皆様方がなかなか思ったとおりの事業ができなかった。それと同時に、人と人とのつながりができなかった、みんなおうちに籠って、そういった会合さえ、イベントさえできなかったと。

この3年間のブレーキは、そういった部分では、非常に人と人とのつながり、特に田舎ではそれが大事です。田舎の底力というのは、都市と違って、都市は税金がどおんと集まりますから、そのお金をどおんと使えば便利な町になる、その便利さで人が集まってくる。しかし、田舎の自治体っていうのは、住民一人一人の心のつながり、協力して川の掃除をしましょう、協力してきれいにしましょう、協力して田園風景を守りましょうと、そういったところから田舎の自治の政治が始まる、その基本だと思っています。その部分で——大勢の方が感じられていると思いますけれども——ブレーキがかかったというふうに思っています。

今はそのブレーキがすぱんと切れて4年目を迎えております。本来であれば、土壌改良し、種をまき、2期目はその芽が出てきて苗がちょっと立ち上がる、そのときに支柱を添える、これが2期目の大きな仕事というふうに分かりやすく言えば思っております、2期目の締め。それが中途半端になっているなあ現状はというふうに思います。

若い人たちも活気づいて飯島町でお祭りを起こしていただきましたし、飯島町営業部の皆さんもいろいろそれぞれの事業を展開していただきまして、そこから生まれてきた新しい組織もございます。例えば森の会とか、あぐりの丘花クラブとか、また若者のマウンテンバイクの会とか、そういった会もそれぞれ独自に生まれてきております。それと、若き経営者がいろいろ集まって、次に向かって飯島町をどうしようか、こういう段階に来ております。

これは、やっぱり町長を誰がやっても、その流れを受けて進まなければならない飯島町。

特に、リニア中央新幹線のリニア新時代を迎えますから、近いうちに。この伊那谷というのが長野県の表玄関になる、そういう勢いで、この伊那谷の中で飯島町が埋もれる

ことなく、しっかりと飯島町のスタンスを持って立ち上がる、これまでの支え、種、全部できるわけじゃございません。そういう流れの中で行政の長たる者はつくっていかなければならないというふうに思っております。

そして、本日問題の11月はどうするのよということでございますけれども、11月までまだ6か月とも言えますし、もう6か月とも言えます。

まだ6か月っていう部分においては、私の思いの公約に従ってできる限りそれを進めていく、全力で取り組む、これは当然私の最後の最後まで使命だと確信しております。

しかし、だからといって、6か月後にどうするか、まだ考えていませんっていうのは、町の理事者として無責任だというふうに思っております。

したがって、11月の選挙に出るのか出ないのか、この2つに1つしか返事はない。私の腹の中には思いがあります。しっかりとした思いがあります。これは個人的な思いです。単に下平洋一としての個人的な思いです。

しかし、私は選ばれた町長として、また私を町長にしようとずっとどんなときでも私を支えていただいた後援会の力強い人たち、組織があるわけでございます。

公人として、町長として、先ほど吉川議員もおっしゃいましたけれども、今までの政治はどうだったのかと、今後どうするのかということは、独りよがりの思いだけではなくて、そういったお世話になった方々に、やっぱりじっくりと意見を聞く必要があるというふうに思っておるところでございます。そういったお話を聞く中で、適切な時期に明確な表明をしたいと思っております。

しかし、この表明を一番最初に聞いていただきたいのは、今までしっかりと変わりなく当初から私を支えていただいた後援会の皆さんに一番最初にその表明を聞いていただきたいと思っておるところでございます。

吉川議員

いろいろ回顧録を述べていただきました。土壌改良、芽が出てきた、支柱を添えた、これからだ、支柱を添えただけでは駄目ですので、これから大きな収穫を迎えにやいかん。その成果というものを、これから自分の判断だけではなくて後援会と一緒に歩きたいというような回答でございます。

まだ6か月、もう6か月、いろいろあると思います。私としては早めに判断をしていただいたほうがいいかな、早く後援会の皆様に御意見を聞いていただき、やはり町政に遅れないように、ひとつお願いをして、私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

〔吉川議員復席〕

議長

5番 宮脇寛行議員。

〔宮脇議員質問席へ移動〕

5番

宮脇議員

それでは通告に従って一般質問を行います。

初めに、基幹産業である農業支援について確認します。

今年1月に地元衆議院議員 宮下一郎先生に陳情をいたしました。3つの要望を行い

ました。1つは多面的機能支払交付金の予算確保と事業の継続について、2つ目として水田活用の直接交付金の現行ルール継続、それから3つ目として農業資材価格高騰への支援と、この3つを要望いたしました。

その結果、私の私見ではありますけれども、国の支援っていろいろな形で少しずつ変わってきているが継続して行っているというのが政府の考え方かなあと、併せて、政府としてはその考え方を取り入れて農業者も変わってもらうのが必要だよというように捉えてきました。

続いて2月には関東農政局によりまして食料・農業・農村基本法の検証、見直しについて研修をさせていただきました。多くの課題が各地域から出ているようでして、その課題に対して今後検証、見直しを進めていくっていう方向性にどうもとどまっているなど、そんな感じを受けました。

このことを私の感覚として捉えた上で、具体的な質問という形で入っていきたいと思っています。

最初に1—1になりますけれども、多面的機能支払交付金については、金額、率とも年々減少してきております。令和4年度は希望額3,970万円に対しまして交付額は2,730万円ということで、1,240万円ほど少なくなりました。この傾向は、近年確実に減少幅が増加しております。増額を要望しましたが、扱い方の改善が必要との指導を受けたというふうに私は捉えました。

この回答を受けまして、行政の考え方と今後の取組について、どのように進めるかを確認いたします。

〔下平町長登壇〕

町 長 お答えいたします。

この1月には、飯島町の農業関係者、そして宮協議員さんはじめ吉川議員さんにも御同行いただきまして、衆議院会館で政府・与党の農林部会長に対しまして国の農業政策やいかにと、現状、現場ではこれだけ困っているというお話の会議を約2時間にわたってさせていただきました。

本会議中だったものですから、担当の先生も時間が取れなくて、午後4時からその会議が始まったということでございます。終わったのは当然真っ暗になっていまして、その後、飯島へ帰ってきたわけなんですけれども、大雪に見舞われまして、さんざんな目に遭って帰ってきた思い出深い陳情場面であったかなというふうに思っております。

そのときに政府側の説明を聞いて、うん、こういう方法で進んでいるのかという内容がよく分かったのかなというふうに思いました。

したがって、それを今日その場に出席した人たちだけが勉強するのはもったいないと、農家の方々はもっともっと大勢いらっしゃるので、そういった直接政府の現場で政策に携わっている先生の話をもう一度ビデオにして、動画にして、それをCEKで流しましょうということで、御賛同いただきまして、先生にわざわざ2月に飯島町へ来ていただいて、飯島町の会議室でビデオに録画させていただきました。それをCEKで流しまして、御覧いただいた方々も大勢いたのかなというふうに思います。

同じような問題を、8市町村のどこでも同じ問題を抱えて、行政のやり方に不理解、納得が行かないという意見がそこらで出ていましたもんですから、飯島町で作ったCDを各市町村へお分けしました。それで、これを見てよかったら、ぜひ流してやってくださいということで、各市町村で取り上げられたケースもあります。

そんなことをやる中で、最近では、辰野で有機農法を徹底的にやろうというような状況も出てきております。そのビデオの解説の中でこれからの農業という未来の部分にも触れているんですけども、それをいち早く取り上げて有機農法に転換していくという方向転換も生まれてきているという経過でございます。

そこで、議員も御存じだと思いますけれども、国は土地改良等の農業経営基盤の強化を進めておまして、管理地が点在している農地を集約し、田んぼなら田んぼ、畑なら畑、そういうふうなことで集約して、スマート農業や有機作物栽培等を取り入れた農用地の効率的かつ総合的な利用を推進しているんだと、こういうことでございました。

そのため、このような事業には予算が配分されていますけれども、現状のままの農地の維持や補修等々につきましてはなかなか100%の予算がつかないと、こういう状況でございます。

町としましては、地元代議士との懇談で話し合いいただいた多面的機能支払交付金以外の補助事業も視野に入れた中で取り組んでいきたいと考えております。

具体的な内容につきましては担当課長から説明申し上げます。

〔下平町長降壇〕

産業振興課長

それではお答えを続けさせていただきますが、当町においては早くから圃場整備を進めてまいりましたが、水路等では老朽化が進み、一斉に維持補修が必要な現状にあります。

今回については、まずは地元負担が少ない多面的機能支払交付金事業を中心に対応を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、地元代議士からもお話のありました土地改良補助事業の活用を検討してまいります。

さらに、緊急的な補修が必要な箇所には町費を充てるなどして良好な農地基盤の維持に努めてまいりたいと考えております。

宮脇議員

ありがとうございます。

方向性としては、確かに、今、町長がおっしゃられたような方向が国の方向かなあと、そんなふうに確かに感じました。

私もCEKで確認をした後、もう一度産業振興課のほうにお願いしてビデオを見させていただいたんですけども、やっぱり、何ていうのかなあ、小規模の農業者がまとまって何かをしていくっていう組織をつくらないと、現状のままではどうも進まないんじゃないかなっていう思いがしました。

そういう意味で——今たまたま課長のほうから話がありました。圃場整備からもう50年が経過しております。そんな中で国の支援をいただいて水路等の改修をしてきておるわけですけども、場所によっては、分水から30メートルぐらい水が流れていけばどこ

へ消えたか分からなくなつて、そこから下の水田には水がたまらないと、そんなようなところも何か所もあります。

そういうところは非常に大きなお金がかかる工事になりまして、そうすると今の制度では、そのものでは、何年もかけてやらないとできないっていうような形がありますので、そういうことも含めて、使い勝手について、地元の先生も考えてもらえれば何とかなるんじゃないのかなというような御意見もありましたので、そういうことも含めまして、またそちらのほうの改良っていうところにつながっていけばいいのかなあと、そんなふうに思いますので、ぜひ研究をしていただきたいなあとと思います。

続いて水田活用の直接支払交付金についての確認のほうに移っていきます。2つ目の項になります。

令和8年度までの5年間で一度も水張りされない農地は交付対象から外すということが決まっております。それから、これまでに生産調整に協力して転作作物への転換による水田活用に尽力してきた農業者にとって、これは非常に大きな負担と考えております。

このことは農地の荒廃につながると懸念するわけでありましてけれども、行政としては今回の制度見直しを農業者の方にどのように告知したか、これについて確認します。また、告知の結果、反応をどのように捉えたかも併せて確認をします。お答えください。

産業振興課長

国による水田活用の直接支払交付金の制度見直しにつきましては、議員がおっしゃられたように農業者の負担と農地の荒廃化が懸念されることから、国に対して行わないよう要望してきたところでございます。

さて、御質問いただきました農家への告知方法についてですが、まず令和4年4月に各農家宛てにチラシを作成して国が示した方針について情報を提供し、個々の実情や意見を求めてまいりました。

国からの具体的な方策が示されない中、今年1月には5年間の水張りルール及び畑作物への転換についての御案内をし、各農家の水張りルールへの対応や必要に応じた畑地化の検討を御案内するとともに、見直しの影響が考えられる農家634経営体へ具体的な対象地をお示ししながら今後の動向についてアンケートを実施してきたところであります。

これらに対する農家からの反応としては、アンケートの提出が423経営体、「畑地化の活用の意向」が86経営体、「検討」というのが83経営体の回答をいただいている状況でございます。

宮協議員

私は議員ではありますがけれども、農家です。基本台帳上、水田というのは1町1反ぐらいありますか。それで、果樹園が6反歩ぐらいですか。そんなようなことなんですけれども、今、4月と1月に通知を出したっていうことでありますけれども、私はその通知を見た記憶がないんですけれども、私の手落ちでしょうか、お聞きします。

産業振興課長

田んぼをお持ちの農家を対象として進めてきておりますが、ただ、耕作をせずに、例えば全部ほかの方にもう委託してしまっていると、そういった方については耕作者のほうへ今回の情報やアンケート等を送らせていただいております。

宮協議員

分かりました。私のところへ届かない理由が分かりました。

それで、私はもう70歳を過ぎておりますので、兼業といえば議員と農業というのが兼業なのかもしれないですけども、これから定年を迎えるっていう方たちが、今は全部お願いをしてやってもらっているけれども、2年後に定年を迎えるんで、そのことも考えようっていうような人たちにはその告知の内容が届いていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

産業振興課長

今回の調査、また情報提供については、現在の耕作者について提供しておりますので、御了承いただきたいと思います。

宮協議員

分かりました。

ぜひ、対象の年齢っていうのはあるかと思うんだけど、そんなようなことを考えて、これから少し農業でもやっていこうかなっていう人、自分たちで耕作していこうかなっていう人たちにもそんな情報が届くようお願いをしておきたいと思っています。

それでは3番目でございます。

同じような質問ですけども、国は畦畔を有しない農地や用水供給設備を有しない農地を交付対象から除外するというのを決定しております。

さらに、水田の畑地化ということを推奨しておりますけれども、当町では水田から畑地に変更された面積が現時点で何ヘクタールあるか確認します。お答えください。

産業振興課長

今回の国が推奨している畑地化は国が求める要件を満たした水田に対して行われるものであり、現在は各農家の要望を取りまとめているところでありますので、現時点においてこの制度により変更された畑地はありません。

なお、現在、農家の要望につきましては81経営体から合計で3,417アールほどであります。34ヘクタールの水田につきまして畑地化の調整を行っているところであります。

宮協議員

国は交付対象から外すということで、いずれ正式な調査っていうのが決まって、今話しました田んぼとして機能していないようなところは完璧に除外されると、さらに、この際はいろいろな支援があるかと思うんで、その支援の中で水田という機能を有しても畑地としていこうということで何件かの変更という届けが出てくるのかなと、そんなふう理解をしました。

ただ、ぜひ調べておいていただきたいのは、用水供給設備のない水田の畑地化と、それから水田としての機能を維持しているところの畑地化っていうのをきちっと捉えていただいております。必要が今後としても発生するかなと思いますので、そんな方向でこの調査をしていただきたいと思います。そんなふう思っています。

それから、続いて4つ目の質問であります。

同じく畑地化の中で考えられることでありますけれども、畑地として担い手の引受けが厳しくなるかなと、そんなふう考えております。そうすることによって離農が進んで耕作放棄が増えるんじゃないかなと、そんなことが心配されるわけですけども、それらに対する行政側の対応っていうのを何か考えているかお答えください。

産業振興課長

水田と畑の経営を比べた場合、水田では、主に苗の植付け、稲の刈取りなど、特定の時期に集中的な作業が必要となります。一方、畑では、それぞれの作物に応じた管理や収穫などの連続的な作業が求められ、また特に収穫時期には一定期間に集中して収穫を

行う必要などがあります。

各農業者には労力と時間とのバランスなどを考慮しながらそれぞれの向きに合った経営の判断が求められますので、議員がおっしゃられているような安易な畑地化には弊害があると考えております。

町営農センターとしても今回の国が推奨する畑地化と併せまして振興作物の研究や農地の団地化、法人経営化などの検討を重ね、各農業者が農業を続けられ、耕作放棄につながらないための様々な施策を検討させていただきたいと考えております。

宮脇議員

そうですね。ぜひそんな研究を進めながら、ずっと私が言っておる兼業農家や小規模の農家に対する支援として、どうしても行政側が引っ張っていけるような形の施策っていうのを提案していただくというのが重要かと思っておりますので、そんなことをお願いして次の質問に入ります。

1—6になりますけれども、ソバや麦、大豆の作付っていうのを推奨しておりますけれども、これから3年間の状況を確認すると特に麦と大豆の作付は増やしていくっていう感覚でJAの懇談会のときにはちょっと確認しましたけれども、ソバのほうはあんまり増えないような状況の予測を出しておりました。

それで、令和5年度の今の3品目の作付っていうものの状況を確認いたします。お答えください。

産業振興課長

御質問いただきましたとおり、飯島町農業再生協議会では需要に応じた米生産と所得向上などの観点からソバ、麦、大豆を重点推進作物としております。

令和5年産における作付の増加につきましては、5月末時点の計画でソバが面積456アールの増加、麦が面積279アールの増加、豆類では面積49アールの増加、これら3種の合計では784アールの増加となっております。

宮脇議員

私が想像していた以上の増加であります。いい方向かなあと思うわけですが、一方で、特にソバと大豆は雑草——私が子どもの頃には見たことのないようなアレチウリだとか、それからすごく大きくなる泥棒草、何ていう名前だかはちょっと、品種だかは分かんないですけど、あれが大発生しているっていうのが、特にソバと大豆については大発生しておるわけですが、併せて、そういう環境からしても、とてもソバや大豆を作っておるようには見えないような状況のところが見えられます。ぜひそういう面での雑草に対する研究もしっかり進めていただいて、耕作者のほうに重点的に指導していただくということも重要だと思いますので、ぜひそんな取組もお願いしたいと思います。

それでは1—7であります。

農業振興総合対策事業でスマート農業推進事業と女性の就農環境改善事業が予算化されました。非常に大きな金額が予算化されて、取組としてはいい方向に行っているのかなあという思いの反面、どうもその事業に対する支援っていうのは農業法人や大規模農家、それから認定農業者などの支援っていうふうにならざるを得ないのが私の思いです。

それで、私は、そういう投資が非常に厳しい小規模農業者や兼業農家等、多くの農業者への支援が農地の維持と荒廃防止につながると考えておりますけれども、そのような

産業振興課長

農業者への稲作だとか転作作物、それから野菜栽培等に対する労働や財政の支援、そんなような考えがあるかどうか確認をします。お答えください。

小規模農業者や兼業農家への支援の検討につきましては、町営農センターの課題ともなっており、検討を重ねているところでございます。

国が農業の大規模化、集約化を進める一方で、小規模農業者や兼業農家の野菜栽培等に対する労働・財政支援につきましては非常に難しい一面がございます。

一昔前は高額な農業機械を隣近所と共有化することが主流でしたが、担い手法人が作業を請け負う形が進み、高齢化や担い手不足がさらに進んだ中で、改めて小規模農業者や兼業農家への支援を求める声が上がっております。

営農センターを中心に各地区の営農組合、各農家と一緒に将来を考えていく時代になったという認識をしております。町営農センターとして営農組合や各農家と一緒に小規模農業者や兼業農家への支援の検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

宮協議員

ありがとうございます。ぜひ検討を進めていただいて具体的な施策っていうのを打ち出していただきたいなあと、そんなふうに思っておりますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

次は、新しく飯島流ワーケーション事業についての確認に移ります。

2番目の1となりますけれども、新型コロナウイルス感染症も5月8日以降はいろいろな今まで抑え込まれたものが改善されてきておりまして、まあ終息の状況にあるかなと、そんなふうに思うわけです。

それで、本年度の予約状況というのを確認したいと思っておるわけですが、現状の様子をお聞かせください。

町長

飯島流ワーケーション事業につきましては、本格的な事業開始から1年が経過したところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましてもこの5月8日から5類感染症に位置づけられまして、世の中がコロナ発生前の状況に徐々にですが戻りつつあることは、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

飯島流ワーケーションの取組につきましても、今年度は利用者を増やすよう取り組んでまいりたいと思っております。

予約状況等の詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。

地域創造課長

それでは、私から5月末時点の実績と予約状況について申し上げます。

実績としましては、4月は宿泊数が21泊の45名の利用、それから5月は26泊の76名の利用となっております。

また、6月以降の予約状況につきましては50泊123名となっております、5月7月8月に集中して予約が入っているという状況でございます。

これらの実績と予約を合計いたしますと97泊の244名の利用というふうになっておりまして、今年度の年間の宿泊目標を150泊というふうにしておりますので、5月末時点の実績と予約の合計と目標値の150泊を比較しますと、進捗率が65%というふうになり

ます。

なお、昨年の同期の8月末までの実績は27泊ということで、始まったばかりでしたのであまり伸びておりませんでした。昨年と比べると3.5倍という数字になっております。

年間の目標を上回る実績を出せるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

宮脇議員

5類になって以降、すばらしい滑り出しかなあと思います。

これから、8月のお盆の時期、その次には収穫の時期、この収穫の時期が人を一番呼べるかなあと思っておりますので、ぜひそんなところを大きくPRして、目標を大幅に達成できるようなふうになればいいなあと思っておりますので、積極的な取組をお願いしたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

昨年12月の議会——私個人としては緊急質問になったわけですがけれども——手助けが必要な小規模経営の農家支援ということで小型のラジコン草刈り機を活用した体験プログラムを検討しているということがありました。これは今実施可能な状況になったかどうかについて確認をいたします。

地域創造課長

ラジコン草刈り機につきましては、新たに採用する地域おこし協力隊の活動費からリース方式で導入するよう予算に計上してあります。

しかし、昨年度から募集を始めまして、これまでに3次募集まで行いましたが、採用に至らず、現在4次募集に向けた手続を進めているところでございます。

このような状況ですので、小型のラジコン草刈り機のリース契約ができずに、体験メニューも実施できる状況ではないというのが現状でございます。

宮脇議員

小型のラジコン草刈り機ということなんですけれども、実は、過日、ラジコン草刈り機の講習会に出席をしました。大変大きな草刈り機ですけれども、やってみたところ、これはなかなか難しいなあっていう思いがしました。多分、来た方にそれを使ってじゃあやっってくださいって言っても、多分やれる時間帯がないんじゃないかなあと、そんな思いがしたわけですがけれども、いろいろなプログラムの中で——私がそのときをお願いしたことをもう一回言いますと、小規模の兼業農家の支援とワーケーションっていうのを何とか一緒にしたような取組をしてほしいということをお願いしたように記憶しております。

次の質問に入りますけれども、この昨年2月に体験プログラム募集説明会が行われました。10名ぐらいでしたかね、その説明会に参加したと思うわけですがけれども、新規のプログラムっていうのができていると思うわけですがけれども、何件の新規プログラムへの参加があったかということと新しい体験プログラムへの参加の実績はあったかということ、それから、もしあればそれに対しての反響っていうのはどんなものであったのかについて御確認いたします。

地域創造課長

飯島流体験プログラムにつきましては、昨年2月22日に募集説明会を開催し、13団体15名の方に参加をいただいております。その後、各団体と調整を行いまして、飯島

流ワーケーション推進協議会委員以外の団体5団体の方に独自のプログラムを作成していただいております。

現在、協議会が作成したものと合わせますと約60プログラムをホームページに掲載しております。

直近では、ゴールデンウィーク中に関東圏や中京圏よりお越しいただいた計17名の方が「農家さんのお手伝い 地域貢献型プログラム」、こういった体験プログラムとして果樹の摘果だとか草刈り、チップ作り、それから苗植え、種まき、このような農業体験をしていただいております。

参加を受け入れていただいた宮協議員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございました。

農業体験をされた皆様の声といたしましては、農家さんが優しく接してくれてよい体験ができましたとか、ふだんは農業体験なんてまずできない環境なので畑に苗を植える一連の作業がよい経験になりましたなどの御意見が事務局に寄せられております。

農業体験を受け入れていただける農家や農業法人などは、自身の農作業の都合などもあり、いつでも受け入れられるというものではありませんので、できるだけ多くの皆さんに受入れ農家としての登録をいただくという必要もあろうかと思っております。現在の状況は決して十分ではないと思っておりますので、地元田切地区を中心に、町内全域を対象に受け入れていただける農家の皆さんを確保してまいりたいというふうにも考えておるところです。

今後ともさらなるプログラムの開発と仲間づくりや周知に努めてまいりたいと考えております。

宮協議員

今たまたま私の名前が出たわけですがけれども、それを受け入れるっていうことに俺は協力するよって言って、来る方の人数を聞いてびっくりして、その準備に非常に苦労したっていうのが感覚として残っております。

ただ、一年を通じて仕事としてはあるかなと個人的には思うわけですがけれども、ほかの仕事で誰か紹介してほしいっていうことがあったのに対して、なかなかそういうのがやっぱり難しいなあっていうのを実感しました。

ぜひ、これからもそんな方を募集しながら地域と一体となった形で飯島流ワーケーションっていうのが進んでいくといいかなと、そんなふうに思っておりますので、ぜひ成功させていただくように頑張っていたいただきたいなということをお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

〔宮協議員復席〕

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時ちょうどといたします。休憩。

休 憩
再 開

午前10時40分

午前11時00分

議長 会議を再開します。
一般質問を続けます。
9番 星野晃伸議員。
〔星野議員質問席へ移動〕

9番 星野議員 それでは通告に従って一般質問を始めます。
最初に、新聞報道にもありましたが、チャットGPT——ジェネレーティブ・プリトレーニングド・トランスフォーマー、いわゆる生成可能な事前学習済み変換器の導入と、どのように活用されるのかをお聞きします。
〔下平町長登壇〕

町長 答えいたします。
チャットGPTの躍進により生成AIの業界は一気に加速し、トップ企業や国を交えた世界的な議論となっております。
国では、デジタル庁が課題はあるが働き方改革につながるように解決していきたいとの話も出ているところでございます。
当町の試験導入の経過につきましては、私が直接チャットGPTを使用し、利便性の高いツールであることを確認したことがきっかけで、翌日、行政運営に生かせるか半年をめどに検討を始めるように指示をいたしました。
活用については担当課長から説明申し上げます。
〔下平町長降壇〕

総務課長 活用について申し上げます。
町長からの指示によりまして半年間をめどに試験導入をしているところでございます。
国、県の方針等も踏まえながら、よい点、不都合な点等について検証を進め、行政として活用していくのか、または活用しないのかも含めて検討をスタートしたところでございます。
活用につきましては、挨拶文など文書作成の補助、新規事業のアイデアづくり、統計処理等行政事務の効率化、また質の向上のためのデジタル相談役として役立つことを期待しているところでございます。
アイデアづくりにつきましては、一人では思いつかないことも2人なら進むこともございます。この2人のうちの1人がAIになれば、単純にですけれども人工が2分の1になりますので、人件費の削減にもつながらうかと思えます。
制度の問題もございますので、根拠の確認など課題もありますけれども、適した活用のほうについて研究してまいりたいと思っております。

星野議員 1—2ですが、チャットGPTは、いわゆるOpenAIが開発された自然言語の処理機能がございます。まだまだ開発途中で、機密情報や個人情報の漏えいが心配されるし、また誤った情報の共有にもリスクがあると思えます。
そんな中、企業のほうでは使用上の指針などを決めておりますが、町としてはどのようにお考えになっているかお聞きします。

総務課長 チャットGPTの使用につきましては、指定した条件の中で運用を許可しております。活用についての課題は個人情報等の機密情報の管理というふうに認識をしてございます。

 国、県でも議論されておりますけれども、5月8日付の総務省自治行政局デジタル基盤推進室からの事務連絡で「ChatGPT等の生成AIの業務利用について」との通知がございました。

 通常、行政文書には特定の商品名は載らないんですけども、表題に記載がされておりました、これまでになく注目されている事案であるというふうに受け取っております。

 この通知の要点を申し上げますと、チャットGPTは不特定多数の利用者に対して提供する用意された約款等に同意が必要な外部サービスに該当するため、原則として機密情報を取り扱うことはできないということでもあります。

 当町では、システム管理上、個人情報の取扱いとインターネットの環境を分けていて、インターネットに直接接続されている環境では個人情報を取り扱わないこととしてございます。その中で、情報化推進委員限定でIDとパスワードを配付し、個人情報を取り扱わないよう周知しながら委員の管理下で試験運用を行っているところでございます。

星野議員 分かりました。

 チャットGPTは、まだ善悪の判断基準が9歳児レベルだと言われております。行政での使用は大丈夫なのか。

 また、一番心配されるのは職員さんの負担が増えるのではないかと心配しますが、その点はいかがでしょう。

総務課長 検討をするためには試行錯誤が当然要するというふうに思っております。

 また、情報化推進委員に管理をお願いしていることから、試行運用期間での一定の負担はあるかなというふうに思っております。

 ただ、本質的には、先ほど活用について答弁しましたとおり、効率化が期待されるシステムでございますので、総合的には負担が減るものというふうに期待をしているところでございます。

星野議員 取りあえず、役場——行政側と町民の皆さんとは、やっぱり人間対人間ということが一番重要かと思っておりますので、その点もしっかりと考慮して使っていただければなあと思っております。よろしく申し上げます。

 2-1に入ります。

 鳥居原から石曾根の伊南バイパス付近の水田で黒いビニールのちぎれたものが農作業の害になっているということをお聞きし、現場を見に参りました。防草シートが劣化し風で飛ばされたものでした。

 状況を把握しているのかお聞きします。

建設水道課長 まず、国道153号伊南バイパスの管理につきましては長野県伊那建設事務所が行っているところでございます。

 県では管理する国県道について定期的にパトロールが行われていることや、町からも要望書を提出して対応について打合せを行ってきておりますので、状況は県のほうで把

握をしているところでございます。

昨年度は傷んだシートの撤去作業を実施されるなどの対応も進められておまして、今年度も引き続き継続して対応していくことを確認してございます。

星野議員

2-2としまして、シートの耐用年数を当初はどのように考えていたのか。

また、防草シートの張り替えを今検討しているとお聞きしましたが、これから先、いつ頃やっただけなのかということをお聞きします。

建設水道課長

初めに耐用年数でございますが、製品により違いがあるということです。一般的に防草シートの耐用年数は10年程度ということをお聞かしております。

また、県に確認したところ、劣化し防草効果がなくなった場合、繁茂する草類への対応が必要となることは認識をしているということで、今後の対応ですけれども、現段階での今後の対応については、予算面を含めて現在検討を進めているということでございます。

星野議員

町でも早期に対応いただくように要望を現在も行っているところでございます。

よろしく願いいたします。

3-1に入ります。

町のスポーツ施設のことをお聞きしますが、今、町民の皆さんと外部の方々の使用料金というのはどのようになっているかお聞きします。

教育長

使用料金に関わるお尋ねかと思えます。

町が管理している体育館、運動場、プール、艇庫の使用料は飯島町社会体育施設等使用料徴収条例で定めております。

このほか、弓道場の使用料は飯島町弓道場設置条例で定めております。

これらの金額の算定については、かつては年間の光熱費や消耗品など維持管理に関わる費用を利用者からいただく使用料で賄うように計算されておりましたけれども、近年は減価償却費と人件費やその他の経費を基に計算した原価に受益者負担割合を掛けて料金を算出しております。

受益者負担割合とは、全ての町民に必要なものなのか、また民間サービスに任せられないかを考慮するものであります。

スポーツ施設の場合は、全ての町民に必要なものではなく、個人の価値観によって使用するもの、また民間によるサービス提供は少し期待できるとして算定しております。

これによって算定した金額を町内者の使用料とし、町外者については一律にこの2倍としております。

また、営利を目的として使用する場合には4倍の額としております。

例えば飯島体育館アリーナの全面使用は、1時間当たり町内者は1,000円、町外者は2,000円であります。

弓道場を町内個人が使用するときには1時間当たり200円、町外者は400円と定めております。

なお、大学生以下については、この半額となっております。

星野議員

先日、弓道場のほうに見学に行かせてもらって、そのときに弓道場関係者の方からお

話をお聞きしたんですが、弓道場のほうは飯島の弓道クラブの皆さんがお掃除をしたり周りの補助をしてくれているんですが、やはりコロナで外部団体の皆さんの使用が少なかったため、やっぱり運営費をそこから捻出しているということがありまして、非常に苦勞しているということをお聞きしました。

この点で、料金を改正で値上げしていただけるのか、また補助があればいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

教 育 長 現在の使用徴収基準は受益者負担の適正化や透明性のある料金体系を構築するために適切なものと考えていますので、今のところ基準の見直しは考えておりません。

しかしながら、使用料が今後周辺自治体の類似施設と比べ均衡が取れない料金となった場合など、必要に応じて使用料については柔軟に見直したいと思っています。

なお、弓友会には長年弓道場の指定管理をお願いしております。現在の指定管理の協定はコロナ前の平成31年度に結んだもので、今年が5年間の協定の最終年となります。

収入の減少でやりくりが難しくなっていることについては既に相談を受けており、夏場の除草管理を一部文化館の草刈り時に合わせて行うなど、支出削減にも協力しております。

昨今の物価高騰などの影響も少なくありませんので、使用料の見直しも選択の1つではありますが、まずは来年度以降の指定管理料について検討する必要があると考えております。

星野議員 よろしくお願ひいたします。

4—1に入ります。

総務課長 総務課長にお聞きしますが、斑鳩町の曾谷龍平さんっていう方を御存じでしょうか。すみません。存じ上げません。

星野議員 無理もありません、野球をしていた方なら知っている方が知るかと思ひますけれど。

2014年に少年野球で——お父さんは役場職員でありまして——飯島に試合に来てくれました。その曾谷龍平さんが昨年度のドラフト1位に挙げられましてオリックス・バファローズの選手となり、先日1軍登録がされました。そのようなお祝ひ電報というようなものをしていただけるのか。

また、現在、斑鳩町との交流はどのようになっているのかお聞きします。

町 長 斑鳩町との交流のきっかけは、昭和59年に奈良県で開催されました全国身体障害者スポーツ大会に参加した長野県選手団が法隆寺を見学した際に斑鳩町のボランティアグループから湯茶サービスでもてなされたことがきっかけとなり交流が始まったということでございます。

その後、両町の社会福祉協議会を介して地域福祉やボランティア活動について情報交換、あるいは交流が進み、平成6年には友好姉妹社協提携を交わしたところでございます。

その後、平成9年に両町で災害時等相互応援に関する協定を締結しまして、その翌年——平成10年2月21日に飯島町・斑鳩町友好都市提携に調印し、現在まで多くの交流事業を行ってきたところでございます。

コロナ禍でここ数年は十分な交流ができませんでしたが、今後は以前のような交流ができるものと思っております。

交流事業の現状につきましては担当課長より説明申し上げますけれども、先ほどお名前をいただいた方についての質問については、あらかじめ質問をいただければ調べておきましたんですけれども、今とっさの質問ではお答えできないと思いますので、御勘弁いただきたいと思っております。

地域創造課長

都市交流は地域創造課の地域係が担当しておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

交流事業の現状でございますが、ここ数年はコロナ下ということもあり両町同士の交流ができていませんでしたが、昨年10月から徐々に交流を再開してきており、斑鳩町での新たなお祭りであります「和のあかりと未来へのひかり」、このイベントの物産展に当町から出展しております。

その後、11月12日には双方の産業祭り、これにお互いに参加しまして交流を再開したところが現状でございます。

議長

その前に星野議員に申し上げます。

星野議員

はい。

議長

先ほどの電報の件は通告の範囲を超えておりますので、御注意いただきたいと思えます。通告の趣旨の範囲で簡明にお願いをしたいと思います。

星野議員

大変申し訳ございませんでした。

それでは4—3に入りますが、斑鳩町以外で——大分災害等が日本でも多く起こっておりますが——災害の協定を結んでいる自治体とどのように交流しているのかお聞きいたします。

地域創造課長

斑鳩町以外の関係で私のほうからお答えさせていただきます。

斑鳩町以外でも交流を図ってきた自治体ですが、姉妹都市提携を結んでいるブラジルのフェラス市、それから災害時相互応援協定を結んでいる三重県鳥羽市、これがございます。

そのほかにも様々な関係をきっかけに交流を行った自治体はございますが、年月の経過とともにお互いが疎遠となったり自然消滅した、そんな形となっている自治体もございます。

自治体間の交流は何かのきっかけで始まるというケースが多く、時の流れによる衰退も仕方ない部分もあるのかなというふうに考えておりますけれども、書面で取り交わした自治体につきましては、必要により連絡を取り合いながら、先方の意向もお聞きする中で交流の場が設けられるよう進めていかなければならないというふうに考えております。

総務課長

総務課からは、三重県鳥羽市、災害時相互応援協定の締結をしている鳥羽市との交流についてお答えしたいと思います。

平成24年11月6日に鳥羽市と協定を結んでおります。

この協定に基づきまして、毎年、相互体制の確認ですとか通信訓練等を実施し、災害

有事におけます応援体制の維持に努めているところです。

今後もこの協定を継続するとともに、お互いの立地に起因する災害リスクを補い合える関係を維持してまいりたいと考えております。

また、産業祭り等を通じました交流についても継続してまいりたいというふうを考えております。

星野議員

分かりました。

5—1、最後の質問に入ります。

先日ですが、高遠原で花のハウスの火災がございました。ボイラー等の老朽化ではないかということでありましたが、燃料の高騰等で経営者の方は非常に困っているのではないかと察しますが、飯島町は花の町としてもうたっております。そのあたりで、ボイラー等の大分老朽化も進んでいる現状もありまして、その点の点検料だとかの補助などはできないのかということをお聞きいたします。

産業振興課長

まず、燃料高騰に対する支援としましては国の支援策であります施設園芸セーフティーネット構築事業がございまして、この事業は、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付する事業となっておりますので、各農家の経営状況に応じて御活用いただきたいと思いますと考えております。

また、昨今の燃料高騰につきましては、昨年度は激変緩和措置として飯島町農業資材等物価高騰対策補助金等により農家への積極的な支援を行わせていただき、多くの農業者に活用いただきました。

一方で、国際情勢を起因としながらの終わりの見えない燃料高騰の状態につきましては、町が継続的に支援をすることは難しい状況もございまして、精査した中で対応していかなければと考えております。

また、ボイラー等の老朽化に対する支援につきましては、省エネルギー対策等の計画的な取組を目的とした場合やバイオマスエネルギーの活用に取り組む、あるいは農業規模の拡大のための施設整備について、それぞれの内容に合わせた支援制度がございまして、

町では様々な支援制度の御案内や相談も随時受け付けておりますので、まずは御相談いただきたいと思いますなど、そのように思っております。

星野議員

よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔星野議員復席〕

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休 憩

午前11時25分

再 開

午後 1時30分

議 長

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1 番 伊藤秀明議員。

[伊藤議員質問席へ移動]

1 番
伊藤議員

それでは、通告に従いまして今回は4項目質問いたします。

1の質問に入る前に、食料品等の物価高騰に直結し、影響を特に受ける低所得世帯の子どもに特別給付金を1人5万円、住民税非課税世帯に10万円、生活困窮者世帯に3万円を給付することは承知しています。

物価高につきましては、2022年——去年1月から7月までに1万686品目が値上がりしております。それで、2023年の同時期、1月から7月までには2万825品目が値上がりします。これは去年の同じ時期に比べて2倍に上がっているということになります。

そして、つい最近、6月からは3,300品目が上がっております。

それで、今年の1月の調査では、アンケートによりますと98%の人が物価高を実感するというアンケート結果が出ております。逆に言うと2%の人は感じていないのかなあと思ってびっくりしたんですが。

それで、この値上がりによりまして——1番に移っていきませんが——2人以上の家庭で年間2万6,000円の負担になるという試算があります。

また、生活費のやりくりがきつい家庭が85%になっているという統計もあります。

それで、今まで町はコロナ禍における復興券というものを作りましたが、物価高騰についての商品券、目的は今度を変えて、ぜひ——今、主婦でも買物する人は値上がりによって大変生活のやりくりがきついと思います。それで、ぜひ町民全員の方への物価高に対する応援ということで、どういう形でもいいんですが、町で発行券を考えているかどうか伺います。

[下平町長登壇]

町 長

お答えいたします。

最近の物価高につきましては、ただいま議員さんがおっしゃられたとおり、国民全体、企業も含めて困っておるところでございます。

低所得者世帯につきましては、国の予算がつかまして、専決処分のほうでその対応を皆様方の御同意をいただきながらやらせていただきました。

しかしながら、どんな家庭も困っておると、こういう状況でございます。

新型コロナウイルスの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢に起因する国際的な原材料価格の上昇、また急激な円安に伴うエネルギー、食料品等の価格高騰は、今後も続くものと見込まれます。

当町では、これまで、厳しい状況にある町民や事業者の皆様を支援するため、国の財源も活用しながら様々な支援を実行してきたところでございます。コロナ関係の支援におきましては、町民の皆様、あるいは企業も含めまして、この3年間に26億円ほどに上る事業を行っておるところでございます。

令和5年補正予算においては、低所得世帯の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援

特別給付金、また住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等を、先ほど申し上げましたとおり、事業費を計上しております。

議員から御提案のありました議員がおっしゃる物価高騰対策商品券発行につきましては、事業費の財源確保も含め慎重に検討をしていく必要があるものと認識しております。

今後の町民や事業者の皆様への生活支援、経済支援策につきましては、引き続き国の動向や社会経済の状況を注視するとともに、適宜必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

〔下平町長降壇〕

伊藤議員

前向きな答弁と心得ました。ぜひ、よい機会を見つけてお願いいたしたいと思います。

これは毎月上がるんですよ。7月も上がるし8月も上がるし、もうずっと上がる物は決まっています、ますます生活苦になってくることは確実でありますので、よい機会を見つけて、それこそ町民のために、ああ、町長はさすが、やってくれたなあと、印象をよくしていただきたいと思います。財源もあると思いますが、ぜひお願いします。

2番に入っていきます。

まず、デジタル田園都市国家構想とは——大分聞き慣れている言葉だと思いますが、もう一回確認の意味で何のことかを確認いたします。これは長ったらしい名前なんで、デジ田と略して言っていますので、デジ田と言います。

デジ田とは「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する。」というのが政府の基本方針です。

特に、DX——デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をよりよいものへと変革することを言います。現在、あらゆる分野に開発、採用をしております。例を挙げれば、自治体窓口DX、農業DX、教育DX、防災DX、観光DX等々、多方面の分野でデジタル、DXの恩恵を受けて生活することになると思います。

実例を挙げますと、北見市では書かないワンストップ窓口になっています。受付ってどうか、窓口で何も書かなくて、画面操作をするだけでいいということで、既に令和4年の交付金を受けて全国で約70の自治体で書かない窓口を実施しています。

また、行かない窓口として自宅からスマホで申請できるという便利な技術があります。これは町民にもいいし、役所の職員にも大変軽減になると思います。

デジタル技術の活用により地域活性化を目指し、デジタル実装自治体を2027年までに1,500自治体に目標を設定しました。これは、全国の約87%で、国はデジタル実装をやってくださいよっていう目標です。

それで、飯島町デジタル田園都市国家構想というものを見ました。これを見ますと、飯島町としてはDXを使ってほかの市町村でやっていないことをやるんだ、得意な飯島流DX、これをぜひ飯島も研究、開発して特徴あるものをつくっていただきたいですが、それについて伺います。

企画政策課長

仮称でございますが飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の案ってということで今

策定を進めております計画がございますけれども、この計画につきましては国の補助制度でありますデジタル田園都市国家構想交付金の活用をするために必要な要件となっているところでございます。その要件を満たすために今回策定するというのが大きな目的の1つでございます。

策定の方法につきましては、現在、第6次総合計画が飯島町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる形となっております。まち・ひと・しごと創生総合戦略を仮称で今つくっております飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略と読み替える、そして国の示す方向性をひもづけるという形で町の総合戦略とするように作業を進めているところでございます。

したがって、第6次総合計画の内容を見直して何か新しい優先項目とか重点事項を設定するといったことでは、今回はございません。

飯島らしさや特徴ということで申し上げますと、第6次総合計画に盛り込んでいることが特徴と飯島らしさということになるのかなあというふうに思っているところでございます。

町の課題解決や魅力向上のための手段としましてデジタルの力を活用して取組を進めていくということになるかと思います。

少し具体的に申し上げたいと思いますけれども、現在、福祉タクシー券は紙でやっているところですが、これをマイナンバーカードを活用した形での取組が何かできないかということで検討を進めているところでございますし、今、議員のお話になりましたとおり、窓口でのそういったデジタルの技術を活用したところの検討を進めているところもございます。

そういったところは6次総の中でも項目として挙げておまして、行政手続のデジタル化の推進ですとかテレワークの推進ですとか、ICTを活用した教育環境の充実なども6次総の中で既に盛り込みをさせていただいているところでございます。

そういった中で、今回、国の示す方向性をひもづけて計画を策定して、何とか交付金の活用もできないかということで進めているところでございます。

交付金の活用としましては、モデルケースですとか先進事例、デジタル技術活用の想定事例が示されているところがございます。他市町村や県との連携も視野に入れまして、先行事例等を参考に補助事業の活用を検討してまいりたいと考えております。

伊藤議員

飯島らしくDXを推進していただいて——それこそワーケーションDXだって可能だと思えますよね。もう独自に飯島で考えてデジタル技術とワーケーションをつなげるという考え方もいいのかなと思っております。

それで、3番に入っていきます。

文科省は2023年4月19日——つい最近です。「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」を公表しました。

2025年までに新しくエアコンを設置すれば補助金対象になりますということで、25年までに設置すれば補助金が出るので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、2005年～2020年の間に熱中症により死亡した人が27人おるんですね、学生

ですね。それで、ほかの調査では1990年～2012年の間に熱中症で死亡した人が74人おるんですよ。部活中が多いんですよ、結局、部活中に熱中症で亡くなっちゃったという非常に痛ましい事故が起きております。

年々、気温の上昇により熱中症の死亡事故は増え続けると思います。

また、体育館は避難所としても利用することになり、夏場に避難することになれば高齢者、子どもも心配になります。

子どもの安全・安心を第一に考えている飯島町ならば、もう待たなしで体育館のエアコン設置に取り組んでいただきたいと思いますが、お考えを伺います。

教 育 長

お答えします。

飯島町が現在管理しているのは3つの学校体育館と4つの社会体育館であり、共に現在アリーナの空調機能はありません。

議員のおっしゃるとおり、気温の高い日は熱中症が心配される場所ではあります。

また、近年は——先ほどもお話がありましたけれども——体育館にもエアコンの導入を期待される、そんな御時勢になっているのかなあ、そんなふうに思っております。

しかしながら、エアコン設置に当たっては幾つかの大きな課題があります。

1つ目として、設置には莫大な予算が必要であるということ。体育館のアリーナは床面積が広く、高さも高い空間ですので、空調設備には機能も出力も高い性能が求められます。

2つ目として、現状の体育館は断熱性能が悪いため、そのまま空調設備を導入しても効果的ではないため体育館全体の改修が必要となってきます。

3つ目として、冷暖房能力に応じた維持管理費の増大が予想されます。

以上のような課題があり、現段階でエアコンを設置することは難しいと考えております。

しかしながら、町としましても夏場の体育館を利用するに当たっては、窓を開けて風通しをよくする、適度な水分補給をする、涼しい服装、無理な運動は控えるなど、様々な熱中症対策を講じながら利用していただくことが大切だと考えておるところであります。

伊藤議員

大変高額になるし、大変だと思います。

それで、エアコンを設置するに当たり日を遮る設備とともにエアコンを設置すれば補助金になるという条件がありますので、両方一緒についていう考えで国は進めております。

それで、熱中症で亡くなる実態は、体育の授業よりも部活中——バレーボール、バスケットボール中にやっぱり激しい運動で倒れちゃうっていう事例が多いみたいなので、大変だと思いますが、子どものために命を第一に考えるならば、お金がかかりますが前向きに研究していただいて、スポット冷房でも私はいいのかなと思いますけど、スポット冷房を多く置いて、設置してやれば運動しているところは涼しくなるので、ぜひ何らかの方法で考えていただければと思います。

4番に移っていきます。

帯状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかった人が加齢、過労、ストレスなどにより免疫

力が低下して体内に潜伏しているウイルスが再燃し、体のいろいろの部分に発疹ができます。

それで、2022年——つい最近ですね。認可されたワクチンの予防効果は、50歳以上は97.2%、70歳以上は89.8%が発症しないという非常に高い効果が認められています。

それで、日本人では50歳から発症率が高くなり、80歳までには3人に1人が発症すると言われています。

それで、ワクチンはいいいワクチンが出ているんですが、接種費用が非常に高額なんですよね、1回2万円とか。それで、高齢者も高いんで打たなくていいわってということで諦めている人もおるって聞いています。

それで、自治体によっては半額補助をしているという自治体も現れ始めております。ぜひ飯島もワクチン接種希望者に半額補助という制度を設けていただければ非常にありがたいと思いますが、お考えを伺います。

健康福祉課長

带状疱疹ワクチンについての御質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、現在、任意接種のワクチンとなっております。

任意接種のワクチンは、国が使用することを認めているものの予防接種法で規定されていないワクチンのことで、個人が感染症にかかったり重症化したりすることを防ぐために本人の希望と接種する医師の責任と判断によって行うものとなっております。そのため、費用は原則自己負担となっております。

現在、国の厚生科学審議会において带状疱疹の発症頻度やワクチン効果の持続性などから接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などについての議論が慎重に行われ、公費負担のある定期接種化に向けた検討が続けられておりますけれども、まだ具体的な方針等は示されてはおりません。

町といたしましては、現時点でワクチン接種の補助は予定してはおりませんが、国の定期予防接種化の動向を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

伊藤議員

国のほうもワクチン接種の補助について今検討中ということで、恐らく——私の観測的希望ですが——国が多分半額補助という制度になるのかなあと淡い期待を持っております。

ぜひ飯島も半額補助という——大変発症率が高いので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

〔伊藤議員復席〕

議 長

10番 片桐剛議員。

〔片桐議員質問席へ移動〕

10番

片桐議員

それでは通告内容に従いまして質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、1点修正をお願いしたいと思います。

通告書の3番の項目の詳細なんですけれども、「3—1」が2つ続いておりますが、2番目の項目を3—2に読み替えていただければと思いますので、お願いいたします。失

礼いたしました。

それでは質問に入らせていただきます。

町長が施政方針にも出された人口増対策としまして、これまでに実施している住宅取得支援対策に続く施策として子育てと仕事の両立支援ということがありました。

実施計画内では施策の6-3「若者や子育て世代の人口を増やす」ということで掲げられて、現在実行中かというふうに思います。

子育てと仕事の両立支援、また若者や子育て世代の人口を増やす、この具体的な内容について、また時系列的な今後の予定についてお尋ねをいたします。

〔下平町長登壇〕

町 長 お答えいたします。

人口増対策をここ数年やっておりますけれども、国でも少子化対策ということで「異次元の少子化対策」と銘打っているいろいろ大規模な支援をしておるところでございます。飯島町もそれと同時に事業を進めておるところでございます。

具体的な計画につきましては実施計画に掲示をしておりますところでございます。情報発信・魅力向上関係、子育て・婚活関係、定住促進関係、魅力的な保育・教育環境という4つの分野に整理しまして中長期的な15事業を3年分、実施計画で示しておりますところでございます。

第6次総合計画や飯島町人口ビジョン実施計画が——ロードマップという表現ではありませんけれども——それに当たるものと考えております。

主な事業をこれから具体的に申し上げていきたいと思っております。

まず、昨年から実施しております住宅関連の支援策でございます。

令和4年度の申請件数でございますけれども、マイホーム取得補助金、これは中古あるいは新築で取得する場合200万円補助しますと、こういうものなんですけれども、昨年度はこれが39件ございました。

また、息子が帰ってくるから家をリフォームしたいと、嫁さんをもらうから家をリフォームしたいと、こういう場合に住宅リフォーム支援補助金がございます、これも200万円、合計、昨年度は29件でございます。新築されました場合には向こう10年間の固定資産税が還元されていくと、こういうシステムでございます。

また、民間業者に対しまして住宅地の開発をした場合に200万円、これが3件出てきております。

都合、マイホーム取得のほうで68件、土地開発のほうで3件ということでございます。

今年に入りまして、4月から今までに住宅取得補助金を申請された方が13件、リフォームを申請された方が25件、合計、今までに38件、昨年からの通算で、合計で109件、この事業を御利用いただいております。

今年度は、それに引き続きまして、今度はおうちができて結婚されますと子どもができる、ということですね。それで、子どもができると今はもう女性は働きに出たいと、こういう生活様式が定着化してきておると保育園未満児を受け入れてほしいと、こういう希望が増えてくる。そういうことを見越しまして子育てと仕事の両立支援という

テーマで新たに保育園の受入れ態勢を強化したところでございます。

未満児を受け入れるにしても保母さんが必要でございますので、まずその前に保母さんの確保が必要だと、こういうことになってきます。保母さんは過酷なお仕事なのでしょうか、免許を持っている人はいるんですけども、実際にはお勤めになられていないというケースも多々あるようでございまして、魅力ある処遇に改善しなきゃいけないなということでございます。

それで、処遇を改善しまして、ただいまでは上伊那8市町村のうち一番上の、一番いい、こういう処遇改善になっておるのではないかな、そこを目指して処遇を改善しましたから、そういうふうになってきております。そういったことで受入れ態勢を強化したところでございます。

会計年度任用職員の処遇を改善することで保育士の確保策を進めておりまして、今までに保育士さんを新たに6名確保することができました。したがって、これで未満児さんの待機がほぼない時点ではあるのかなというふうに思っております。

また、今度は保育園の中で、おむつを今までは持ち帰りしていただいていたんですけども、おむつは保育園内で処分いたしますということで便利さが増しております。

今度は学校関係ですけども、スクールバスの増便をいたしました。送り迎えには非常に便利になったんじゃないかなと思うんですけども。

また、個人負担いただいている学童クラブの教材を町負担といたしました。

ファミリーサポート事業では、子育ての援助を受けたい方の経済的な負担の軽減、またサポートをしていただけるサポーターの方の報酬が増えるように補助をいたしました。

このほか関連事業として紹介したいのは、女性の就農環境改善対策補助、2番目にUターンIターンJターンの就業・創業・移住支援補助をつくったり、オンライン子育て相談サービスの開設、出会いの場の創出事業など新規事業のほか、不妊治療費補助の拡大や結婚生活支援事業補助、子育て世帯への上下水道関連の応援事業補助——前々から議会で御指摘されていたんですけども、生まれたばかりの赤ちゃんで下水道料金が人数割で増えるのは甚だ遺憾と、こういうお話の中で調査しましたところ、お一人赤ちゃんが生まれると——水を全然使わないってということはないですね、洗濯物が増えたり食器を洗ったりするのは普通の回数よりも多くなってくる場合がありますから、ある程度は増えるんです。お一人増えると1万円、統計上では上下水道費が変わると、そのうちの半分、5,000円は補助させていただきました。こういうことです。こんなことにも継続して取り組んでおります。

さらにさらに、奨学金返還支援補助ということで、奨学金の返済を抱えたまま飯島町へ戻ってこられた方につきましては補助をしましょうということで、これは早期にスタートできるよう現在準備中でございます。

今後は、令和6年以降につきましては、現在行っている事業の継続を中心に実施し、新規事業としては保育園支援システムの導入を予定しております。

また、人口増プロジェクトチーム等でよりよい支援策の研究、検討を継続しているところでございます。

片桐議員

以上です。

〔下平町長降壇〕

今の答弁で1—2というところまで答えていただけたかなあというふうに思います。

いずれにしても——15事業を3年分という話が出ました。3年計画ではありますけれども加加速度的に取り組んでいただければというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それでは質問2のほうへ移っていきたいと思います。

この間、子育て世代のお父さんお母さんとお話をする機会がありました。その中で町内の子育て環境というお話をさせていただきました。

まず、皆さんから聞かれた声とすると、町内で買物をする場所がないと、特に乳幼児が必要とするおむつ、ミルクなどの必需品が購入できないということ、不便であるという話がありました。

この件につきましては、町も議会も一緒になって企業誘致を鋭意行っているという話をさせていただいたところでございます。

続いて、ふだん利用している施設の内容という話題になりました。

飯島町では飯島町地域子育て支援センター——いっ子センターが開設され、便利に利用されているというお話でございました。支援の内容、遊具も充実してありがたいというお話であります。コロナ下でも施設職員の皆さんがしっかり対応してくださり安心して利用できる、地域に根差した施設だということを感じました。

また、あわせて近隣施設の利用も行っているというお話がありました。理由とすると、幅広い交流をしたいという点、またその施設の利用可能時間が長いという点、また施設の利便性などが上げられておりました。近隣でよく利用される施設ということで、近いところでいきますと高森町の「あったかてらす」のお話をお聞きしました。

本日、資料1を用意させていただいております。A3のものになりますけれども、こちらを御覧いただければと思います。

農道沿いになりますけれども、高森町の「あったかてらす」であります。

活動内容とすると、「つどいの広場」での交流事業や育児、子育ての相談事業、また会員の相互協力より運営するサポートセンター制度等という形になっております。内容については飯島と同じような形なのかなというように見させていただきました。

また、令和4年4月から運営自体を外部に委託しているというような記載もありました。またそういったところで違った風が入ってくるのかなという形であります。

この内容は高森町のホームページによるものになります。

その中で、写真1を御覧いただきたいと思います。「あったかてらす:写真1」ですね。

なぜ高森町のこの施設を利用するのかという点の1つは、玄関エントランスの部分に車寄せがある、非常に便利だと、雨の日でも濡れることがなく車に乗り降りができる、さらに小さなお子さんの利用にあってはおむつですとか着替えなど非常に荷物も多いということで、ドアを開けての乗り降り時間が非常に長いというところから、こういう車寄せが非常に便利だという話がありました。

あわせて資料2のほうへ行きます。

資料1のほうが「あったかてらす」の部分、資料2のほうはいっ子センターの現状の写真となります。見比べながら見ていただければと思います。

「いっ子センター：写真1」はエントランス部分の写真ですけれども、車寄せがなく、さらに拡大写真を見ていただきますと、玄関の外の入り口の部分は扉の開閉用にとっ手がついており、出入りの際はこれを回して出入りする必要があるという形になっています。この部分には屋根がかかっていないということで、雨等の場合は濡れてしまうということでもあります。非常に——天気がいいときはいいんですけれども——荒天の場合は苦勞をされているということでお話をお聞きしました。

そこで、2-1のほうへ行くわけですけれども、いっ子センターエントランスに車寄せの設置を希望するところですが、お聞きしたいと思います。

教育長

お答えします。

いっ子センターは飯島町地域子育て支援センターとして地域に住む乳幼児や就学前の子どもとその御家族の皆さんがいつでも気軽に利用できる場所となっており、毎日地域の子育てをされている皆さんに御利用いただいております。

議員からの御質問でございますが、いっ子センターは防災拠点施設にも指定されている状態です。

エントランスはバリアフリー化と障害者駐車スペースが設置され、併せて玄関周辺には先ほど御指摘のとおりお子さんの飛び出し防止のための安全フェンスを設置してあるところでもあります。安全フェンスの設置は、何よりもお子さんの安全性の確保を優先しているため、そのフェンスにより入り口が制限され、御利用される方にとっては車が寄せづらいところがあり、利便性においてどうしても御不便をおかけしていることとかわれます。

いっ子センターエントランスに車寄せを設置することにつきましては、そのほかの車両の通行を考慮した車寄せのスペースを確保しなければならないなど課題が生じますが、町といたしましても施設を利用するに当たっては少しでも利用者にとって安全で利便性もよくなるよう検討し、でき得るところから改善していきたいと考えております。

片桐議員

今、教育長からお話が合ったように、給食センターもあるところですので、素人考えでも正面にはなかなかスペース的に難しいのかなあというところ、また交通安全面でも厳しいのかなあというところは現場を見させていただいて思ったところあります。

ただ、やはり今の利便性の部分がありまして、例えばいっ子センターの南側に掃き出しになっている窓があると思いますけれども、その周辺を出入りのスペースとして設ける、屋根をつけるといったようなところは可能なかなというふうに考えました。またぜひ検討いただければというふうに思います。

そして、車寄せの話とともに駐車場についてのお話もお聞きしました。資料1の裏面になりますけれども、「あったかてらす：写真3」を御覧いただきたいと思います。

これは「あったかてらす」の実際の駐車場1台当たりの駐車幅を測ったものになります。

すけれども、車両1台当たり約3メートル30センチの幅がありました。

それで、いっ子センターはということで見てみたんですけれども、別面の「いっ子センター:写真2」のほうですけれども、2メートル25センチということで、約1メートル1台当たりの駐車幅が下がったというところが分かりました。

先ほどのお話ししましたけれども、小さいお子さんの乗り降りですとか利用の際には荷物が多くなる、ドアの開閉時間が長い、交通事故対策という観点からもこの部分を改善すべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

教育次長

いっ子センターの南側の駐車場は、令和3年度に幅を2.2メートルから現在の——二重線に今はなっておりますが——2.5メートルに駐車枠を拡幅する工事を行っておりますので、通常の日利用につきましては以前より広く利用できていると考えております。

議員からの御質問の駐車枠をもう少し広くできないかということでございますが、施設によっていろいろなイベントなどがございます。駐車場利用によって台数確保を優先する場合がありますので、その施設の状況であったり、利用状況を見て判断してまいりたいと思います。

片桐議員

ちなみに、文化館の駐車場は2メートル30センチ、飯島保育園の新しい駐車場は2メートル40センチでありました。

今もお話がありましたけれども、文化館は、収容人数ですとか駐車場台数の確保という兼ね合いもありますので、なかなか難しいのかなというふうに思います。

また、飯島保育園も今までの駐車スペースを考えますとかなり広く確保されたというところもありますので、様子見かなと思いました。

せめていっ子センターは拡充していただいて、そうはいつでも給食センターとの兼ね合いもありますので、「あつたかてらす」までは行かないにしても、雨天時に乗り降りが有効にできる、お子さんが交通面でも危険がないような形で拡幅をお願いしまして、2-2は終わりたいと思います。

続いて2-3のほうへ移っていききたいと思います。

現在、保育園、小中学校では、当園、登校生活を送るに当たって必要な通園通学用品というものがあろうかと思えます。例えば園服、靴、制服などがこれらに当たってくるかと思えます。これらの購入には少なからずお金がかかってくるものかというふうにお考えます。

現在、町では低所得者世帯への補助等の政策は実行されているものかと思えますけれども、これらの通園・通学用品の部分の考慮についてはいかがかなというふうにお考えます。

そして2-3になりますけれども、保育園、学校で必要な用品についての負担軽減策を求めますが、お聞かせいただきたいと思えます。

教育長

現在、保育園に入園するに当たってはかばん、布団、パジャマ、コップや本を入れる袋、小学校へ入学するに当たっては文房具、上履き、紅白帽子、中学校へ入学するに当たっては学生服、通学カバン、白いワイシャツ、体育用ウェアなどを御準備いただいて

おります。

町では、これまで保育園における負担軽減策として令和4年度から3歳以上児の給食費——月額3,000円になりますが、の無償化や今年度からは使用済み紙おむつの園内処分を実施しております。

学校においては、昭和48年度から続いているランドセル贈呈、準要保護対照家庭へ飯島町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に定められているとおり通学用品、新入学児童生徒学用品等の補助を行っております。

およその援助費支給額は、個人差もありますけれども、小学生が4万円～5万円程度、中学生が10万円～12万円程度となっております。

町としましては子育て世代を支援する施策は重要と考えておりますので、今後も、どのような施策が効果的なのか、議員の御指摘の通園・通学用品の負担軽減策も含め、支援する施策の1つとして研究してまいりたいと考えております。

片桐議員

ぜひ前向きに検討いただきまして、これは低所得者等々に限らず、今後、子育てをしやすい環境はまちづくりというところの1つの目玉になるのではないかというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは2—4のほうへ移ります。

現在、保育園では、行事などの写真を配布するに当たりまして、先生方が写真を選別し、集金し、各家庭へ配布しているという話を聞きました。

小中学校ではウェブサービスを使った注文やダウンロード販売も行われていると思います。

様々なお仕事を抱えて日々お忙しい先生方であります。まさに、このようなところからDX化を進めるべきではなかろうかというふうに思います。

DX化によって生まれた時間を子どもたちと接するという本来の時間に充てるべきではないかというふうに考えます。

保育園のデジタル活用の考え方、今後の展望についてお聞かせください。

教育次長

保育園のDX化につきましては、まずデジタルを活用した事務処理の検討を行っているところでございます。

令和4年度は、実際に幾つかの電子システムのデモ体験をし、導入検討を行っております。

また、デジタル活用に向け、保育園から通知やお便り、アンケートなどは情報連絡通信アプリきずなネットをできる限り活用し、保育士、保護者にも慣れていただくよう努めているところでございますが、まだまだ保護者の方の中にはデジタルより紙媒体で欲しいという意見もございます。

保育園では、今後DX化に向け、議員からの御提案もありました写真販売のオンラインシステム導入など、どのようなデジタルを活用すべきか、またそのために何が必要かも含め、保育士はじめ保護者に皆さんにとって有効な手段となるよう、できることから進めていきたいと考えております。

片桐議員

ぜひ早急に取組をいただきたいと思います。

教育長

それでは質問3のほうへ移っていきたいと思います。

町内の保育園ですけれども、飯島保育園、東部保育園、七久保保育園と3園ありまして、各地域で伸び伸びとした保育が実施されていることと思います。

一方、幼稚園という施設は飯島町にはなく、選択肢といった意味では町内の中で見ると狭まってしまう部分もあろうかなあというふうに思います。

質問1のところ、冒頭でもお話をしましたけれども、人口増、子育て世代の増加の観点から、小さい頃の教育環境に引かれて移住を考える、子育ての地を考慮するといった声を持たれている皆さんが少なからずいるということが分かりました。これはこの間に話しましたお父さんお母さんとのディスカッションの中で聞かれた話であります。

3-1のほうになりますけれども、3園でそれぞれ特色を生かした独自のカリキュラム、園づくりというものが可能なかといったところになります。

例えば、この保育園では地域との触れ合い、体験が特徴ですよ、この保育園では山遊びができますよ、この保育園ではモンテッソーリ教育ができますよ、そういったような独自のカリキュラムというものが今後は必要になってくるのかなと思いますけれども、考え方をお聞かせください。

保育園では、飯島町の基本理念である飯島の未来をつくる子どもを育てるの下に、毎年それぞれの園において今年度のグランドデザイン及び子どもの発達過程ごとの保育目標、保育内容を含めた計画を立て、保育を実施しておるところであります。

本年度の重点として、飯島保育園では戸外遊びや野菜作りを通した食育活動の充実を掲げて取り組んでおります。

また、東部保育園では、戸外遊びを中心にとことん遊ぼうをキーワードにして、やりたいことを自分で見つけることを大事にした活動に取り組んでおります。

七久保保育園では、異年齢での交流に重点を置き、何をしたいかを年長児を中心に子どもたち同士で考え、遊びを自分たちでつくることを大切に取り組んでいるところであります。

また、今年度、七久保保育園では、長野県教育委員会主催の信州フィールド研修の一環として七久保小学校1年生との保小連携事業にも取り組んでいく予定であります。

このように、それぞれの園において子どもたちの実情を把握し、課題を見つけ、園長先生を中心にしながら具体的な特色ある取組に向けて保育内容を考えてくださっているところであります。

保育園の特色とは子どもを横に置き外に向かって目立つ保育活動を展開することではないと私は考えております。

保育活動において最も大切にしないといけないのは、子どもたちが遊びを自らの力で生み出し、時を忘れて遊び込み、あしたもこの続きをやろうと願いを持てること、そんな子どもたちをどのような活動を通して育てていくのかを保育士の皆さんが知恵を出し合い具体的に実践していただくことだと考えており、特色ありき、あるいは特色が先行するような活動であってはならないと私は考えております。

補足となりますが、11月には現在幼児教育の分野では国内屈指の方である前東京大学

教授・現学習院大学教授の秋田喜代美先生に来町していただき、町内保育園の取組について具体的に御助言をいただく予定であることを申し添えておきます。

片桐議員

先ほど申しましたように、移住を考える1つが教育にあるというところの声があるのは事実でございます。

今、教育長のほうからそれぞれの取組についてお聞かせいただきました。

引き続き飯島独自、飯島ならではの教育ということで、園長先生等々を含めてまた進めていただければというふうに思います。

それでは3-2のほうへ移ります。

園の生活に関わる部分ですけれども、特に保育園の場合、お昼布団、おむつ、着替えなど、とにかく荷物が多という声を聞きます。小さい子どもを連れ、さらに兄弟がいる家庭などは雨に濡れてしまうということで、送迎が大変だという話がありました。

また、保育園に預け入れを希望しているというところ、これは親御さんが働きに出たいからといった需要、働き時間を確保するためといった考えもあるということもお聞きしました。

資料3のほうを一緒に見ていただければと思いますけれども、2019年7月からおむつのサブスクを開始した手ぶら当園——BABY JOB株式会社運営のサービスですけれども、全国展開をしております、2023年6月現在、全国の3,550の施設でおむつのサブスクを導入しているということでありました。県内では6施設の導入ということです。

ほかにもおむつのサブスクを開始している事業者がありますので、数的にはもっと多いかなと思います。

実際にサブスクを利用したの声がありまして、おむつに1枚1枚名前を書くのが大変であったと、これを導入したことによって直接保育園におむつが届くので毎日名前を書いて持っていく必要がなくなった、準備、負担の軽減になり時間にゆとりが持てるようになったと、また荷物が少なくなったので子どもと手をつないで仲よく当園ができるようになったと、子どもとの会話も増えたというような事例が載っておりました。

このように、生活様式の変化に伴ってサービスの変化が望まれている部分も多いのかなというふうに思います。

3-2ですけれども、保育園でのおむつのサブスク、また公園でのおむつのサブスク、自動販売機導入といったもの全国ニュースに出ておりました。この辺の町の考え方を聞きします。

教育長

それではお答えします。

公園でのおむつの自動販売機については地域創造課のほうからお答えになるのかなと思いますが、保育園のことについてお話ししたいと思います。

おむつのサブスクとは、保育園で使用する紙おむつとおしりふきが定額で使い放題になるサービスで、保育園がサービス業者と提携し、希望する保護者がサービスを利用できる仕組みでございます。

保育園では、現在、保護者がおむつに1枚ずつ名前を書いたものを使用しております。

今年度から園で使用済みのおむつは園で処分するようになりましたので、保護者の方はおむつの残りの数により今日は何回おしっこをしたのか等の確認をしているようであります。

おむつのサブスクを導入した場合、保護者はサブスクを利用する利用しないの選択をすることができますので、保育園ではサブスクのおむつと個人持参のおむつを使用するに当たり間違えないように注意しなければなりません。

また、おむつサブスクの利用に当たっては、長期欠席をした場合や成長とともにトイレでできるようになった場合などは、使用頻度が減ることにより割高になってしまうことも考えられます。

月契約でありますので、日々変化する中で対応しなければならないところが未知で、不安を抱えている状況であります。現在試験的に導入している園の御意見であります。

おむつサブスクにつきましては、今後、保護者の方の御意見もお聞きし、一番は保育士さんのさらなる業務負担になる可能性も含んでいることも含め、それから利便性の向上も含め、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

片桐議員 サービス導入に当たっては様々な両意見があろうかと思えます。またこの辺も早期にアンケートを実施する等、保護者の皆さんの意見をお聞きする中で、新しいサービスにもぜひ目を向けていただければというふうに思えます。

議長 片桐議員、公園の話はいいですか。

片桐議員 あ、公園のほうの話を、すみません、よろしく申し上げます。

地域創造課長 公園へのおむつの自動販売機の設置ということでございますが、公園の指定管理者と相談しながら、利用がどのくらいあるのかとか研究をしてまいりたいと思えますので、よろしく申し上げます。

片桐議員 失礼しました。

同じように、新しいサービスにもぜひ取り組んでいただければと思えます。

資料3のほうにもありました岐阜市のほうだったと思えますけれども、公園のおむつ自販機という話がありまして、そこは、やはり水を基調とした公園というような形で濡れたりするという話がありまして、そうすると、当町の与田切公園も水が豊富ですし、重なるところもあるかなというふうに思いましたので今回聞かせていただきました。

それでは最後の質問に移ります。

保育園での白米の提供等についてというところになります。

現在、保育園では、給食の際、家庭から白米を持参している経緯があろうかというふうに思えます。

昨今の地産地消の問題、また食育の問題からも、基幹産業が農業という飯島町でありますのでお米も提供してはどうかあというふうに思うわけですがけれども、この辺の見解をお聞きしたいと思えます。

教育次長 保育園給食は、これまで3歳児からは副食のみを提供する副食給食となっており、白米を持参していただいております。

町においては、令和元年度以降3歳以上児の保育料を無償化し、令和4年度からは給

食費を無償としておりますが、白米——主食につきましては引き続き御持参いただいております。

保育園給食で白米を提供する場合、1つ目として炊飯する場所の確保や炊飯釜、それからクラスごとの容器や御飯茶わんを保管する場所の確保による施設的な課題、2つ目として調理する人員、各クラスへの配食、個々への配食など人的体制の構築があり、どの保育園においても白米提供を想定した施設にはなっていないところでございます。

また、実情として、お箸が上手に使えないお子さんはおうちの方が食べやすく一口大のおにぎりにして下さったり、お子さんが食べ切れなかった御飯を持ち帰るときは食べた御飯の量を見てその日のお子さんの状態を把握できているようです。このように保護者の皆さんも子ども一人一人の状況を把握していただいているので、各家庭と保育園がつながっている面もあると考えております。

御質問の白米給食の見直しにつきましては、御趣旨を御理解いただき、これまで同様、引き続き御協力をいただきたいと考えております。

片桐議員 やはり各家庭の事情であったり、保護者の皆さんが働きに出たいというような側面もございまして。そういったところから白米の用意が難しいといった話も聞かれておりますので、先ほどのサブスクの話もそうですし、密に保護者の皆さんの声を抽出する中で、ぜひ新しいサービスという点も今後は考慮していただきたいというふうに思います。

一連の質問でありましたけれども、やはり飯島らしい教育をつくることで人口増対策、子育て世代の増加といったところが見込まれるのではないかなというふうに私は考えております。ぜひ飯島流教育環境の確立を求めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

[片桐議員復席]

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を3時ちょうどといたします。休憩。

休憩 午後2時42分

再開 午後3時00分

議長 会議を再開します。

一般質問を続けます。

2番 坂井活広議員。

[坂井議員質問席へ移動]

2番

坂井議員

それでは通告に従って一般質問を行いたいと思います。

今回の質問事項ですけれども、「飯島町の自殺対策事業に男女別の視点を取り入れること及び男性専用の相談窓口を作ることについて」となります。

この質問をする経緯なんですけれども、私は社会文教委員会に属しておりまして、そこでいろいろと勉強をしているんですけれども、その際に自殺の対策に関する計画が飯島町にはありますということをおっしゃって、その資料を見たんですけれども、その中

に非常に驚くデータがありましたので、ちょっとその後調査を行いまして、本日の質問に至っております。

いつも時間が足りなくなりますので、今回は1項目だけということにさせていただきます。よろしくお願いします。

では1—1に行きます。

平成31年3月に策定された飯島町のち支える自殺対策推進計画は令和6年3月に期間満了を迎えます。

自殺対策推進計画が作成された経緯と計画の趣旨は何でしょうか、お答えください。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

坂井議員からは自殺問題について取り上げていただきました。

なかなか自殺問題を正面切って取り上げるということはよけて通る部分が今までは多かったですけれども、自殺対策の計画を町がつくることを義務化して、その対策を取りなさいということ、あるいは日本中でも自殺ということ正面からみんなが考え直す、取り組むということが大事だというお話を聞いておるわけなんですけれども、今回、議会で自殺について正面からの議論が深まることを期待しておるところでございます。

質問にお答えするに当たりまして、御家族や近しい方を亡くされた方々のお気持ちを思い、真摯たる思いでお答えさせていただきます。

まず計画策定の経緯でございますけれども、平成18年に自殺対策基本法が基本となりまして国を挙げて自殺予防対策が始まったことを受けまして、町では平成21年から自殺予防に事業として取り組むこととし、従来より行っている心の健康づくりや精神保健対策に母子保健や健康づくり、地域づくり、福祉や介護等の切り口も加え、個別及び地域への取組を行いました。

そうした中、平成28年度に自殺対策基本法が改正されまして、全ての都道府県及び市町村が都道府県自殺対策計画また市町村自殺対策計画を策定することが義務化されました。

これを受け、町の個別計画としまして新たに飯島町のち支える自殺対策推進計画を策定したところでございます。

本計画の趣旨は、本計画の実行を通して誰もが自殺に追い込まれることのない生き心地のよい飯島町の実現に向けた動きをつくり、かけがえのない命を守ること、そのためにみんなが支え合う福祉のまちづくり、誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくりができ、地域福祉の基盤であるお互いさまの暮らしができることを目指しておるところでございます。

自殺につきましては、今いろいろのデータが出ておるところなんですけれども、日本は比較的多い、世界に比べて。そして、20代30代の死因は自殺が1位になっております。最近では不幸なことに10代も自殺が1位という状況が、今、日本で生まれておる状況でございます。

〔下平町長降壇〕

坂井議員 今、計画の経緯と計画の趣旨についてお答えいただきました。
資料1の2ページ目を御覧ください。

資料1の2ページ目の「1」の一番下の段落のところの一番最後の部分に「本計画の実行を通して、「誰もが自殺に追い込まれることのない、生きごちのよい飯島町」の実現を目指して」と、生き心地のよい飯島町の実現、これが最終的な目標という理解でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 最終的な目標はこちらかと思えます。

坂井議員 では、続いて1—2に移ります。
自殺対策推進期間満了は令和6年3月となっております。この期間満了後、自殺対策推進計画は更新されるのでしょうか、お答えください。

健康福祉課長 飯島町のいち支える自殺対策推進計画は、今年度中に第2次計画を策定する予定でございます。

策定に当たりましては、国、県から提供されます飯島町における地域自殺実態プロフィールにおいて推奨される重点パッケージ、こちらを目安といたしまして、町の皆様からの御意見をお聞きしたり、今までの取組や現状を踏まえ、健康長寿のまちづくり推進会議の審議を経る予定で考えております。

また、長野県精神保健福祉センターの自殺対策推進センターの技術支援を依頼しているところでございます。

坂井議員 今お答えにありました——新たに、来年度、新しい計画をつくるということで、その際には国、県から提供される重点パッケージというものを前提として、その後、町民の意見を聞いたりして策定していくということなんですけれども、これは国と県が提供した重点パッケージに従ってということなんです。それは町の独自性というのは出せるんでしょうか。

健康福祉課長 国、県から提供されますこちらのほうのプロファイルにつきましては、厚労省がまとめているデータで、地域ごとに傾向だとかあらゆるデータを特別な集計をいたしまして提供がなされるものでございます。そちらのほうも参考といたしまして立てていくものになっております。

坂井議員 そうすると、飯島町としての独自性も出せるという理解でいいんでしょうか。

健康福祉課長 独自性のほうも加味しながら立てていくことができるというふうに思っております。

坂井議員 では、続いて1—3に移ります。
飯島町において平成20年から平成24年までの5年間における自殺者数の累計と男女別の割合、また平成25年から平成29年までの5年間における自殺者の累計と男女別の割合をお答えください。

健康福祉課長 お答えいたします。
平成20年度から平成24年度までの5年間の自殺者数の累計は12人で、うち男性9人75%、女性3人25%、平成25年度から平成29年度までの5年間の累計は同じく12人で、男性9人75%、女性3人25%でございます。

坂井議員 資料2にも記載されているんですけれども、そうすると、今のお答えですと、平成20

年～29年の10年間は、ずっと男性の自殺が女性の自殺の3倍あったということでしょう。

健康福祉課長 そのとおりだというふうに思っております。

坂井議員 では、続いて1－4に移ります。

飯島町のいのち支える自殺対策推進計画で挙げられている3つの重点施策とは何でしょうか、お答えください。

健康福祉課長 御質問の3つの重点施策についてお答えいたします。

自殺総合対策推進センターが飯島町の自殺の実態を分析した直近の5年間のデータ、こちらに推奨された飯島町の重点パッケージである高齢者、勤務、経営、無職者、失業者、子ども、若者を基本といたしまして、今までの取組を勘案し、3つの重点施策というようにしております。

1つ目に「30代から60代への支援の強化」で、勤務、経営、無職者、失業者を含む施策となります。2つ目に「妊娠・出産期から子育て期、子ども・若者層への支援の強化」、3つ目に「様々な年代、状況の方の支援の強化」で、高齢者、メンタル不調者、ひきこもりなどへの支援策を掲げているところでございます。

それぞれにハイリスク者対策、前段階の予防、周知、啓発の具体的な実施事項を掲げて実施しているところでございます。

坂井議員 今ハイリスク者対策とありましたが、ハイリスク者対策というのを少し詳しく説明していただいてよろしいでしょうか。

健康福祉課長 それぞれの重点施策ごとにリスクの高い方への危機介入についてを項目として掲げ、そこに対する予防策を掲げて進めているところになっております。

坂井議員 では、続いて1－5に移ります。

平成21年度から平成29年度における自殺対策事業として飯島町ではどのような事業が行われてきたのでしょうか、お答えください。

健康福祉課長 この計画については4つの基本施策として「地域・役場内におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の育成」「町民への啓発と周知」「様々な「生きる」支援の推進」を掲げ、それぞれ具体的な事業を行っております。

計画策定前から実施しておりましたところの相談、音楽療法、母子保健分野の産後鬱対応、親支援の講座プレママ講座、町と小中学校共同事業のつばさの会での命の大切さの授業、ゲートキーパー養成事業などを引き続き行いまして、また新たに県が推奨した事業SOSの出し方に関する教育プログラムを実施しております。こちらのほうのプログラムにつきましては、小中学生を対象に町の保健師が出向いて相談の仕方や一人で抱え込まず相談していいんだよというような内容の授業を年に1回行っているものでございます。

また、町内の精神科医とのコラボによるワークショップを昨年度より始めております。

新型コロナウイルス感染症の影響で集団への取組については計画どおりに実施ができていない状況もあるところでございますが、飯島町のいのち支えるネットワーク会議の設置につきましては、地域共生社会やひきこもり対策に係る事業と併せてつくる方向で内

部検討を進めているところでございます。

坂井議員

今お答えいただいた内容なんですけれども、当時者支援、母子保健、若者支援、人材育成と、人材育成としてのゲートキーパーというのがあると思うんですけれども、基本的に——すみません、資料4を御覧ください。基本的にこちらの表1に記載されている当時者支援、母子保健、若者支援、人材育成というのをメインに行ってきたということでしょうか。

健康福祉課長

そうですね。こちらのほうは引き続き行っているような事業となっております。

坂井議員

こちらの資料4にも記載されていますとおり、表1の「当時者支援」「こころの相談」ということが行われているんですけれども、こころの相談は9年間で487回、延べ693人が受けたということなんですけれども、このうち——すみません、ちょっとこれは自分で今答えを言ってしまったんで、すみません。693人受けたってということなんですけれども、この期間における利用者の男女別の割合をお答えください。

健康福祉課長

こころの相談を受けた方の男女別の割合についてでございますが、男性が約2割、女性が約8割という状況でございます。

坂井議員

では、続いて1—8に移ります。

今、利用者の男女割合についてお答えをいただきまして、女性が8割、男性が2割ということで、その上で、先ほどの資料2の一番下の部分、「グラフIV—1」という部分なんですけれども、男性のほうが女性に比べて3倍も自殺の割合は10年間ずっと高かったと、その上でこころの相談も8割が女性であると、それであるにもかかわらず自殺対策推進計画の趣旨や重点施策に男女別の視点というのが盛り込まれていないんですけれども、それはなぜでしょうか、お答えください。

健康福祉課長

市町村の自殺対策計画についてですけれども、こちらは自殺対策基本法の第13条第2項に「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（中略）を定めるものとする。」というようになっております。

本計画は、平成30年に大綱、県計画、飯島町の自殺実態プロフィールを基本に現場の状況を加えて策定したところでございます。

男女別の視点が盛り込まれていないのはなぜかという御質問の明確なお答えとは行きませんが、理由といたしましては、男性の自殺死亡率が高い状況は国も県も見られるところなんですけれども、当時の国の自殺大綱や長野県の計画には男女別の視点は盛り込まれていなかったことと、町が行う地域の実情の勘案については、当時該当がなくプロフィールになかった10代20代の若者世代への取組、こちらのほうを加えておりまして、男女別に着目した施策の検討という視点がなかったためでございます。

坂井議員

では1—9に移ります。

その前に、先ほどの1—8の質問に対しては国や県には男女別の視点なしということで、それは全くそのとおりだというふうに私も思っておりまして、国や県にそういった施策がないので町としてもそういったものをなかなか実施しづらかったのかなという部分は思うところであります。

ちょっと戻りますけれども、資料の1の3ページを御覧ください。

これが計画の位置づけとなっております。

この真ん中の少し上に飯島町のち支える自殺対策推進計画がどういうふうに策定されたのかというふうな図が書いてあるんですけれども、一番上が国ですね、右上、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱というものが定められて、それに基づいて、県、長野地域福祉計画、長野県自殺対策計画というものが定められ、それを前提に、それを参考に飯島町のち支える自殺対策推進計画というものが出来上がっているという位置づけになっております。

ですので、今お答えになった内容として、国、県にそういった視点がなかったということは、そのとおりなのかなというふうには思うところではあります。

その上で1—9に移ります。

資料5を御覧ください。

資料5は、ちょうど今私が説明した国の自殺総合対策大綱というものです。

資料5の1ページが平成28年に策定されたもの、続いて資料5の2ページが令和4年10月に閣議決定をされたものです。

それで、まず古いほうから、今の町の自殺対策推進計画の前提となっているものが資料5の1ページ目なんですけれども、資料5の1ページ目には男女別の視点は全くないです。これに関しては全く含まれていません。

それで、続いて、じゃあ去年10月に出来上がった自殺対策大綱はどうなんだということで、新しいほう、2ページ目を見ていただきたいんですけど、ここにも全く——私はこれがちょっと理解できないんですけど——この視点がなくて、国は。

それで、新たに含められたのが「女性に自殺対策を更に推進する」と、これ自体を私は全く反対するものではありません。自殺者の割合は変わっていないんですけども、数自体は男性は減っていますけれども女性の減り方はそこまで減っていないってことなんで、割合は変わらないんですけども女性の数があまり減っていないので女性の自殺対策をさらに推進するという事になったとは思いますが。

続いて資料6を御覧ください。

資料6は警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室が作ったものなんですけれども、これが平成9年から平成29年までの21年間の自殺者の男女別構成比の推移というものです。「第1—20図」と書かれているものです。

これを見ていただければ一目瞭然なんですけれども、この図の見方は、各年度に棒が2つあると思うんですけど、左側の棒が男性、右側が女性です。これを見ていただければ分かりますとおり、平成9年、自殺者の割合の67%が男性、32.7%が女性です。その後もずっと見ていただければ分かりますとおり、平成10年は70%が男性、30%が女性で、平成15年は72.5%が男性、27.5%が女性、そして平成29年、これも69.5%が男性で30.5%が女性というふうになっております。

そして、資料2を先ほどお示ししたとおり、飯島町においても男性のほうが女性の3倍自殺しています、10年間で。

したがって、国も町も自殺者の割合ははるかに男性のほうが大きいです。

この点について何が原因なのかっていうのははっきりさせることは難しいんですけども、一応、ちょっと興味深い資料があったのでお示しします。

資料7を御覧ください。

これは厚生労働省の「令和3年度自殺対策に関する意識調査報告書」というものなんですけれども、これは男性女性1,000人ずつに相談や助けを求めることにためらいを感じるかということについて調査したものです。

これは、丸がついてあるところを見ていただきたいんですけど、性別は男性と女性で、右上の「そう思う」というのは、「相談や助けを求めることへためらいを覚えるか」ということに対してためらいを覚える人は「そう思う」と、ためらいを覚えない人は「そうは思わない」という回答です。

その上で、最後にこの右側の下部分を見ていただきたいんですけども、男性が相談や助けを求めることにためらいを覚えるというふうに答えた回答は43.4%、一方で女性が相談や助けを求めることにためらいを覚えるかということに対して「そう思う」と答えた率は34.7%、逆に相談や助けを求めることにためらいを覚えるかということで、ためらいを覚えないと答えたのが男性は74.2%に対して、女性は56.2%がためらいは覚えないというふうに答えております。

なので、これは生物学的なものなのかはちょっと分からないですけども、調査結果によっても男性というのは相談や助けを求めることにためらいを覚えがちだということが言えると思います。

続いて資料8を御覧ください。

これが非常に私は面白いと言っちゃよくなんですけど、興味深い資料でして、これは、国際男性デーというのが30年前につくられたんですけども、その際に熊本日新聞が行ったアンケート調査です。

これはどういうことが書いてあるかというと、男だから生きづらいというふうなことを感じるかというのをアンケート調査したということです。

それで、そうしたところ「男だから生きづらい」というふうに答えた人が7割に上っているということなんですけれども、一番重要なのはそこだけではなくて、3段落目、「『男だから』という理由で、生きづらさを感じるがあると思うか」との問いに——これは男性と女性の両方にアンケートを取っているんですよ。「男だから生きづらさを感じると思いませんか」というのを男性に聞くし、女性にも聞いているんですよ。それで、そのときに「『男だから』という理由で、生きづらさを感じるがあると思うか」との問いに男性は58%が「ある」と答えて「ない」は42%なんですけど、その後、女性は「ある」って86%が答えているんですよ。

要するに、どういうことかっていうと、女性も男性って生きづらくなっていうふうに思っているっていうことなんですよね。これは非常に興味深いなと思っておりまして、男性もそう思っているし、女性もそう思っているということで、なんで、結果的に男女比がちょっと分かれたんで「男だから」生きづらい…7割」というふうな表題になって

おります。

それで、ここにも書いてあるんですけども、何でも、何でこういう結果になるかっていうと、やっぱり給料がここ30年全く上がっていません。それで、それにもかかわらず、ここにも書いてあるんですけど、家計は男性が支えるものとか、父親が一家の大黒柱でなければいけないとか、あと、ちょっとこれは女性に怒られるかもしれないですけど、やっぱり収入が高い男性が魅力的だというふうに答える女性の方は多いです。

それで、一番の極めつけは、専業主婦っていうのは社会的にもうすごく認められていて、むしろ最近では共働きが増えてきて専業主婦に対する憧れがある女性が増えているというふうなことも聞くんですけども、逆に専業主夫——ハウスハズバンド、専業主夫というのは社会的にほぼ広まっておりません。むしろ、専業主夫——ハウスハズバンドをやっていると、何かひもとかいうふうに言われてしまったりとかする社会情勢というか、そういうのもあるのかなというふうに思っております。

それで、このような社会の意識というか、私は偏見だと思っているんですけど、男性が稼がなければならないというのは。そういった偏見がなくなるには、正直、すごい長い時間がかかるかなというふうに考えております。

そこで、1—9の最後のところなんですけれども、町の自殺対策事業について町独自に男女別の視点を盛り込み——令和6年3月で期間が満了し令和7年から策定されるということなんで、期間的にもちょうどいいのかなというふうに思いますので、それで先ほどの答えですと町の独自性も出していいということだったので、町でもそういった自殺率は男性のほうがかなり高いうような資料もデータもありますので、もう国は期待できないので町独自に男女別の視点を盛り込んで町の自殺対策事業にも反映させること、そして男性専用の相談窓口を設けるべきだと私は考えます。

これについては資料9を御覧ください。

これは男性相談窓口一覧ということで、「男の生きづらさに応える男性相談窓口一覧」というものです。これの2ページ目以降に各都道府県ではこういった男性専用の窓口がありますよということが記載されております。

それで、これはNPOがやっていたり行政がやっていたりするんですけども、長野県は、ちょっとここをクリックしたら今は行っていませんみたいなことが書いてあったんで、もう今は行ってないんだなと思ったんですけども、愛知県とか名古屋市は行っております、行政として。なので、こういったことを行政で行うっていうことは全く不可能じゃないというふうに考えております。

それで、資料4をもう一度見ていただきたいんですけども、資料4には男性専用の支援、相談窓口というものは事業として行われておりません。

それで、この事業については、男性専用の相談窓口をつくるということに対して財政的な裏づけは要らないです。この前、私が一般質問しましたけど、若者の奨学金免除っていうのがありましたけど、ああいったものと違って、財政的な支援というか、裏づけというのはほぼ必要ないです。

それで、仮に男性専用の窓口を設けると男女平等の観点から問題があるというんであ

れば、女性専用の窓口も設ければいいのかなというふうに思うんですね、私は。

なので、これは意欲があれば私は実施することができることだと思っております。

最終的な質問としましては、町の自殺対策事業について町独自に男女別の視点を盛り込み、対策事業にも反映させること、特に男性専用の相談窓口を設けるべきだと考えますが、所見をお伺いします。

町長

ただいまは、議員と町の担当——健康福祉課の課長の質疑応答の中、また幾つも議員からデータの資料をお示しいただきました。

その中で、確かに男性の自殺者数が女性より多い、しかも3倍ということになっている、これはもう確定的。

しかも、その反面、自殺前に相談に来られる数も女性のほうが多くて男性が少ないということ、これもデータではっきり表れている。

自殺まで到達するに、それは環境でいろいろの問題があろうかと思えます。議員が説明していただきました。いろいろの環境があって、最終的に自殺という手段を選んでしまうんですけども、その前に相談するという、この一歩といいますか、男性にしたら勇気、相談する勇気が必要だと、そうすると、もしかしたら自殺の最終的な原因は相談しなかったからということに、これは三段論法でなるのかなというふうに思います。

さて、そこで男性専用の窓口をつくったらどうかと、1つの大きな先進的な取組だと思えますし、そういったアイデアも出てくるだろうなと思えます。

しかし、相談に行かない男に対して男性専用自殺相談窓口って書いたときに、余計に遠のいてしまうのではないのかなという気も逆にしますよね。そうすると、問題を抱え込んでしまう男にとっては、そういうあからさまの窓口よりも、もっとステルス、知らないうちに相談できるようなネットでの相談窓口みたいな、そういったものも工夫しなければならぬんじゃないかな、男性が気軽に相談できる方法をやっぱり考えなきゃいけないというふうに思っています。

この切り口で日本中どこでも対応しているとは限らないと思えますけれども、何かいい方法を見つけていきたいな、そして誰一人取り残されることのない明るい町というものを目指した中で、そういう方々、追い込まれた方々に気楽に対応できて、気安くお話ができる、自分の鬱憤を晴らすことができる場所というものを提供できたらいいなと、今のお話の中からお伺いしたところでございます。

また、この場をお借りいたしまして町の皆様にお願ひがあります。

自殺は複数の様々な要因が絡み合い、誰にも起こり得るものであります。かけがえのない人が追い詰められた末、生きることをやめてしまうことを防ぎ、かけがえのない命を守るため、町の施策として今後しっかり取り組んでまいります。

その中で、特に男性の皆さんが一人で悩みを深める傾向があると認識しております。一人で、また家族だけで抱え込まず、どうにもならないと諦めず、助けて、困ったというSOSを出してほしいと思えます。

うまく行かないときもあることは十分承知していますけれども、それでも、何もしないより、誰かに、どこかに相談していただきたいと強くお願いする次第でございます。

健康福祉課長

相談窓口について所管課長からも説明をしていただきたいと思います。

相談の窓口について私のほうでちょっと説明をさせていただければと思います。

議員のほうから提供していただいた資料にもございましたけれども、町では心理カウンセラーによるこころの相談の事業を行っております。

それで、男性のための相談というのは、資料にもございましたけれども、現在は県のほうで設置しております。長野県男女共同参画センターあいとぴあの電話による男性のための相談になります。検索したらちょっと今はお休み中ということもあったかもしれないけれども、こちらのほうは、一応、毎週金曜日の午後5時から7時まで開設しているものです。

やはり専門の方がちゃんとして、誰にも分からずにそういうところにつながる窓口があるということを知っていただきたいなというふうに思います。

また、自殺という切り口というわけではございませんけれども、町、また社会福祉協議会については、様々な相談をお受けする窓口ですとか、様々な事業を行っております。

それで、ちょうど計画のほうは次期計画策定するタイミングになっております。次期計画を策定するに当たりまして、国より、やはり総合対策の大綱が示されております。

けれども、自殺者数について男性が大きな割合を占める状況は続いているところがございますが、さらにコロナ禍の影響で自殺の原因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性については2年続けて増加、それで小中学生は過去最多の水準となっている状況もございますので、そのような状況も踏まえまして、また議員の御質問にありましたとおり男女別の視点での捉え方を重要視して、また町には精神科医がおりますので、そのメリットも生かしながら、町としても対策のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

坂井議員

前向きな御回答、ありがとうございます。

先ほど町長のお答えにもあったとおり、男性はもともと相談に行きづらいと、ここ10年で男性は2割、女性が8割、相談の男女別の日がそういうふうになっているってことで、男性は相談に行けないんで男性専用の窓口を設けるんで来てくださいと言ったら余計に遠のいてしまうんじゃないかというのは、その点はそのとおりだなと思います。

その上で、町長も言っていたとおり、やっぱり隠れて相談できるっていうのはすごく大事だと思っていて、別に直接じゃなくてもいいので、電話だったりオンラインだったり、何でもいいと思うんで、とにかく男性が相談しやすいような環境をつくっていただけたら、一番私としては町の計画にある生き心地のよい飯島町というふうなものを実現できるのかなと思います。

その上で、町の自殺対策事業が令和6年3月をもって終了し新しいものになりますので、そのときはぜひ男女別の視点を盛り込んでいただきますよう強く願ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔坂井議員復席〕

議長

以上で本日の日程は終了しました。

事務局長	これをもって散会とします。 御苦労さまでした。 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後 3 時 4 0 分

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
坂 本 紀 子	1 職員雇用と退職について 2 傘山にバイオトイレの設置を求めるが 3 近年かなりの高齢でも車を運転する。夜や雨の日は特に危険である。交通量の多い道路は、車道外側線がハッキリしていると走りやすいと要望があるが
堀 内 学	1 高齢者の交通の便について 2 地域企業への支援について
浜 田 稔	1 5月22日の一部地域深夜停電に対する危機管理のあり方を問う 2 企業誘致に際しての住民理解や、関係機関との調整事例から何を学ぶか
三 浦 寿美子	1 医療・介護・福祉の課題について 2 住民負担の軽減「草刈り」について
折 山 誠	1 町長2期8年の総括 2 高齢者福祉 3 自治会未加入者施策

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会計管理者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年6月8日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 4番 坂本紀子議員。 〔坂本議員質問席へ移動〕
4番 坂本議員	それでは通告に従いまして一般質問をいたします。 1として「職員雇用と退職について」、2として「傘山にバイオトイレの設置を求める が」、3番目は車道外側線がはっきりしていると走りやすいと住民要望があるがというこ れら3項目において順を追って質問をいたします。 まず1の質問であります。住民の方から職員雇用は年齢制限があるのかを尋ねられ たのですが、私自身が明確に答えられなかったわけです。 また、退職については、昨年は若い方々や中年の方の退職があったり、会計年度任用 職員の急な退職があったことが動機となっております。 この質問をするに当たり、駒ヶ根市、中川村、松川町で担当の方に話を聞いておりま す。それも比較しながらお尋ねしたいと思います。 1－1であります。 一般職、専門職ともに採用の年齢制限はあるのでしょうか、また会計年度任用職員に おいてはどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。 〔副町長登壇〕
副 町 長	議員の質問に答えていきたいと思えます。 職員のことに関しますので私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思 います。 今の質問でございますが、一般職、専門職の採用の年齢制限につきましては、一般職、 専門職とも、令和3年3月に策定をいたしました飯島町定員管理計画に沿いまして、年 齢構成の是正と急激な職員の入り代わりによる組織力の低下を防止する方針に沿って、 毎年度現在の職員の年齢構成を考慮し、受験資格の年齢を決定して募集をしております。 また、会計年度任用職員につきましては、地域おこし協力隊については募集対象を二 十歳以上——20歳以上としているというところでございます。

その他の会計年度の職員につきましては、募集職種全てにおいて年齢要件は設けておりません。

よろしく願いいたします。

〔副町長降壇〕

坂本議員 特に年齢制限はしてなく——地域おこし協力隊は別ですけれども——毎年定員管理制度の中で決定しているというお話でした。

ということは、40歳くらいであっても、そのときによって、管理制度の中で35歳とかいう年齢でも必要とあれば採用するというところでよろしいのでしょうか。

副町長 そのとおりでございます。職員構成の年齢要件っていうのは、できるだけ全体、定年の60歳から、採用は大体18歳当たりから行うわけでございますけれども、突出して多い年齢と、それから少ない年齢がございますので、そこを見ながら採用の年齢を決めていくということにしております。

そうした場合に、いろいろ条件を詰めて募集要項に載せまして、それでその要件に従って募集をかけるということにしておりますので、よろしく願いいたします。

坂本議員 1—2に行きます。

採用の際には先ほど伺いました定員管理計画に余裕があればということで、1—2は、一、二歳、例えば35歳を募集っていうところで36歳とか34歳とか、若いっていうことはいいかもしれませんが、34歳を募集のときにちょっと多いとか少ないとか、そういう場合でもその人の人柄とか能力によっては採用するということもあり得るのでしょうか。

副町長 今も申し上げましたが、募集要項を出すときに全部条件を出します。それで、それに従って35歳で切ったのならその要件に合った人が来ているわけでございますので、告示したものを変えてしまうと要件がまた変わってしまいますので、毎年告示の年齢は変わったとしても募集要項に従ってやらないと不公平感が生じますので、そこは変えておりません。

坂本議員 分かりました。

次の1—3に行きます。

雇用決定の手順はどのようになっているのかをお尋ねいたします。一般職、それから専門職、会年度任用職員で決定の手順は違うのでしょうか。

総務課長 決定の手順ということでお答えいたします。

採用の決定の手順としましては、正規職員につきましては教養試験や論文試験、それから面接等による口述試験等を経まして可否の決定をしております。

また、会計年度任用職員については面接試験により選考を行っております。

坂本議員 では、専門職の場合は、専門職でも今言われた正規の中に入るという考えでよろしいのでしょうか。

それと、会計年度職員は面接試験だけだということで、ここは先ほどのお話だと年齢的な制限はないということなので、面接の中でもその部署に合ったという中で選ぶのでしょうか。

総務課長 専門職につきましても正規職員については教養試験等をやって合否の決定をしております。

それから、会計年度さんにつきましては、もちろん、職場でどういう仕事に就いていただくかということで担当の職場の課長等にも同席していただいて面接を行っております。

坂本議員 内容は分かったんですけど、最終決定は、会計年度職員の場合は職場の課長が決定するという事だったんですが、一般職、専門職においての最終決定っていうのは副町長っていうことなんでしょうか。

副町長 一般職の場合につきましては、町長を入れた我々も入って面接をやったもので最終的に合否を決定しておりますので、よろしく願いいたします。

坂本議員 今、内容についてはよく分かりました。

1-4に行きます。

退職の申出は決まっているのか、退職の申出の時期は決まっているのでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

普通の一般の会社の場合は少なくとも二、三か月前には退職を申し出るような形が一般的でありますけれども、当町には内部規則のようなものがあるのかということと、また解雇の基準はあるのでしょうか。

総務課長 退職の申出につきましてはの決まりとしては、自己都合による場合においては退職する1か月以上前に届け出ていただくこととなっております。

それから、解雇の基準としましては、地方公務員法に基づきまして、勤務実績がよくない場合等に行われる分限免職、それから職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合等に行われる懲戒免職による処分を行うことができるとされております。

また、採用当初において条件付採用期間がございまして、その間に勤務成績不良による場合は正式採用しないことができることとなっております。

坂本議員 今言われた中で、自己都合の場合は1か月前に届ければというお話でしたが、全体の中で内部規則のようなものがあるのかということ、それはどのようになっている……。ない、ある、どちらなんでしょうか。

副町長 内部規則はございませんが、一般的に1か月以上前にやるというのは、普通の退職、会社関係におきましても最低限そこで届出を出していただけるということで、そうしないと次の人事のこともございますので、我々としても1か月以上前に出していただくというルールで今やっております。

坂本議員 分かりました。

1-5に行きます。

会計年度任用職員採用では、仕事内容を明確に提示し、できれば書面で渡し、変更があれば同意を求める必要があると思っておりますけれども、その点はしっかりと対応しているのでしょうかということをお尋ねします。

というのは、この3月に——事情はいろいろとあったのですが——契約の1週間ほど前に解雇を言い渡された方々がいらっしやいました。その方々は、私たちは人扱い

ではなく物扱いされたと怒っていらっしやいました。

担当課の言い分も私は聞きましたし、その方々の言い分も両方聞きましたけれども、採用の際に仕事内容が明確にされていなかったことが——両方のお話を聞いていて——大きな原因だと思いました。

会計年度の方たちは正規職員の方たちとは違いまして単年度採用ということになっておりますし、また働く場所によっては非常に仕事内容が明確になりにくい場所もありますけれども、そういった点を雇う方も雇われる方もある程度の明確さを持っていないと、仕事上、やはりきちっと仕事ができにくいということもあると思うのですが、その点においてはどのようにしているかお尋ねしたいと思います。

総務課長

会計年度任用職員の公募に当たりましては、具体的な勤務内容を募集要項に記載して取り組んでいるところでございます。

また、採用に当たりましては、任用通知書を作成し、所属部長、所属部署の長より内容確認して御本人に渡しているところでございます。

また、内容に変更のあった場合には、その都度、変更任用通知書を作成しまして所属の課長さんから交付をしているところですが、今後におきましても勤務の内容については丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

坂本議員

一応書面も交わしているということがその中では分かりました。

それで、これは会計年度任用職員という形で尋ねているわけですが、会計年度任用職員の中に地域おこし協力隊という部分もありまして、地域おこし協力隊は、当町では、このところ人数は少ないけれども、過去においては結構、十何人もいらっしやいました。

そういう中で、やはり本人たちの意思とは違った場所に行って、うまく行かないで辞めていかれた方たちもいらっしやいますので、ぜひ今の点を今後もきっちりと継続していただいて、そごのないように、本人と、またこちらの雇うサイドとの間がきちっとできるような形で進んでいただきたいと思います。

次の1—6に行きます。

未満児保育士の採用についての現状はどのようになっているのでしょうか。それをお尋ねいたします。

総務課長

未満児保育の保育士さんの採用についての御質問でございます。

現在、育児休業を除く正規職員と会計年度任用職員の保育士の職員数は38名でございます。そのうち10名が未満児クラスの保育士でございます。

また、その他に保育サポーターの方4名がクラスに入りまして保育のサポートをしております。

なお、未満児の園児数は、現在、1歳児が18名、2歳児が25名となっております。

坂本議員

今、人数を丁寧に言っていましたけれども、ということは、現状では未満児の人数に対して保育士及びサポーターで足りているという認識でよろしいのでしょうか。

教育次長

そのとおりでございます。現状で足りております。

坂本議員

今は足りているというお話でしたが、これから二、三年先を考えても大丈夫という見解

でよろしいんですか。

副町長 未満児っていうか、保育の保育士さんでございますけれども、例年でございますと4月現在は大体未満児を受けることができているわけでございます。

ただ、だんだん4月5月とたっていきますと、転入や転出、いろいろございまして、転入が多くなったりすると途中でどうしても受け入れてほしいような要望があったりとかする可能性はございます。今年もそういう可能性はあるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、今、保育園の育休、産休に入っている方が正規職員で5名ぐらいいらっしゃいます。それから会計年度職員で1名おり、計6名ぐらいい休みに入っておりますので、将来にわたってはその方々が戻ってくるという可能性がございまして、そうすれば足りるというふうに計画はしております。

坂本議員 今、そういうわけで大丈夫だろうというお話でございました。

1-7に行きます。

保育士は専門職ではありますけれども、例えば正規で保育士という専門職で入っている方は大丈夫だと思うんですけど、会計年度任用職員という形で保育士に入った形では、その後の働き方とか人数の中では正規職員への雇用は可能でしょうか。そのときの年齢構成とか、そういうのもあるでしょうけれども、本人が正規になりたいと言ったら可能性はあるんでしょうか。

副町長 会計年度職員と保育専門職では採用試験が異なっております。

それで、会計年度職員を正規職員へ登用するっていうことは、今までにやったことはございません。

ですから、会計年度の皆さんも正規になる場合は正規職員の試験を受けていただいて、それで、それから採用されれば正規になると、そういうシステムでやっておりますので、よろしく願いいたします。

坂本議員 今、試験を受ければというお話でしたけれど、会計年度職員で入って試験を受けて、それが通れば会計年度職員で入ったとしても正規になる道はあるというふうな、それでよろしいんでしょうか。

でも、今のお話だと過去にはそういう例はないっていう話なんです。

副町長 試験の内容が違います。

それで、資格を持っていても、そのときの採用枠とか、そういうのもございます。

それで、今までのやり方といたしましては、会計年度職員で試験を通ってきて、そのまま正規職員に登用ということではございません。

だから、もう一度……。だから可能性はあります、確かに。正規職員試験を受けていただければ可能性はあるというふうに考えております。

坂本議員 分かりました。

次の1-8に行きます。

現在、保育士はどこの自治体でも不足気味であります。雇用される方々も近隣の市町村の募集条件をよく調べられていて——3つの市町村の担当の職員の方たちにいろいろ

話を聞いたんですけれども、やはりどこでも保育士の方たちが不足気味だったんですけれども、今現在は不足で、雇ってほしいと言われる方たちもなかなか要求が高いというか、そういう中で、近隣、例えば飯島に住んでいてもここから通える範囲の市町村の雇用状況を非常に調べていらっしゃるの、こっちで雇いたいと思っても雇用条件が合わないとなれる場合もあるということは担当される職員がおっしゃってました。

ということで、そういう話もしましたし、できたら本当は町内に住む保育士の免許を持っている方に町内の保育園で働いてもらいたいと、熱意を持って働いてほしいという話を伺いました。

それで、そういう中で、当町の保育士の処遇改善の要求は数年前から何人かの議員が求めておまして、今回の保育士の給与改定では上伊那8市町村の中で一番高くしたと町長発表がありました。

そういうふうに至るまでの経過は少し長かったんですけれども、やっぱりこれからは、働く方たちに対する町としての対応としては定期的に近隣の自治体の雇用形態の調査をして町に反映していく必要があると思うわけですけれども、過去においてはそういうことをあまりしていなかったんでしょうか、それとも財政的な部分でできなかったんでしょうか。

副町長 過去は、確かにあまりそういうところを調べていなかったっていうのが実態かなというふうに思います。

ただ、人手不足と、今言われたとおり足りなかった、何が問題だろうというふうにやっぱり考えまして、それで令和4年度においては5年度の採用をするに当たりまして調査をいたしました。町長が昨日申しましたとおり、伊那市よりも多く手当関係を出せるような格好で処遇改善をやったというのが実態でございます。

それで、これからも多分そういうことをやっていかないと、近隣も、うちが上げた、ちょっとまたほかのところも上げるという、そういうことも聞いておりますので、そういうことを考えますと、毎年毎年調査をしながら保育士が足りなくならないように確保していくということは重要じゃないかというふうに考えております。

今年は改善をしたおかげで6名ぐらいは雇うことができましたわけですから、今年度も引き続きそういう調査はしていくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

坂本議員 ぜひ調べてお願いしたいと思いますが、1つ言えることは、上伊那管内だけではなく、飯島はちょうど郡境ということで、下伊那の情報も取っていただきたいと思います。

それで、下伊那管内では、やはり飯田市が処遇の中では一番いいということで飯田市に行かれる方が松川町では多いということも言っていましたので、それをぜひやっていただきたいと思います。

それと、もう一つ、今まで私は正規だと思って聞いてきたんですけれども、会計年度任用職員の保育士の給与体制においても同じように処遇改善の中でされてきたというふうに認識していいんでしょうか。

副町長 正規職員は、もう決まった号給で定期的には上がりますので、そこは十分に手当もついておりますし、いいのではないかと思います。

今私の言ったのは会計年度職員のことを申し上げたつもりでございますので、よろしくお願いたします。

坂本議員

分かりました。

そういうなかで、やはり定期的の上・下伊那の状況を調べて、ただ給与体系だけの問題ではなく、働き方、時間数、それから働く中での、何ていうのかな、忙しさとか、そういうことも絡んでくると思うんですね。だから、そういうことも含めた中で、あとは通勤手当とかもありますので、やはり丁寧に調べていただいた結果を雇用の中を含めて募集していただきたいということを望みます。

それでは2番の質問に行きたいと思います。

2番は「傘山にバイオトイレの設置を求めるが」であります。

2-1であります。ここ数年の傘山に対しての登山者の推移はどのくらいか認識していますでしょうか。

地域創造課長

町では傘山への登山者数について統計を取っておりませんので具体的な数値把握できておりませんが、山の関係団体の方に聞き取りを行ったところ、SNSの投稿数や現地での聞き取りにより、近年では年間3,000人ほどが訪れているのではないかとということでした。

坂本議員

3,000人というお話を今聞きました。

私も南駒里山クラブに入っておりますので、そこでお話を聞きました。登山アプリのヤマレコというのがあるそうなんですけれど、そのデータからすると300組なんです。300組といっても1組が5～6人のパーティーもありますので、それから換算すると2,000人～3,000人ぐらいは来ているのではないかとのお話でした。

今年の開山祭に参加いたしまして、前は開山祭の場所には簡易トイレが1つしかなかったわけですけれども、今はそこに2つの簡易トイレがあります。それと、もっとそれより下にあります駐車場にも新しく1つトイレができて——簡易トイレですけれども——できておりますが、そういう点では少しずつではありますが改善されているというふうに私は見ております。

次の2-2に行きますが、県の里山整備利用地域制度や国土交通省の持続可能な観光コンテンツ強化事業などの補助金で本郷グラウンドに設置したようなバイオトイレを町民の森に設置していただきたいと求めたいと思いますが、どうでしょうか。

2-1で言いました簡易トイレなんですけれども、私も入りましたが、やはりくみ取り式で、そうは丁寧に管理ができないので、やはり夏場のときはアンモニア臭もしまして、ちょっと入りにくかったです。

それで、やはり飯島町もアウトドアに力を入れているという観点もありますし、近隣の人の多いところのトイレは大分きれいなトイレになって、バイオとか、そういうふうにかかからない形で、経費もかからない中でのトイレに変更されてきておりますので、ぜひバイオトイレの設置をたくさんでなくてもいいので1か所から始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域創造課長

まず補助金制度についてお話をさせていただきたいと思います。

トイレ設置の補助金につきましては、トイレ建設に対する直接的な補助ではなく、観光コンテンツとの関連性やインバウンドといった取組を実現するための附帯施設整備という形での補助となるため、まず傘山を生かしたコンテンツの検討が必要になってくるかと思えます。

次に、バイオトイレにつきましては、凍結防止や微生物の活性化のためヒーター等を用いることが多く、安定した電源が必要となり、適切な管理や対策が必要だというふう聞いております。

こういった幾つかの課題はございますが、快適なトイレは観光の視点で不可欠なものだというふうに考えております。

今年度はカセット式のトイレ1基を町民の森の駐車場に設置いたしましたので、一年を通して使っていただきまして、その結果により使用頻度等も分かってくるのではないかとこのように思っています。この実績も参考にしながら、どのようなトイレが有効か、また設置費用の財源などについても検討してまいりたいと思っております。

坂本議員

今具体的な説明を受けましたが、私はバイオトイレと思ったんですけども、電源の問題もあるということで、費用の問題を考えると、近隣の——あそこは1,300メートルぐらいあるので冬の状況もあるんでしょうけど、その中で近隣市町村のトイレも少し研究する必要があると思うんですけども、ぜひ研究していただいて、来られる方が快適に登山を楽しめるような状況にしていきたいと思えます。

それと、ちょっと質問に入れなかったんですけど、山岳地図に傘山が載っていないという、それは一般的な雑誌にある山岳地図に載っていないということで、それは一般団体がそういった会社に載せてほしいと言ったとしてもなかなかできなくて、行政サイドから要望をしていただければ載せていただけるようなお話を聞いておりますが、その点を要望していただければいいと思えますので、ぜひやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長
坂本議員

坂本議員、通告にありませんので……

はい。いいです、じゃあ要望としておきますので。ぜひ行政サイドもこれからのPRということで山岳地図に載せるような努力をしていただきたいと思えます。

それでは3番に行きたいと思えます。

近年は、かなりの高齢者でも車を運転いたします。この地域——伊那谷においては、やっぱり車の免許がないと暮らしにくいということでございますし、また独り暮らしの方々はなおさら自分が運転しなければ買物から病院から不便でございます。

そういった中で、特に夜や雨の日は非常に路面がよく見えなくて危険でありまして、たまに側溝にタイヤを落としていらっしゃる方もあります。

そこで、車道外側線のことをお尋ねいたしたいんですけども、車道外側線がはっきりしていると走りやすいという中高年の方たちからの要望があります。

センターラインは、もちろんはっきり、いつもしています。それは定期的にチェックしていると思うんですけども、意外と脇の車道外側線っていうのは薄れている箇所があつて、中央に寄って走るより、どっちかという危険を感じると外側に寄って走ると

いう事案があつて、側溝にタイヤを落とすということになってしまいます。

そういった中で、3—1であります。

白線管理は道路管理者が行うこととなっておりますけれども、定期的に調べて要望しているのでしょうか、特に交通量の多い道路はどうなっているのでしょうか、その点についてお尋ねいたします。

建設水道課長

交通量の多いということで、国県道ということでお答えさせていただきます。

まず、国県道につきましては、管理する伊那建設事務所によりまして定期的にパトロールが行われております。区画線が薄くなるなどした場合は塗り直しの作業を行っているということでございます。先日も国道におきまして塗り直しの作業が行われたと聞いております。

町でも国県道を通行する際に確認を行っておるといふことと、地域の皆さんから御要望をいただいた場合には道路管理者へ伝えるなどの対応を行っているところでございます。

坂本議員

今、国県道の話になりましたけれども、国県道以外の町道の交通量の多いところは町が担当ということで、町はどうしているのでしょうか。

建設水道課長

3—2ということによろしいでしょうか。

坂本議員

はい。すみません。はい。

建設水道課長

町道の関係でございます。

区画線につきましては、薄くなる頻度については交通量によって違いがありますので、何年で引き直すかなどの運用等は現在ございませんけれども、定期的に状況確認を行っておりますので、限られた予算ではあるんですけれども、効果的に区画線の引き直しが行えるように毎年場所を選定して実施している状況でございます。

坂本議員

国県道は気がついた場合にそちらのほうに塗り直しをするように求めているというお話で、町は定期的に何年でというくりはないということだったんですけれども、では、国、県はともかくとして、町の場合は、もし住民の方がここは走りにくいんだけれどラインを引いてほしいということを要望すれば、町として対応していただけるということによろしいのでしょうか。そのときの予算状況もあると思うんですけれども、取りあえず要望は上げたほうがいいのかということなんですか。それは直接個人で上げたほうがいいのかということなんですか。

建設水道課長

交通安全に関することですので、直接町のほうへ御連絡いただければ、まずは現地のほうを確認させていただきます。

坂本議員

現在はIT関係が発達しまして、みんな 아이폰とか、そういう機器を使っているし、パソコンもみんなあるという中で、やはり目の悪い方たちが何か私の周りでも——私自身もそうなんですけれども大分視力が落ちてきたと感じておりますので、ぜひ、センターラインは危険ということで皆さんが気に留めていらっしゃるけれども、車道外側線は町のほうでも注意していただきまして、薄くなっているところは塗り替えを、特に車の交通量が多いとか、地元の方たちがよく使うところは見ていただいて、引き直しをしていただきたいことを求めまして、一般質問を終わります。

議 長 [坂本議員復席]
8番 堀内学議員。
[堀内議員質問席へ移動]

8番 堀内議員 それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。
今回は、議会便りにも町民から疑問点として声が上がってきておりました高齢化に伴う交通支援、また企業支援について質問をさせていただきます。
まず高齢者の交通の便ということで質問をさせていただきます。
ここ数年、ニュースや新聞で高齢者の自動車による事故というものを耳にすることが増えました。
現在、高齢者とされる65歳以上の方で運転免許を持っている割合ってというのは、内閣府の交通安全白書ってものによりますと、令和3年度末については53%に当たる1,930万人、65歳以上の人口全体からすると半分ぐらいの方が免許を持っているということになっているそうです。
それで、免許自体を取得している全体の人口——18歳から免許を取れると思いますけれども——その人口に占める65歳以上の割合は23%の方に当たるようで、免許を持っている4人に1人は高齢者ドライバーと言われるくくりに入ってくるとされています。
また、70歳以上の免許保有者というところから見ますと、昭和61年頃の保有者数と現在の高齢者の保有数を比較しますと約15倍に増えているということで、かなり70歳以上の方の免許保有率は高くなっているということになっております。
皆さん一旦免許を取るとなかなか返納をすとか取消しをするっていうことはないと思いますので、継続的に持たれている方——寿命が延びたっていうところもあるかもしれないですけども、あとは車の文化が進んできたっていうところもあると思うんですけども、そういうので保有者が増えているというところがございます。
それで、高齢者の事故を多く耳にするということの観点から、1—1ということで交通事故を防止する観点から安全装置のついた車両購入を促進していくべきだと考えますけれども、町の考えをお尋ねいたします。

町 長 [下平町長登壇]
お答えいたします。
高齢者の交通事故につきましては、議員のおっしゃられるとおり年々増加しているのが実態でございます。
駒ヶ根警察署管内では、令和4年中に73件の人身事故が発生し、そのうち65歳以上の高齢者に起因する事故が24件と、3割を超えておるところでございます。
こうした事故を減らすためには、安全装置のついた車両の普及もさることながら、高齢者に対する交通安全講習や免許返納、公共交通の充実など、いろいろな施策を組み合わせ合わせて対応していくことが必要となっております。
特に、私もそうなんですけれども、70歳以上の免許更新時には実車指導が追加されました。教官と一緒に乗って、課題を課せられて、ある一定の時間、教習所で指導を受け

るわけなんですけれども、そのときには、やはり縁石に乗り上げても即ブレーキが踏めるか、そういう反応テスト等も含まれており、目の検査、遠距離、距離が迫ってくる、そういった部分の検査もあるということが付け加えられました。そういうふうなことで、ある意味、そういった部分で制御が効き始めているのではないかなと思っております。

さらに、75歳以上になるともっと高度な記憶試験等も入ってきます。これは、お話を聞くと、若い人でもこんなに記憶——全部で十幾つのこまを、例えば物が出てくるんですけれども、全部見たとおりに答えられるかという、なかなか難しいんじゃないかなというような試験まで75歳以上の免許更新時には出てきております。

警察、政府のほうでそういった制御をかけ始めておるといところでございます。

なお、自動車は高価であり、過去には車の買換えによって慣れない車で事故を誘発した事例もあったこと、また昨年度までに実施した自動車急発進防止装置取付補助金では65歳以上の高齢者が所有する車に急発進防止装置を後づけする場合において対象経費の2分の1以内、上限2万円の補助を行ってまいりましたけれども、3年間で5件という実績であったということも踏まえ、安全装置のついた車両の購入はあくまでも個人の判断によるものと考え方を変えました。よって、町として安全装置のついた車両の購入促進は考えておりません。

安全対策は、まず自分自身で最大限の防御をしていただきたいと思っておるところでございます。

〔下平町長降壇〕

堀内議員

ありがとうございます。

伊南管内では、令和4年度は73件の事故のうち65歳以上が24件ということで、3割ということで、かなり多くなってきているというお話を聞きました。

また、高齢者の運転指導でございますけれども、私も動画を確認させていただいたこともあって、普通の人だともう乗り越えてすぐにブレーキを踏めるんですけれども、なかなか踏めずに結構奥まで行ってしまうみたいな動画を見たりすると、やっぱり運転機能の低下っていうのもあるのかなあというふうに考えてございました。

それで、ここで70歳75歳というところに着眼点を置きまして事故に関わるデータを日本全体で確認させていただきますと、令和2年度版交通安全白書に特集がありまして、そこには75歳以上の運転者と75歳未満の運転者の死亡事故を比較するというデータがありまして、それを確認させていただきましたら75歳以上の運転者は自分の運転している車の単独での事故っていう割合がかなり多くなってきているという話になっていました。

それで、事故の原因としては工作物への衝突——電柱とか壁にぶつかっての事故、あとは車両の路外逸脱——先ほど同僚議員からも話がありましたけれども、横ののり面から落ちてしまうとかU字溝にはまってしまうような、そういう事故が多くなってきているという傾向があるそうです。

その起きる原因としては、運転誤りっていうのが最も多くて、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故は75歳未満の運転者では全体の事故のうち0.5%しか起きていな

いにもかかわらず 75 歳以上の運転者では 7%まで上がってきているというような現状となっております。

これは、やはり視力の低下による状況判断が難しくなっている、反射神経が鈍くなってくるということもあってハンドル操作やブレーキ操作っていうのがとっさにできなくなってきたということもございます。先ほどの運転技能指導ということでブレーキを乗り上げてから踏めるかどうかっていうところも、やはり反射神経の関わってくるころであるというふうに考えられます。

それで、先ほど町長から話がありましたけれども、町では令和 4 年度まで自動車の急発進防止装置補助っていうものがありました。令和 5 年度からはなくなってしまっただけっていうところなので、ちょっと私は残念に思うところではあります。

3 年間で 5 件しかなかったというところでございますが、話に聞くと、何かしらの講習があったときに説明した折にはお問合せがあったということも聞いております。それが 5 件にしかなかったっていう何か要因があるんじゃないかと思うんですけども、その点についてお考えをお聞かせください。

総務課長

補助金については 3 年間のうちに 5 件という実績でございました。

確かに、今、議員のおっしゃられたようにお問合せは何件かございましたが、お問合せがあった時点では補助金の申請があるかなと思って期待したんですけども、結果的には、その後、出てこなかったということで、ちょっと原因とかまでは不明ですけども、事情っていうか、車に後づけすることなので、車に合わなかったとか、そういうことなのかなというふうに思っておりますが、ちょっと具体的な原因というものは分かりかねます。

堀内議員

ありがとうございます。

なかなか問合せがあってもつながらなかったというところで原因が分からないということもありますけれども、恐らく、多分今後も同じように何かしらの補助金をやってくときに、たどり着かなかった要因があるんじゃないかっていうところもしっかり確認をしていかないと、また補助金を出すときにおいても、広報が足りなかったのか、自動車の業者に一緒に推進していただくためのあっせんが足りなかったんじゃないかというような形のところもありますので、確認をしていただければと思います。

そこで、1 つ私からお尋ねしたいことがあるんですけども、町独自の施策という中で、今は古い車が数多く走っているということもありますので、何か、もし買換えをされる場合には、安全装置のついた車両っていうものを高齢者の方が購入した場合に少しでも支援になればということで補助金を創設してもいいのではないかと考えますけれども、その点をお尋ねいたします。

副町長

先ほど町長がお答えしたように、そういう防止装置のついたものを買う、それは個人の意思かなというふうに私は考えております。

ただ、今、議員さんがおっしゃられたように、ここ 3 年間で 5 件だった後づけの装置みたいなものについては、もう一度検討して、御要望があればそういうものに答えていく必要はあるかなというふうに考えております。

堀内議員

車は高価なものでございますので、どの部分がどのくらいかかるかっていうことはちょっと分かりかねますので、一応考えるとすれば今までの制度を準用しながらということなると思いますが、そういう検討は必要かなというふうに考えております。

なかなか——個人を尊重することでもあるという話でございます。

後づけの装置についてはそんなにすごく高いというわけでもなかったという話を聞いておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、なかなか高いものですので、町から補助しますよってという少しのきっかけがあれば購入に移っていくのかもしれないというところもありますので、ぜひ検討をしていただければと思います。

続きまして、じゃあ1—2に移ります。

町の中を移動しておりますと、道路の真ん中を走っているような車、ゆっくり走っている車があったりとかウインカーを出さずに急に曲がるような車が数多く見かけられるようになってきております。ふらふらしている車両っていうものは子どもの通学のときにも走っていたりするので、かなり危険性が高まっているのではないかとというふうに感じております。

その危険というものを取り除く一環として、世間、世の中の状況としても免許返納を勧めていくような話が家族からも聞かれたりとか、世間でも言われるようになってきております。多分、御年配の方の話合いの中でもそういう話が出てきているのではないかと思います。

しかし、飯島町については、役場を含め、車がないとやっぱり交通に不便を感じているという話が先ほど同僚議員からもありました。

そうすると、やっぱり一人で生活されている方とか遠方にいる方については、免許を返納したくてもなかなかできない、生活に支障が出るというようなことがあるので難しいのではないかなというふうに考えておるところでございます。タクシーや電車、バスによって容易に生活関連施設にアクセスできるというようなまちづくりを考えていかなきゃいけないのではないかとというふうに思っております。

そこで、町では今年度から都市計画マスタープランの改定を行っていくということで、アクセスのしやすいまちづくり、スマートシティの計画を進めるべきでございますけれども、そのお考えをお聞かせください。

建設水道課長

御質問にお答えします。

町では、飯島町都市計画マスタープラン改定と飯島町立地適正化計画の策定を本年度から令和7年度にかけて予定をしております。この中で公共交通を軸とした拠点集約型のコンパクトなまちづくり、持続可能なまちづくりの実現を目指して計画策定に着手したところでございます。

現在、当町は人口約9,000人、65歳以上の高齢者は約37%となっておりますが、22年後の2045年には人口が約6,000人、65歳以上は48%となりまして、2人に1人が高齢者となることが予測されているところでございます。

運転免許を返納した高齢者の皆さんが外出ですとか社会参加によって健康増進につな

がることは、個人の生きがいですとか生活の質の向上だけでなく、町の医療費、また介護保険サービスの総量を減らす重要な政策に1つだと考えているところでございます。

一例を少し申し上げますと、富山市の例でございますけれども、65歳以上の方に路面電車など公共交通機関を1乗車100円で利用できる「おでかけ定期券」を販売しているということで、この定期券を提示すると中心市街地にある協賛店で商品の割引などの特典が受けられるということでございます。官民共同で様々な手段を組み合わせた公共交通の活性化が行われているということでございます。

町としましても、このような先進地の事例を参考にしながら、公共交通を利用したい方が増えるような、そういった環境をつくり出すということを民間の活力も活用しながら今後様々な面で考えていく必要があると考えております。

まずは都市計画マスタープラン、立地適正化計画から着手いたしますので、各分野の横断的な連携を図りながら作業を進めていく考えでございます。

堀内議員

お話をいただきました。町では拠点集約型の都市をつくっていくことを目指していくということでございます。

現状は9,000人の人口で、65歳以上が37%で、行く行くは6,000人で48%の方が高齢者に該当してしまうということでございますけれども、ここは人口増プロジェクトも進めて人口が増えて若者が増えるというようなまちづくりができるように進めていっていただきたい、私たち議員もそうしていかなければいけないというふうに考えるところでございます。

それで、富山市の事例を出していただきまして、路面電車に100円で乗れるということで、かなり使い勝手のよさそうな制度かなと思います。

コロナ禍もありましてなかなか外出ができなかった方が、最近は外に、町の中に出てきている方もいまして、やっぱり人と話すことが楽しいねっていう、何もなくても人と話すことは楽しいねっていう話をかなり多く聞くことができましたので、やっぱり外に出て会話をする、人と触れ合う、何かに触れていくっていうところが健康な高齢者、生き生きと生活ができるという糧に、生きがいになっていくのかなということも考えておりますので、しっかり地域拠点型で生活しやすい方向にしていいただければというふうに考えております。

それでは、次に1-3に移ってまいります。

タクシー券の部分でございますけれども、昨日、同僚議員からも質問がありまして、その答弁中でマイナンバーカードを利用したタクシー券を計画しているという話がありました。これで、もう創設してはどうかという話は終わってしまうということになるんですけども、もう少し発展的な部分について質問をさせていただきたいと思っております。

まずタクシー券について現状を確認いたします。

現状のタクシー券につきましては初乗りの金額分を利用できるようになっております。

それで、令和3年度の行政報告書の中では、福祉タクシー券の利用率というものが65.7%と、交付した枚数の3割以上が使われずに残っているという現状になっております。

そのときに何でそれだけ使われていないんですかっていう話を聞いたところ、住民のほうでは、初乗り分を超えてしまうと2枚目を使うことになってしまうとか、現金が結構出してしまうということで、2枚目を使うことになり差額があるともったいないよねっていう話があったりとかします。

それで、あとは何かあったときに利用できるようにしておきたいという方で、何か緊急的に病院に行かなきゃいけないとか何か用事があるときに使えるようにということで取っておくという傾向があるという話を聞きました。

そこで、マイナンバーカードを利用したらどうかというところなので、総務省の説明資料によりますと、マイナンバーカードは、マイナンバー利用っていうものと電子証明書として使うという機能——私たち税務の関係でも電子証明っていうものを使って送ったりするんですけども、そういうものに利用する機能のほかに市町村などが条例で定めることによって利用可能となる部分の枠があるという話です。

それで、自治体や会社によっては、マイナンバーカードを庁舎に入るための通行証、要は、大きな会社に行くとピット通行証を当てるような会社があると思うんですけども、それにマイナンバーカードを使うということによって余分にICチップを作らなくて済むというような節約とか利便性を使っていたりとか、電子機器へのアクセス、要はパソコンを使うときに誰がアクセスしているか分かるようにマイナンバーカードを使うというような活用方法など、幅広く利用されている事例がございました。

マイナンバーカードの利用については、町民の方から、今図書館で利用している図書カードなんですけれども、これを——上伊那広域のシステムに変わったということもあるので、ぜひ上伊那広域で、マイナンバーカードで図書館を利用できないかみたいな声もあったりする中で、しっかり有効活用する方法、マイナンバーカードを持っていて何がメリットになるかっていうところを、しっかりそういうところで全部共通して使えますよみたいな形の働きかけもいいのではないかなというところでもございました。

タクシー券のほうに戻ってまいりますけれども、タクシー券の実例ですと、群馬県前橋市ではでまんど相乗りタクシーというものにマイナンバーカードを利用して運賃の補助をしているという話がございました。

そこで、仮にマイナンバーカードを利用してやっていくという検討の中で、タクシー券——もう券じゃないかもしれないんですけども、それを利用する際に初乗り料金をただ単純に引くんじゃなくて——初乗りでは多分主要な施設にたどり着かない方もいらっしゃるんですよ。近い人だったら初乗りで多分来られると思うんですけども、遠隔地にいる方って初乗り料金だけではやっぱり役場に来るとか駅に来るっていうのは難しいということもあるので、住んでいる方の距離に応じて、役場とか駅、特定の場所に移動する場合についてはその分を補助していきますよって仕組みをつくることによって利用しやすくなるんじゃないかというふうに考えるんですけども、その点はどうかお聞きをいたします。

企画政策課長

福祉タクシー券のマイナンバーカードを利用したものということでございまして、昨日も少しお話をさせていただきまして、研究というか、先進事例を見ながら進めている

ところではございますけれども、答弁させていただきますが、町では高齢者等の移動困難者への移動支援対策としまして福祉タクシー券の交付事業を実施しております。

利用方法は、現在は紙による利用権を配付しまして、タクシーの乗車時に利用券を運転手の方に手渡す方式となっております。

年々利用者は増えておりますので、利用者の利便性の向上と使用済み利用権の管理や精算の効率化を図るために昨年度からデジタルを活用した運用について検討を進めているところでございます。

議員から御提案のありましたマイナンバーカードを利用したタクシー券につきましては、先ほども話がありました前橋市さんのケースなども研究しておりまして、そういったところを参考に高齢者等の買物等の外出機会の創出やマイナンバーカード普及率向上、デジタルを活用した魅力ある地域づくりの実現に向けて進めてまいるところでございます。

先ほど提案のございました利用者の初乗りのところの話もお話としては要望としてお聞きしておりまして、そういったところも含めて研究をしてみたいというふうに思っているところでございます。

堀内議員

検討をいただいているということで、なかなか初乗り料金だけでは行けない方もいるという中では、どういうふうになれば利用がしやすいのかということも含めて考えていただければと思うんですけれども、先ほどありました富山市のように100円で利用できる、やっぱり、ただで乗るのは忍びないけれども、100円、少し払うっていう感覚があれば乗りやすいんじゃないかなっていうところもあるんですけれども、その点についてはどうでしょうか、お聞きをいたします。

副町長

大きな都市とか、そういうことになれば、そういうこともあり得るかなというふうに思っております。

今は我々の足ということでございますので、料金とか、そういうものにつきましては、いろいろ研究する中でこれからの検討課題かなというふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

堀内議員

ありがとうございます。ぜひ検討をいただければと思います。

タクシーなので、民間との関わりもあるので、先ほども富山市の話がありましたとおり、ほかの店舗でも割引をするような特典があったということがありましたので、タクシー券の中に少し協賛企業みたいな形で広告が入るとか、そういうのがあってもお金を財源として確保しやすいのかなとも思うので、官民共同でより生活のしやすい方向に持っていただければなというふうに考えまして、1番の交通の便については終了させていただきます。

続きまして、2の「地域企業への支援について」ということで質問をさせていただきます。

町では、コロナ禍において利子補給を7年しているというような、ほかの市町村では類を見ないようなしっかり手厚い制度があるという状況でもあります。

また、営業力向上補助金や5回にわたるくらし復興券の発行1億円事業を実施するな

ど、支援をしてきております。

一つ一つの支援について様々な意見や考え方の違いはあれど、町の独自性を持った施策であり、町内企業や消費者の方からもかなりよかったんじゃないかというような評価、声も多く聞いてございます。

ただ、昨年度の秋から物価高騰というのが顕著に出始めまして、企業経営が厳しくなっているという声も多く聞いております。

一般の企業に対しては、物価高騰、エネルギー高騰というところも含めてエネルギー価格高騰対策事業者補助金ということで、6月～8月という期間を使って比較をするという補助金がございました。ただ、6月～8月ってあまり燃料を使わないので、そんなに補助金の額ってでかにならないんじゃないかなと、普通のところからすると冬がやっぱり一番使うっていうところもあるので、ちょっと時期が難しかったのかなと、これは臨時的な緊急的な措置ということがあってやったものだというふうに承知をしております。

また、農業をされている方につきましても作付面積に応じた簡易的な補助っていうものがございました。あとは、ほかにもJAさんのほうからいろいろ補助があったという話を聞いておりますけれども。

この補助金2つに関しましては、事業者の方からちょっと使い勝手があまりよくないなど、補助金もあまりもらえないかなと、困っているところの割には少しもらえていないんじゃないかというものがございました。

それで、今回——前回かな、の補正予算も含めて、企業向けと農業向けの両方の補助制度については、当初見込んだ予算総額の7,000万円のうち利用されたのが3,550万円ということで、半分程度にしかならなかったというような結果が出てきました。なかなか有効活用されなかったんじゃないかなというふうに私は感じているところでございます。

それで、町長としても企業努力ってというのが大事だというふうに話をしております。私も努力はしなきゃいけないなというふうに思っております。

ただ、外部的な影響による緊急的なもの、これはもう誰も見過ごせなかったものだと思うんですけども、そこに対して努力をしろというのも少し酷なのではないかなというふうに感じるところでございます。

それで、現在も物価がかなり高騰している、飲食料品もかなり上がっているという話の中で、新たな支援が現状ではないということ踏まえて、それをどのように考えているのかということと、今後支援事業をしていくのかどうか、計画があるのかということをお尋ねいたします。

町長

まず、新型コロナウイルス感染症に対します扱いが5類に移行しました。しかし、5類に移行したからといって、すぐにコロナ前の通常営業に戻るわけではないと考えております。

この4月に町内企業21社を訪問いたしまして、業況をお聞きして、課題を直接ヒアリングしてまいりました。

飲食店や交通事業者からは、コロナ禍で人の活動が自粛していたことにより、元に戻るまでには時間がかかるのではないかと、こういう心配の声がございました。

加えて、これまで比較的コロナの影響が少なかった製造業、建設業におきましても、昨年秋ぐらいから燃料費高騰の影響を受けて企業の業況が悪くなってきておるといふこととでございます。しかも、コロナ禍でフル回転した製品のストック——在庫がまだはけていないと、こういう環境、状況もあるといふことをお聞きしてまいりました。

このような状況下で国や県が直接企業に行う支援につきましては、飯島町商工会等と連携をして支援を進めてまいります。

町としても、国県の財源を有効に活用した中で、事業者に限らず物価高騰の影響を受けている町民が多ございますので、その支援を検討してまいります。

堀内議員 企業への聞き取りをしていただいているといふことで、現場の声といふことをしっかり聞いていただいているのかなといふふうに考えてございます。

ただ、現状は国や県の財源を使っていくといふ中では、今まであった町の独自性を活用した新たな施策といふものが少し見えてきていないのかなといふところも感じております。

それで、現状は物価高騰をしていて、現状ですごいかなりダメージを受けている企業も数多くございます。経営をしていくにもやっぱり大変な状況にある中で、早急に何か計画ができないかといふところもあるとは思いますが、そのあたり、町独自で考えていることはないのか、改めてお聞きをいたします。

町 長 景気対策は3年やってまいりました。その中でいろいろ手を打ってきておるんですけども、その中で、いろいろ打っている中で、町独自といふものは、もはやないといふふうに思っております。

ただ、支援のタイミングを今は見計らっておるところでございます。エネルギー高騰が主に起因しておりますので、それが需要期の最盛期となる手前ぐらいいに対応を施していきたいといふことで、今準備を進めておるところでございます。御期待をいただければといふふうに思っております。

堀内議員 しっかり期待をして待ちたいと思いますけれども、間に合わないよりは少し早めに出していただくと企業としては助かりますので、よろしく願いいたします。(町長「もう一つ追加でいいですか」と呼ぶ) はい。どうぞ。

町 長 運転資金的な補助につきましては、今まで借りていた部分を返済する時期が来ておるといふことで、さらに資金をお貸しするといふことはいかがなものかといふ金融機関等の判断もございます。したがって、その部分についてはしっかり慎重にせざるを得ないのかなといふふうに思っておるところでございます。

ただし、飯島町の貸付金のことにつきましては7年間先送りをしてありますので、その部分はちょっと後戻しになるんですけども、ほかの制度資金を使った方々はもう返済に入ってきておるといふことで、苦しいだろうなあといふふうに思っております。

堀内議員 追加の状況もお聞きいたしました。

確かに政府としても、今は皆さんの運転資金の返済が始まってきている中で、さらに

ちょっと資金を増やすっていうのはなかなか難しいという話も聞いておりますので、借換えをして少しでも伸ばすと、要は猶予の期間を伸ばすのか返済期間を延ばすような形で政府としてもたしかゼロゼロでやっていたと思いますので、しっかりそのあたりもあっせんをしていって、やっぱり飯島の企業として残っていただきたいというところもございますので、しっかり行政からも議会からも支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ここでこの項は終わりにします。

次の質問に移ってまいります。

2—2ということで、懇親会などの飲食店を利用する機会の促進というところでございます。

飲食店においてテイクアウトではなくてお店にて食事をしてもらいたいというのはずっと前から聞いている話でございます。

しかし、コロナ禍において、家飲みをすることの気楽さ、家でやっているんでいつ寝てもいい、いつ幾ら飲んでも大丈夫というような気楽さがあったりとか、わざわざ外に出て飲食する手間を考えるとテイクアウトとかにしたほうが楽だというような町民が増えてきているなというのは予想されるところでございます。

従来は、会議やイベントの後に懇親会を開くとか、私たちも定例会の後は懇親会を開いたりとかいうことで、会議だけをしているだけでは知ることのできない人となりとか性格っていうものを知ること、より親密な関係をつくっていつているのではないかなと思います。そのためにも、懇親会とか食事会、お茶会っていうものはとても大事な町民の触れ合い、要は共助と言われるもの、助け合っているところもありますけれども、いろんな人の話を聞いて、悩みを聞いて解決していくというような場所としてもとても大事な場所であったんじゃないかなというふうに感じております。

それで、コロナも5類に移行したということもありまして、飲食店についても少しずつにぎわいが増えてきたのかなというふうに考えております。総会もかなり増えて、ほとんどの総会が全部会議の後は食事つきであったりとかしておりますので、かなり私もおなが丸くまたなってきましたけれども、この出てきた皆さんのタイミングを利用して地域のつながりをより強くするっていうことのためにも懇親会の機会を増やしていくべきだというふうに私は考えております。

そこでお尋ねしますけれども、町では懇親会などの飲食店を利用する機会の推進について何か計画があるかどうかをお尋ねいたします。

産業振興課長

コロナの影響により、地域の会合の後の懇親会や、また冠婚葬祭事業など、飲食事業者を利用する機会が減少しており、さきの答弁でも町長が申し上げましたが、元の状況に戻るまでには時間を要することが想定されます。

飲食店の利用機会を増やす取組は大変重要なことと捉えております。自治会や友人知人、また職場など、地域全体で町内の飲食店を利用する機運を高める必要があるかと思っております。

町民の皆さんのさらなる利用機会の推進方法については、飯島町商工会とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

堀内議員 商工会と連携をしてやっていきたいという話でございました。

同僚議員からの話もありましたけれども、やっぱり家に一人でいるってなると、やっぱりふさがちになってしまうっていうところもあって、ちょっとメンタル的にも落ち込んでしまうっていうようなこともあります。その中で、やっぱり外に出て皆さんと話す機会っていうものをしっかりつくっていくのも必要性を感じておりますので、商工会と連携してにぎやかな町を取り戻すためにもイベントなり事業なりをしていただければというふうに考えるところでございます。

それで、その点も踏まえて、まずは役場の職員の皆さんがしっかり外に出て話合いをするというような機会を積極的に図っていただければと思うんですけれども、その点についての考えをお聞かせください。

町長 折に触れて役場の職員が出てきて飲み飲みと、こういうお言葉を聞きますけどね、120人ですよ、たかが。そこをターゲットにするんじゃなくて、もっと大きな市場を狙う企業努力、これが必要だと思います。

役場の職員も普通の人間ですから、家庭があり、役を持って、その役でその後には懇親会に出る、それ以外にも飲みに来い飲みに来い、飲むことが仕事じゃございませんので、それは普通の人間と同じ扱いにさせていただきたいなと、役場の職員であるから飲みに行かなければならないっていう概念は外していただきたいなというふうに思います。

みんなでこういう会を盛り上げて、1回の飲む機会を盛り上げましょうと、こういうことでなければならぬ。ある1つの職場を狙って、あんたたちは町民の税金をもらっているんだから、それもお返ししろよと、それをお返ししたら給料がなくなっちゃう。(笑声) ぜひ、そういった御配慮をいただきたいと思っております。

堀内議員 何と申しますか……。 (笑声) 飲むのが仕事ではないというのは、確かにそうなんです。それで、積極的に必ず出ろっていう話をするわけではございません。

ただ、コロナ禍において、町の人から見ると、役場の人飲んでいないからまだ駄目なのかなあというような目で見ている人も中にはいるんです、高齢者の方については余計に。それも含めて、ああ、みんな出てきているから、じゃあ出てきていいのかなというように思っているのも町人からしたらあるわけですので、無理に出るとは言いませんが、少しずつ回復していく、今までもたまに係ごとで飲んでいたのを見かけたんですけども、そういうあたりで少しずつ、まあちょっと飲みに出ようかっていう機運をやっぱり町から、行政から高めていくっていうのも大事かと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

町長 飲み会論議になっておるんですけどね (笑声) 役場の職員は、逆に地域の方々に遠慮しているんです。地域の方々が出てこないのに俺たちが、あるいは地域の方々はマスクを外したのに私たちが先に外さないわけにはいかないと、こういったお互いに譲り合っておる、こういう社会ですから、せいので——堀内さんだったって先頭に立って飲みに行くと、それぞれがそういう感じになることが大事だと思います。

堀内議員 はい。かしこまりました。

私は常にいろんなお店を回って状況を見ているところでもございますので、ああ今回

はかなり皆さんが飲みに出ているなど思いながら出ていたりもしますので、町民全体に町の中へしっかり飲みに行く機運っていうものを——やっぱり総会の後はしっかりみんなで語り合うというのが大事かと思しますので、それが人と人のつながりにつながっていくと思しますので、しっかり町としてもにぎやかな町にしていだければというところも踏まえまして、これにて一般質問を終了させていただきます。

〔堀内議員復席〕

議 長 ここで休憩を取ります。再開時刻は11時ちょうどといたします。休憩。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前11時00分

議 長 会議を再開します。
一般質問を続けます。
6番 浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

6番

浜田議員 通告順に2件の質問をいたします。

1つ目は「5月22日の一部地域深夜停電に対する危機管理のあり方を問う」という内容であります。

ごく一部の事柄ですので、御存じのない方が大半かと思しますので、簡単に背景を説明しておきます。

最近——これは20日ほど前の停電なんですけれども、本郷の一部で停電がありました。それで、住民から意見が寄せられて今回の一般質問っていうことになったわけでありませう。

停電はどのような経過であったかというお聞きした中身なんですけれども、午後8時過ぎに停電が発生したと、それで、この停電は、最初のごく一部で、一時は対象地域が広がって、またある地域に限定されたという経過をたどったようなんですけれども、その方が中部電力に問い合わせ、役場にも防災無線での状況周知を要望したと、しかしながらページングは行われず、停電は深夜になって——恐らく午前1時頃だろうということで、回復したというふうに聞いております。

突然真っ暗になったもんですから、長い間不安の中で時間を過ごすことになったということでもあります。もう少し詳しい状況はお聞きしているんですけれども、これは個人的な認識ですので。

町としてはどなたが停電をいつ把握してどのように対応したのかということ、まず経過をお尋ねしたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町 長 お答えいたします。

去る5月22日の夜から翌23日にかけて、飯島地区と本郷地区のほか、中川村の

一部の地区を含めまして、長時間の停電が発生いたしました。議員の説明のとおりでございます。

原因につきましては、本郷地区の山林で発生した倒木によりまして電線の断線と電柱が折損——折れたことによるもので、隣接する道路管理上の対策が必要であったことから、関係機関との連絡を取りながら対応いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

〔下平町長降壇〕

総務課長

今回の停電に伴います一連の経過につきましては、まず5月22日20時50分に本郷区長から役場宿直に停電の一報がございました。あわせて中部電力からの電話連絡と、停電情報から情報収集を行っております。

倒木の発生箇所が町道旧本郷幹線に隣接していたこともございまして、道路管理者であります建設水道課建設係の担当職員が現地へ赴きましてバリケードを設置し、一部区間を通行止めとしてございます。

この間、電気事業者であります中部電力パワーグリッド株式会社により原因の特定と復旧作業が断続的に行われましたけれども、一般住宅のほか、国道153号本郷中央交差点の信号機も停電の影響を受け、駒ヶ根警察署で対応をしていただきました。

停電のエリアは時間の経過とともに順次縮小していきましてけれども、最終的には翌23日の1時頃、停電解消、復旧となっております。

また、7時10分に町道旧本郷幹線の一部通行止めの解除もしてございます。

なお、停電に係る住民周知につきましては、停電の範囲ですとか復旧作業の状況によりまして中部電力と締結しています災害時における相互協力に関する協定に基づきまして防災無線を流すこともございますけれども、今回は夜間で深夜に及んだことや、復旧作業の状況により停電の範囲も限定されていたこともあったので、防災無線の放送は実施をいたしませんでした。

浜田議員

そのときの体制ですけれども、たしか役場では宿直の方が本郷の方から電話を受けたはずなんですけれども、その後の伝達経路、役場庁舎内の。どの方々か停電を承知していて町としての対応判断を行ったのか、そのときの最高責任者はどなただったのかをお尋ねいたします。

総務課長

宿直からは、緊急連絡網がございまして、それぞれの担当のほうに連絡をいただいたところでございます。危機管理係、それから建設係のほうへ連絡をいただきまして、それぞれ課長のほうに連絡を受けたところでございます。それで、各課において指示を出して、それぞれの担当のほうで対応をいたしたところでございます。(浜田議員「指示の最高責任者を聞いているんです、具体的な、そのときの」と呼ぶ)

当時は、私のほうで連絡を受けたのがちょっと遅かったものですから、建設水道課長さんのほうで現場のほうの指示をしていただいて対応していただきました。

浜田議員

何か責任体制が曖昧に聞こえるんですけれども、危機管理からすると、事件の状況に応じて、やはり庁舎内での最高の責任者が権限をもって判断するのが当然だと思います。ちょっと今の状況はよく分かりませんが、ほかにも一般質問事項がたくさんある

もんで、指摘するだけにしておきます。

まず、住民に防災無線で報知しなかった、告知しなかったというのは、夜間でうるさいということだったんでしょうかね。

ただ、住民の方は本当に不安にさらされていたというふうにお聞きしています。

それで、その理由も含めて1—2のほうに進みたいと思います。

高齢者世帯などへの対応は十分であったかということなんです。

それで、なぜ防災無線等で状況を知らせなかったのかという疑問なんですけれども、これは地域の方からもあったんですけれども、緊急対応が求められる方々がいるはずだということです。

個人情報もあるんで細かいことは申し上げませんが、例えば在宅の血液透析の透析者、途中で電源が切れると大変なことになります。それから、酸素吸入を行っている方でも電気で酸素を濃縮しているタイプもあります。これは北海道の大地震のときにも相当問題になったようなんですけれども、それぞれバッテリーやポンベの期限もありますので、大体こういう状態がどのくらい続くんだろうかということについての判断は当然求められると思うんですね。

ところが、電気が切れたきり——当然、電話はつながりません。つながるのは昔の黒電話だけですね。それ以外の電話はつながらないから問合せもしようがないと、高齢者は必ずしも携帯電話を持っているとは限らないし、あるいは不自由な方が真っ暗闇の中ですぐに照明を手に入れられるかどうか分からないと、こういう状態に現実的には4時間放置されたというのがこの日に起こった事柄だったと思うんですよ。

それで、本当にこういうことを想定した対応だったのか、あるいは保健、介護に関わる方はこういう心配をなさっていたのか、地域の方々は御存じのはずですのですね。こういったことについてはどうだったんでしょうか。適切な判断だったかということも含めて町側の見解をお尋ねしたいと思います。

総務課長

今回の停電につきましては、深夜から未明に及んだということ、また場所によっては停電時間も長かったので、高齢者等の要配慮者のいる御家庭では不安に思われた方もいらっしゃるかとこのように思っております。

その一方で就寝されていた方も多かったというふうに思っております。

停電の復旧作業は電気事業者に委ねられておりますので、復旧までは待つことが基本となりますし、町のほうでそれぞれの御家庭に直接的な支援を行うことは困難でございますので、町民の皆様におかれましては、携帯電話やスマートフォンなどの通信機器の充電に心がけるとともに、懐中電灯ですとか非常用蓄電器など、防災備品や非常食の備蓄も心がけていただければなあというふうに思っております。

また、先ほどありましたけれども、緊急対応が必要な皆様につきましても、一般の方もそうなんですけれども、中部電力の停電情報等はスマートフォンのアプリ等を通じて入手ができますので、登録をしていただければというふうに役場としてもお勧めをしているところでございます。

副町長

ちょっと捕捉になりますけれども、医療の関係ですとか、そういうものにつきまして

は——酸素吸入ですとか、そういうのがあると思いますけれども、そういうものにつきましては、あらかじめ、家でそういうことをやっている方につきましては、病院から家に移る際に、電気の関係につきましては、バッテリーですとか、そういうものを事前に病院のほうからとか御案内を差し上げて非常に備えるということになっているそうでございます。電気事業者も貸し出すものはあるというふう聞いておりますけれども、停電の際でも事前の準備ができるということで、そういう準備をして在宅医療をしているというふうにお聞きをしております。

浜田議員

じゃあ、お話をお聞きしますと、やっているはずだと。本当に持つんですか、そのバッテリーなり。

あるいは、真っ暗闇の中でもし透析中だったら、そのときの処置っていうのは結構困難になるはずなんですけれども、その辺はもう病院のほうで教育しているから大丈夫だというふうにお考えなんでしょうかね。

それから、ボンベの場合でも時間が限られます。これは北海道の地震のときの記事がありましたけれども、そのときはかなりボンベ屋さんがしっかりしていたんで、問合せをして、それで状況を確認して、それで次の朝には地震で困難な中を駆けつけたということだったんですよ。

ですので……。あ、それからもう一つ、寝ている方を起こすとまずいだろうというのは本当にどうかと思いますけどね。

それで、冬であれば、さらにファンヒーターも使えなくなります。

それで、本当に、高齢者世帯で、とりわけ行動の不自由な方々の不安は格別だったというふうに思います。

先ほどの御答弁だと、総務課長の御答弁だと、自分の身は自分で守るようにふだんから準備しろというふうにしかな聞こえませんでした。

それで、実は、全然違う地域の方でこの停電を知っていた方はいらっしゃいました。その方は、今お話があったように携帯電話の停電通知アプリを入れていたんですね。なぜその方が入れていたかという、この方は福祉介護事業所を複数管理している方だったんです。ですので、そういう方は、言ってみればそういうことにふだんから気を配っているということが後で別の話をしていて分かったんですが、さすがに心構えが違うなというふうに私は思いました。

それに対して今の御答弁は、私には到底納得できません。

ですので、本当に、個人で身を守れではなくて、寝ている人を優先するのではなくて、地域に対して刻々と復旧状況を伝えるのが本来の筋じゃないかというふうに私は思うんですけれども、それに対する明確な答弁を求めます。

副町長

確かに真っ暗な中で不安になりますので、今回は防災無線を通じていろいろの状況をお伝えできませんでしたけれども、その判断としては、やはり状況を伝えることが必要かなというふうに考えておりますので、1つの反省として我々としても教訓にしてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

そういうことであれば、ぜひ1つの事例としてお考えいただきたいと思います。

もう一つ、ちょっとついでで、お手元の資料に多分これだろうなという現場の写真を載せておきました。

写真1は手前側から移して、実は、前線の走っていたところは、多分——通報された方はちょっと体の具合が悪くて現地に立ち会っていただくわけにはいかなかったんですけれども、手前側は、実は皆伐してあって、電線の周りは木がきれいだったんです。

けれども、その隣の林はどうも手が入っていなかったように見えまして、こんなに高いところで折れるのかというふうに——よく分かんないんですけれども、多分この倒木が原因だろうなというふうに思っています。

写真2は折れた木をどこかに動かした後ですね。写真3は残っている木。それを反対側から写すと、青空のところに電線が見えていると思いますけれども、こんな環境の中で起こったということです。

それで、写真5は近隣の山林です。これを見ていただくと、説明の必要はないと思いますけど、全く手が入っていない、それも平地の薪炭林っていいですか、昔であれば薪やまきを取る林でした。枝打ちはしていませんし、細い杉の木がたくさん生えていますし、下草は生えています。こういう手が入っていない林があって、そういったところを電線が縫っていると。

それで、責任は当然この森林所有者の責任だということにはなるんでしょうけど、それは事後的な話で、以前にこういったことを防ぐようなことも町の管理としては今後考えなければいけないのかなというふうに思っています。

そういう意味では、次の質問にあるバイオマス発電のほうの入り口になる事柄でもあろうかなというふうに思っています。こういうものを財産にしながら活用して地域を安全にしていかなければいけないなということを改めて現場を見ながら感じたということでもあります。

では、1の質問は以上にしておきまして、次に「企業誘致に際しての住民理解や、関係機関との調整事例から何を学ぶか」ということをお尋ねしたいと思います。

実は、おとといビッグサイトの食品関連の世界規模の展示会に行っていました、ちょうど議会が1日空いていましたので。かなり疲れたんですけれども。

出展は800社以上。それで、平日なのに人込みを避けなければいけないような大混雑でした。それで、何とそこで語られている言語は、日本語はもちろんでしたけれども、圧倒的に中国語でした。それで、その国の好き嫌いは別にして、やはり産業立国のパワーということを実際に身にしみて感じたわけです。もう日本は買い付ける相手の国なんですよ。

それで、人口増、この間も一般質問で様々な方がお話しされて、もちろん若者定住やなにかってというのは大切なことなんですけれども、それ以上にといいますか、地域の活性化に企業の存在は欠かせないんだということをこのショーを見て改めて感じた次第です。

それで、企業というのも、もちろんある意味では町の住民です。ですので、企業と住民がどんなふうにより関係で共存しながら暮らせるかということ、やっぱり企業誘致

の中では考えていかなければいけないのかなというふうに考えた次第です。

それで、ちょっとランダムサンプリングなんですけれども、4つほど私の記憶にある企業誘致の事例を見てみました。

お手元の資料の裏側に私の認識の中で拾ってきた企業誘致に関わるざっくりとした経過をまとめてみました。

それで、1つ目はプラスチックの加工会社です。これは七久保の参考になりますけれども。

どういう経過だったかという、私の知っている限り、まず2008年の7月に関東第5工場、山梨県にバスを出して町民視察がありました。当時、私は議員でもありませんでしたし、議員になろうなどということも全く考えていなかったんですけれども、行っていいのかと言ったら乗せていただいて、それでこの地域を視察することができました。

それで、たまたま知っている方がいたんで評判を聞いてみたら、非常に地域に対して貢献している会社だと、雇用も含めて。それから地域との関係もよくて、特に、水を使うもんですから、あそこは川があったんでということで、かなりポジティブな情報を持って帰ってきたということでもあります。

この後、新聞発表とか、いろいろ手元にあった資料をひっくり返してみると、実際には協定締結まで7年かかっているんですかね、2015年。

それで、全協で報告がありまして、即日、新聞発表が行われたということでもあります。

それで、翌年の10月には長野工場——七久保の工場が竣工しました。

ただ、そういう意味では、大変この会社は中央統制が取れているといたしますか、本社の指示が非常にストレートに通る会社で、意思決定の明確な会社だなという印象をすごく受けたんですけれども、一方で若干の地域住民の方からの異論が出て、小さな反対運動もあったようであります。その結果、1世帯の方が出ていかれたということを経験した住民の方からお聞きしました。これはちょっと残念な部分であります。

それで、そのときにはできるだけ住宅地の側の地面を下げてくださいという要望があったようなんですけれども、それがかなわなかったということが、やはりその運動の中であったということでもあります。

この会社の事例に関して言えば、その後、円滑に回っているようですので、全体としてみれば成功例なんだろうけれども、やっぱりどこか教訓にしておく必要があるのかなということでもあります。

それで、これに関連する事項として、実はこの2年後に飯島町議会に1つの条例がかりました。これは工場立地の緑化面積率を25%から15%に引き下げると。工場の中の4分の1は緑化しなければいけないという国の法律があって、飯島町もそれに準じた条例をつくっていたんですけれども、これは15%でいいよという条例が出てきたわけです。私も含めて反対者が4名、せっかく飯島は緑なので、環境と企業が両立するためにはそれまでルールを守ったほうがいいんじゃないかということだったんですけれども、賛成多数で国の基準緩和に準ずる条例になったということでもあります。

これは、ちょっと後ほどどこかで関わるのかなというふうに思うので、1番目の件は

そういうことであります。

これについては特段お尋ねすることもないので、御紹介にとどめます。

それで、2つ目は自然エネルギー企業ですね。この経過を記憶の限りたどってみました。

まず2018年に、群馬県ですかね、上野村の視察がありまして、ちょうど長野県と隣接する、どちらも揚水発電所がある比較的豊かな村なんですけれども、ここでバイオマス発電165キロワットと、その廃熱を利用したキノコ栽培をやっているというところを、やはり町の仕立てたバスで視察に参りました。

それで、あとは資料がないんですけれども、この前後、この後だったと思いますけれども、下伊那の南信チップセンターに視察に行ったはずです。

その後の経過で私が分かっていることは、その翌年の12月に議会の予算審査の中でこの件がその後どうなっているのかという質問があつて、その結果、工場が場所がまだ決まらないんだという答弁が所管課からあつたという記録が残っています。

それと、翌年の10月——2020年10月に塩尻のソヤノウッドパワーという会社が操業を開始しました。これは非常に大きな1万キロワット以上のバイオマス発電で、木を燃して、多分水蒸気タービンを回して操業すると。ここには県内の有数の銀行系列の会社も、それから長野県、塩尻市、それからほかの会社もあつたと思いますけれども、数社が出資している大規模なバイオマス発電で、一方で木材が集まるのかという懸念がささやかれながらの操業だったというふうに聞いております。

それで、この話を受けて、その年の12月の議会で議員からの一般質問がありまして、こういうことで塩尻の——木の取り合いになる可能性があるのかということだったんですけれども、その当時の答弁は、飯島はペレットの若干量を減らして年1万トンぐらいに規模を縮小することで事業継続はできるという町長答弁が記録に残っております。

ただ、その直後、翌年の2021年の3月に塩尻のソヤノウッドパワーのある意味じゃあ中核的な企業である日本の新電力の最大手のF-Powerが会社更生法の手続に入りました。今はFPSという会社に引き継がれていますけれども、事実上は倒産したということで、このうわさは、実はもっと早い時期からあつたはずなんです。ですので、そんなに遠慮する必要はなかったんじゃないかなと思うんですけれども、そういう経過がありました。

それで、その下にクエスチョンマークがついているんですけれども、飯島町では——あまり公に語られなかったような気がするんですけれども——バイオマス発電2,000キロワット——2メガワットの発電事業が計画されているということで、あまり公式な資料は私の手元にはなかったんですけれども、何となくこの事業は断念だというふうに理解しているんですけれども、ここについてまずお尋ねします。

これは、町の広報を見ても、それから議会のほうは若干の質問があるんですけれども、最終的な結末についてお聞きしていないような気がするんですよ、議会でしたら「議会だより」に答弁等が載りますんで。それで、もしこの場が最初であれば、あるいはほか

の場で御説明いただいたんであれば大変失礼なんですけれども、この事業は一応町を挙げて視察をやったりしてきた事業ですので、最終的にどうなったかということのを改めて御説明いただきたいと思います。

地域創造課長

それでは私のほうからお答えさせていただきます。

御質問にあります自然エネルギー企業が町内で木質バイオマス事業を実施しようといったところの事例だと思います。

まず、この話の始まりは、大手民間企業より平成30年に町に投げかけがあったことからというふうに認識しております。

その後、令和元年から令和3年にかけて燃料となる未利用材の確保の方法や排熱を活用した農産物の栽培品目などを民間主導で検討してまいりました。

結果としましては、経済性を担保できなことも、また未利用材の確保につきまして長野県の許可を得られなかったことなど、計画は白紙になったと承知しております。

町としましては、町内の大規模な未利用施設の有効活用や発電施設からの排熱利用、こういったことに期待し、様々な面で相談を受けたり、調整役として関わってまいりました。計画の段階での事業化白紙ということでありましたので、町としてこうしたほうがよくなったということとは特にございませんけれども、民間企業からの御提案については、事業の実現性などを慎重に検証し対応する必要があるなということを感じたところでございます。

町長

この事業につきましては、事業主体が大手商社です。3本指4本指に入る日本を代表する商社でございます。したがって、事業計画につきましては綿密に計算がされているというふうに思っております。したがって、採算性があるからこの事業を進めたいと、こういうふうに思います。

それで、問題の2メガの発電をするに当たりまして、バイオマスのペレットを供給すること自体も計算済みで、安定供給ができると、下伊那の加工会社、これと協力してできるというところまで行ったんです。

さて、先ほどは場所だったんですけども、場所はJAとお話をした中で、飯島町の元選果場跡地、ここで行きましょうということでJAにも了解を得たということです。

そこで、あとは、この事業をするに一番の問題点は、発電した電気をFIT価格で買っていただかなければならないということ。

このFITの条件に合うためには、まずは——FITの申請は最終的には経産省へ行く、たしか経産省だと思ったんですけども、経産省へ行くんですけど、その前に長野県林務部の判こが要ると、それで材料が集まりますねということの中で全体的な事業が認められて経産省のFITの条件をいただくと、FIT価格で販売できるということになるんです。

先ほど議員がおっしゃられたように、塩尻にF-Powerという大規模な、長野県も肝煎りのバイオマス発電所ができた。ここに材料がなかなか集まってこない。燃料が集まってこないということですね。それで、飯島町で2メガに相当する材木が集まるんだったらF-Powerのほうへ回してほしいということなんでしょう、想像するに。

直接にはそうお聞きしませんけれども。

したがって、そういったことを私が察する中で、県としての許認可がいただけなかった、まずは県をパスできなかった、経産省へ行く前にその計画が潰れたと、こういうことの中で大手商社の事業は大手が断念したと、こういう経過になっております。

浜田議員

何となく想像のつく経過ではあるんですけども。

ただ、これは民間がやっているから町は関係ないっていう性質のもんではなかったというふうに私は理解しているんですよ。というのは、この事業の中の熱利用は、多分、町の側に投げられていたはずなんですね。

それで、ペレットがつくる熱っていいですか、発電のうち4割が電気になって6割が熱になるわけです。その6割の熱たるや、もう相当なもので、私は、試算して、多分副町長に試算結果をお渡しした記憶があるんですけども、多分、例えばビニールハウスでやるとすると、本1地区、2キロ平方ぐらいの地域全部をビニールハウスで覆って、そこに熱を供給するぐらいの熱が出てくると。そのぐらいの事業じゃないと熱はほかに行きどころがない、まさか与田切川を温めるわけにも行かないしということが、私としては技術的に一方で懸念材料でした。

その一方で、2,000キロワットというのは、規模としては悪くないなというふうに思っていました。というのは、この商社は、北海道の下川町かな、ここが1回もめて、議長が降壇して反対の手を挙げるみたいなことで1回潰れちゃったんですけども、そこでバイオマス発電を開始したはずですよ。それで、そのやり方はほぼ飯島町に計画されていたのと同じぐらいの規模だったというふうに記憶しています。ですので、若干の問題が解決すればかいはあるんじゃないかというふうに思っていました。

それで、話を元に戻して、そういう意味では、民間が確かに主導であるには違いないかもしれないんですけども、やはり町としてもその一部は担っていたはずですよ、町長がお話しになったように場所の選定等もなされたはずですよ。

ですので、2点お伺いしたいんですけども、なかなか手ごわい県の事情だとは十分に承知していますけれども、全力で交渉していただいたのかということが1つですね、もう町を挙げてこれが必要だという交渉をしていただいたのかということが1つということと、もう一つは、これが結局——結末については、今、課長さんのほうから答弁がありましたけれども、なぜ公の形でこれは終了したということを町民の皆様にお伝えしなかったのか、この2点についてお尋ねいたします。

町長

確かに廃熱を利用する予定ではありました。しかし、その前に、まずは発電をできるかどうかという、それが第一段階でございます。それで、その後の廃熱利用については次の段階ということで、まだそこまでは入らなかった、至らなかったということが現状ですね。

町としてそこまでにできることは、JAとの交渉——土地を確保すること、そこがメインの仕事でした。

商社でありますから、商社のメンツがございます。それで、商社が、我々がこういう事業をやっていくということで、相手は県と商社の事業、こういうことになってくるわ

けですね。町がそこへは土地を提供するだけでございまして、主たる事業者は商社、相手方が県の林務部ということになります。

私たちも議員さん——国会議員を使って動きますから、ぜひ言ってくださいねと言いましたけれども、そこら辺の依頼は全然なかったですね。結構ですと、私たちが申請してまいりますと、こういうこととございました。

それで、これができなくなったっていうのはどこかで話しているのではないのかなと思いますけれどね。県の許可が下りなかったという話は、僕はここが初めてではないと思います。どこかで話をしているんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

浜田議員

私、実はかなりデータベースのマニアなんで、チャットGPTは使いませんでしたけれども、広報いいじまを隅から隅まで検索しました、「未来飛行」。それで、どこにもなかったと思うんですよ。それで、もちろん「議会だより」に載っていないということは、多分公の席でもなかったんじゃないかなと思うんです。

ですので、ここでやっても水かけ論になりますので、これはちょっと要望ですけども、一応、今回の一番の趣旨は、それぞれの企業誘致に対して起承転結をきちんとやっているのかというところにありますので、その結の部分がどうだったのかについて後日調査して提出していただくことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長

その前に、この事業が正式に、JAがその場所は提供するよと言いましたけれども、借地等、あるいは売買の契約のところには至っていません。

それで、事業に対する証拠となる書面の契約っていうものは一切ないんです。したがって、そういう試行段階で外堀を埋めている段階とか準備段階でありましたので、正式にこれを事業としてやっていきますという場面もなかったわけです。

例えば、それがこういうことで決まりましたのでやっていきますと言ったのであれば、ちゃんとした結末を言う責任があるかと思いますが、そこまでの明確な事業推進という契約というものはなかった、その前にこの事業が断念されたということでございますので、結末までは行かなかったということでございます。

浜田議員

これ以上は水かけ論になるので申しませんが、そうはいつても、地域循環ライフ構想の中には明らかにこの発電を前提とした絵が描いてあったというふうに私は覚えているんですよ。ですので、それだけのことを議会なり町民なりに説明した以上は、やっぱりそれに関わった町としての結末についてどこかで明確にしておくべきだったか、してあったのか、そのあたりを調査していただきたいと思っておりますけれども、まあ、これはもう答弁を求めません。ぜひそうしていただきたいということであります。

次に3番目に移ります。

3番目は楽器製造業の話です。

これも、どうもてんまつがよく分からないんですよ。

先ほどのように議会の広報、それから町の広報、両方に検索をかけても、実は楽器製造業については、同僚議員が2020年12月の一般質問の中で、あれはどうなったという——町民からいろいろ問合せがあるけれどもどうなったんだという質問がありまして、それに対してかなり背景的な事情を町長が述べられて、この建設は中止に至ったという

話が残っています。ただ、それも、どうなのでしょうね、それ以外にはどこにも載っていないんですよ。

それで、これも音楽村構想でかなり町民の方にはお伝えしてきた構想ですし、一方で「未来飛行」には——一般質問ですから町の議会の会議録、「議会だより」には載っていますけれども——「未来飛行」には何の記述もないということで、結局、町内でうわさが飛び交っただけで、結末がどうなったかということについては公的な説明がなかったわけです。

これは、さすがに町が土地を準備した事業でありますから、説明がないで済まされる話ではないと思うわけですね。それで、議会を通して説明したというだけでは不十分で、やはり町としてのきちんとした説明をすべきであったんじゃないかというふうに思うわけです。

次は、この件に関して、多分、町長の答弁の中では、6名の方の署名のある遺留書類を相手側の企業に送ったんだけど、それに対して飯島町に残るという返事がいただけなかったという答弁で終わったんですね。

けれども、撤退するというふうにこの楽器製造業の企業が決めるからには、当然後の地の選定にも動いていたんだろなというふうに私は想像するわけです。何の裏づけもなしに単に撤退をするっていうほど、売ったけんかを買っちゃうみたいなやり方は当然しないと思うわけで。

それで、その移転先の動きについて関係者からお話を聞きました。

それで、移転先のほうは大変強烈的な動きをしたようですね。まず予定地の住民の方にお集まりいただいて、そこに市長が直接赴いて、それで住民の中で委員会をつくって、その中には専門家も入れて、飯島町にある現在の工場の現地視察を行ったと、そこでは、騒音ですとか排水ですとか、環境として悪いものは一切ないんだということを確認して、それで、それをまた地域の住民の方に説明したということを皮切りに、トップがもう地域の住民の方と直接の対話を全部で3回なさったっていうふうに聞きました。

それと比較して——もしちょっと私が誤解していたら申し訳ないんですけども——6名の連名の印鑑の書類を送って、そこで終わったんですかね、それとも町長が直談判なさったんですかね、そのあたりもちょっと私はお聞きしたいと思うんですけども、要するに、町が造成して準備をされていて直前にドタキャンになったこの事業に対して、町はその移転先と比べて決して劣らない対応をしたのかどうか。

それからもう一つは、なぜこのことをきちんと、一般質問に対する答弁でとどめずに、もっと公に町民に説明しなかったか。いまだにこの問題はくすぶっています。私なんかもいろいろなところで聞かれます。ですので、このあたりを答弁いただきたいと思います。

町 長

当時——生々しい話になるんですよ。いろいろの話を説明しますと、個人的な名前も出てきますし、こちら側、あちら側、どっちが正しいんだというような、そういう泥仕合になる可能性がありますんで、その当時、時点で、生々しい時点ではなかなか説明できなかった。御当人の会社もまだ飯島町で操業しておりまして、まだ新しいところへ

移転する前でございますから、飯島町の企業として働いているわけですから、それは、非難合戦になるようなことは、これをまずは避けたかったということでございます。

それで、今なら多少お話しできるんですけども、あの企業を誘致するに、当然何度も何度も、社長と飯島町の予定地、希望地、山から里からいろいろ歩かせていただきました。なかなかなかったです。

それで、最終的に、相続の関係でこの土地にはいないから早く片づけてほしいと、こういう依頼の土地がございまして、格安でしたんです。今までの林の中、山の中とか、そういうところを望んでいたんですけども、御本人様は。そういったところで音楽の会社をつくりたいなっていうもとの希望はあったんですけども、そういうことなら、じゃあそちらでやりましょうよということで、問題のその土地に入りました。

それで、入って、飯島町も造成に入ったわけなんですけれども、それまでには覚書やら土地売買契約、2本の契約書、社長あるいは専務のおる前で契約書を交わしたということでございます。

普通ならば、これでそれぞれ、私たちは土地を整備する責任がある、向こうはそれを買取る責任があると、これが契約でございますから、当然そのとおりに進むだろうなと、こういうことが、これが普通の常識ではないかなというふうに思います。

ところが、工場を建設し、設計図を出し、地元住民説明会が度々あるわけですね。その中で地元からはいろいろな要望が出てきたということでございます。

そういうことの中で、企業は、やはり地域の環境問題とかを地域の方々によく理解をいただいて進出してくる、これは基本条件だと思っています、企業に住民が合わせろっていうよりも、やはり住民の意向に沿った企業の進出っていうのが今の社会では問われる部分でございます。

そういった中で企業側が住民の要望に応え切れなくなったということです。住民の要望は役場が全面的に解決すべきだと、こういうことでございますので、いや、それは住民と企業の間でしっかりと話し合っただけで決めていただくことが筋でありますし、飯島町にも企業がございまして。ひかり味噌、世界に発信するひかり味噌がございまして……（浜田議員「ちょっと時間がないので、公表しなかった理由」と呼ぶ）環境を言っておりますので、環境を。

拡張したいんですけどもということで、常に住民との話合いがあります。今回の南信精機製作所でも住民との折衝があつて、そこで十分話をしなきゃいけないということ。

ところが、そういった住民の要望は全部役場が聞いてくれと、私たちはただ工場がここへ出てきただけだと、こういうことございましたので、それはちょっと、それは企業さんがしっかりと対応すべきことではないかなということございました。それで、お話をさせていただきました。

その後、これだけ要望がいろいろ出てくるんではここに企業進出するわけにはいかなという判断で、すぐその翌日には、新しい土地はないですかねと、こういう要望がございました。もうそういう話をするのかということなんですけれども。

地元の方々には、いろいろ言い過ぎましたと、そういうことで、これは撤回するという

地元の方の要望書が本人に届けられたということですがけれども、駒ヶ根のほうでのそれが進んでおりましたんだか目星がついたんだかは知りませんが、それが効力を発しなかった。

その次の日に、そういうお話が地元の方々でされたんですねと、じゃあ私が直接会社へ行って社長とお話したいという申入れをいたしました。しかし、来てくれるなど、私が役場へ行きます、こういうお返事でした。それで、来て、最終的にお話をさせていただいたんですが、「いや、私がそちらへ行くって言ったのに、わざわざ来ていただいて」というお返事を聞いたときに「あれ、そうじゃないですよ、社長。私がそちらへ行くって言ったんですが、わざわざ来てくれるから私は行かなかったんですが」と、こういう会話がまずあった中で、最終的に、もう、一度決めましたので、社長、副社長——息子さんと一緒に、駒ヶ根のあの森の中の土地が見つかりましたので、そちらへ行くと。

本来ならば、厳密なことを言うと契約不履行という部分が成立するわけなんですけれども、私たちはそれに対して、まさかこんなことが起きるとは思わなかったもんですから、契約不履行の際は、じゃあ飯島町でかかったそこまでのお金とか、それも普通なら返していただく、こういう請求ができるんですけれども、契約書にそれが書いてなかった。そういったことで、それが請求できないということの中で、私たちが改めてほかの企業を探すと、それが始まったと、こういういきさつでございます。

今みたいに、お話で申しましたとおり、それぞれの関係を赤裸々に語らなきゃいけない部分がありましたので、大まかにざっくりとしか当時は話ができませんでしたけれども、こういういきさつでございます。

議長

時間です。

浜田議員

終わります。

〔浜田議員復席〕

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩

午前11時52分

再開

午後1時30分

議長

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 三浦寿美子議員。

〔三浦議員質問席へ移動〕

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

最初に「医療・介護・福祉の課題について」ということで質問をしたいと思います。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化には問題があると私は考えております。

連日のようにトラブルが報道されている中、6月2日にマイナンバー法の改正法が成

立いたしました。

しかし、マイナンバー保険証のトラブルが連日のように報道され、厚労省の5月12日の発表では2021年10月から22年11月末までに全国で7,300件余りの誤登録があったことが分かったとし、別人の医療情報が閲覧されたケースが5件あったとしました。

5月29日発表の全国保険医団体連合会の調査では、全国27都府県の約2,900件の医療機関が4月以降の状況を回答し、うち保険証システムを導入したのが2,385件あったそうです。その中で「患者情報が正しく反映されていなかった」約7割、「マイナ保険証が読み取れなかった」約5割、患者に一旦10割負担を請求した全国の推計件数が206件あったと報告されています。このような状況から、いつ医療ミスが起きてもおかしくない事態との認識を表明しています。

しかし、現場の声は反映されず、2024年10月からマイナンバー保険証に移行され、現状の健康保険証が廃止されることになりました。

医療現場の声としては、マイナンバー保険証で本人と認証されないケースがある、パスワードが分からない人もいる、対応に時間がかかるため窓口が混乱し困る、「資格無効」と表示され、健康保険証を持っている人は確認できたが、マイナンバーカードだけの人は本人確認ができないので10割負担で請求した、かかりつけの患者の場合は何とか本人の確認ができるが、初診の患者では間違った情報でもチェックの使用がない、誤情報で診断すれば医療事故につながる可能性がある、別人の情報が出てきた、気がつかなければ患者の命に関わる重大な事態になるなど、命に関わる問題が上がってきています。

マイナンバーカードの健康保険証との一体化についてどのような問題点があると考えているのかお聞きをいたします。

〔下平町長登壇〕

町長 お答えいたします。

健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化するマイナンバー法などの改正関連法が参議院本会議で可決、成立されております。

健康保険証とマイナンバーカードの一本化に関しましては、2024年の秋の切替えに向けて国の主導で進められているところですが、トラブルなどの報道も出ております。

内容といたしましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証について、別の人の情報がひもづけられている事案であります。厚生労働省の資料によりますと、別人の個人番号が登録されていたのは令和3年10月から令和4年11月の間に計7,312件あったとのことでございます。これらの事例は閲覧を停止し、異なる個人番号を削除するなどの対応をされております。

また、医療機関でのオンライン資格確認の導入率は5月21日時点で全国が73.8%、長野県では79.0%であり、住民が安心して医療を受けるにはまだ課題があることを確認しております。

町では、今後も情報収集を怠らず、誤りがないように丁寧な案内が必要だと考えております。

健康保険証との一本化の問題につきましては担当課長からさらに説明をさせていただきますけれども、マイナンバーカードも、ただいまは強制的ではなくて、任意取得でございます。飯島町では取得を推進していますけれども、基本的には任意取得でございます。

それで、今度は保険証とひもづけられるということなんですけれども、じゃあマイナンバーカードを持っていない人は保険証が使えないのかということなんですけど、確かに保険証は使えなくなって一本化されるんですけども、それに代わる代替の証明書が発行されるということでございます。しかし、これは毎年の更新が必要だということになってきますので、多少は面倒なことになりますけれども、自分の情報管理を自分でしたいという方につきましては、マイナンバーカードも、この保険証も、自分の身分を自分で確保するという手段はまだ残されているというところでございます。

〔下平町長降壇〕

健康福祉課長

それでは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についての質問につきまして詳細な部分をお答えいたします。

ただいま町長からも答弁いたしましたように、同一番号に2人分の情報がひもづけられた事例等が報告されております。

個人の特定健診等の情報や処方、服用されている薬剤等の情報は、要配慮個人情報に該当するものでございます。

国においては、システムの総点検、全保険者への点検要請等の対応を行っていることが報告されているところでございます。

健康保険証とマイナンバーカードの一本化に関しましては、正しく運用がなされれば、正確なデータに基づく適切な医療が受けられたり、医療機関等の窓口で手続なしで限度額以上の医療費を支払う必要がなくなったり、なりすまし受診の防止や就職や転職、退職等による保険証の切替えの資格申請や住所変更がオンラインで可能となることなどが言われておまして、期待をされているところでございます。

その一方で、全体的な懸念の声といたしまして、利用できる医療機関がまだ限られていること、紛失時等の再発行の際、国民健康保険証また後期高齢者の保険証については窓口が開いていればほぼ即時に行われているものですが、マイナンバーカードの再発行にはまだまだ時間がかかるということ、また救急搬送された場合など緊急時の本人認証がスムーズに行くのか、システムの不具合が発生した場合の対応など、様々な課題が浮上する中でも、それらが今後は改善されていくものと期待をしているところでございます。

三浦議員

ただいま答弁いただきましたけれども、国が対応すると言っておりますけれども、実際に現在の医療機関などで起きているトラブルにしてみると、窓口で顔認証ができなかった、また資格が無効だというような表示がされるとか、いろいろそんな現場での混乱が相次いでいるようですので、そんな簡単なうまい話にはなっていないのかなというふうに思っているところです。

特に私が心配しているのは、寝たきりの方や認知症の方、また障害のある方や施設に

入所されている方のマイナンバーカードの取得や管理、それは本人がきちっとわかって管理できるという状態ではない方の場合に誰が管理したり受診したりするときにそこに関わっていくのかということになると、とても心配です。

また、受診の際には顔認証とパスワードが必要ですが、顔認証がされなかったりパスワードを入れるようにと言われてもパスワードを覚えていないというようなトラブルが相次いでいるようです。結果的に窓口で自治体に問合せをしたり健康保険証を出しているところの協会に問い合わせたり、時間を取られて窓口が大混乱だというような声も上がってきているというふうに情報が入っております。

まだまだ実際にマイナンバーカードそのものを保険証として利用している方が少ない中での混乱ですので、日本中で皆さんがマイナンバーカード保険証を持って対応するということになれば、本当に医療機関の窓口というのは大混乱になるというふうに思いますし、本人として認証されなかった方の場合には大変ですし、10割負担、10割を負担してもらったという事例もあつたりするわけですので、やはりまだまだ実際にはシステムがきちんとできていない中での法の成立、またそれが施行されるということになれば、命に関わるような問題になるのではないかなというふうにとっても心配をしているところです。

例えば往診というようなことをやっているわけですが、往診に行っている患者さんのマイナンバー保険証の確認というのをどのようにしたらいいのかというようなことも全く示されていないというふうにもお聞きをしています。そうした実際の現場の心配事が解決されない限りは、私はまだまだ実施をするべきではないというふうに考えているわけです。

それで、常に受診するためにはマイナンバーカードを携帯していなければならないということになります。今までは、大切なものなのでなくさないようにと保管することを最初の頃は言われていましたけれども、いろんな機能がつくようになって持ち歩くことになったときに——先ほど課長のほうから言われましたけれども——紛失した場合の対応はとても心配ですね。それがなくなると受診ができないということになっては困ります。

それで、医療現場からは現行の保険証を残してほしいと、現在でもマイナンバーカードで確認できなかった方には、保険証を持っている方には保険証を出してもらってそれに対応しているというふうに言っていました。持っていない方の場合は結果的に10割負担をしていただいたという方も生まれているようですので、やっぱりここにはすごく大きな問題があつて、私は、そういう中では、マイナンバーカード保険証について使うことはやむを得ないんですけれども、現在使われている健康保険証をなくしてしまうということ自体は、廃止をしないようにというふうに法改正を求めるべきだというふうに考えておりますが、その点についてお考えがあつたらお答えいただきたいと思つています。

副町長

先ほども申しましたように、国のほうで一応成立した法律でございます。自治体でございますので、それに基づいて事務を執行するしかないという立場でございますので、そこは御理解願いたいというふうに思つています。

三浦議員

住民の命に関わることでありますので、これでは困るということくらいはぜひ国に対して言っていたきたいなあというふうに私は思います。

では1—2の質問に移ります。

全日本民主医療機関連合会——民医連といいますけれども——が3月20日に「75歳以上医療費2割化実施後アンケート調査」というのを行いまして、結果を発表いたしました。1万5,368件の回答のうち2割負担になった7,615件を分析した結果、「とても重い」「重い」との回答が81%あり、生活費全体で節約している、家計全体にとって重いとの声が寄せられたということです。

受診動向の変化では約8割が「今までどおり受診する」としていますが、「預金を取り崩す」18%、「光熱費を削る」15%、「食費を削る」13%で、それでも受診すると回答しているそうです。その理由の1つには、病気で通っているため回数を減らすことなどできないとの声が寄せられているということです。

また、「受診をためらうようになった」14%、負担増ぎりぎりなのでとても重い受診回数を減らすつもり、リハビリなどサービスを減らすとの声も寄せられているということです。

私の知り合いからは、病院の窓口で請求額にびっくりした、とても大変、病院でもう少しリハビリをしてから退院するようと言われたが、これ以上いたら入院費が払えないと思ったのでどうしても退院すると言って退院してきたとの声も聞いております。

民医連の岸本事務局長は、負担増によって定期受診や投薬を控えるということは、多くの基礎疾患や慢性的な病気を抱える高齢者にとって相当程度の病状の悪化を引き起こす可能性があるという指摘をしています。

この調査結果から、町内でも必要な医療を受けにくくなっている人がいるのではないかと私は心配をしております。

町内の75歳以上の医療費2割負担となった世帯の実情を町として調査、把握をしているかどうかお聞きをいたします。

健康福祉課長

後期高齢者医療保険における医療費負担額の改定に関する御質問でございます。

飯島町の後期高齢者医療保険被保険者は、令和5年3月末現在で1,924名、医療費の窓口負担割合は1割の方が1,536名、2割の方が307名、3割の方が81名でございます。

2割負担の方は全体の16%に該当いたしております。当初の試算では全体の約20%の方が2割負担となる見込みでございましたので、試算よりも若干下回っている状況でございます。

医療費の窓口負担額の改定に係る背景については、既に議員も御承知のとおり、子や孫に当たる現役世代が75歳以上の後期高齢者の医療費の約4割を負担しておりまして、今後団塊の世代が75歳以上になり始め増加していくことが確実な医療費の負担を現役世代とともに担っていくために必要な施策であるというふうに認識をしております。

医療費の負担見直しに関しての問合せについてはこちらのほうにもございましたけれども、想定よりも少なく、思っていたよりもスムーズな流れで移行していただいた印象を受けております。

そのため、町内の75歳以上の医療費2割負担となった世帯の実情のほうを調査、把握しているかという質問でございますけれども、町としてその調査等は行っておりません。

なお、2022年10月の施行後、2025年9月30日までの3年間については、2割負担となった方々に対しまして負担を抑える配慮措置が講じられております。1か月の外来医療の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える措置がなされているところでございます。

三浦議員 ただいま見解をお聞きしたところでございますけれども、調査はしていないというふうにお聞きをいたしました。

高齢者の命に関わる問題ですので、また安定した受診を続けることで元気に生活できる人がたくさんいるわけですので、大きな問題だというふうには私は捉えているところでございます。

それで、先ほど経過措置として上限負担額を3,000円にという制度があるというふうにお聞きをしたところでございますけれども、そういう制度を知らないという方がいるというふうにもお聞きをしております。手続というのは本人が申し出ないと3,000円の経過措置は受けられないものなのか、後期高齢者になって2割負担になった場合には自動的にそういう3,000円の負担の上限額に経過期間はなるのかどうか、その点について確認したいと思っております。

健康福祉課長 経過措置の関係の手続についてでございますけれども、こちらのほうは高額療養費というような中に入ってくるものでございまして、高額療養費のほうの流れと同じような形で、該当の方には通知がなされて申請をしていただくというような形になっております。

三浦議員 よく分かりました。皆さんが知らないところもあると思うので、後期高齢者医療ですので、町が直接国保のように関わっていないと思うので、ぜひそうした問題については分かりやすくお知らせをしていただけたらいいかなと思います。

やっぱりどこかを削って頑張っている、2割負担になった方はそんなにうんと懐が温かいわけではない、所得が200万円という方たちも2割負担になっているわけで、そういうふうにごく考えてみますと、そんなに豊かな生活をしているわけではないというふうには私がお聞きしておりますので、やはりそういった点では介護を受けたりお医者さんに幾つもおかかったりとかしている人たちの負担っていうのは相当重くなっていると思っておりますので、やはりそういう点でも——先ほども言いましたけれども、食費を削ったりとか、いろんなところで節約をしないと生活できないという事態もあります。

先ほど課長のほうでは後期高齢者の医療のために若い人たちが負担をしていると言いましたけれども、社会保障のために消費税は随分と上がっておりますので、そのためにということで上がっておりますので、そういう点では、そうなりながら負担が増えているという現実がありますので、やっぱり社会保障のために消費税を使っただけでいいというふうには思っておりますので、ぜひ国に対しても機会がありましたらそのように言っただけでいいかなというふうには思っております。

やはり健康に必要な医療にはかかりながら元気で暮らしてほしいというふうには思いま

す。その思いは同じだと思いますので、ぜひそんなふうにしていただきたいというふう
に思います。

それで、できれば——調査はしていないと言われましたけれども——そういう皆さん
の実態について調査をしていただきたいというふうに思います。

では1—3のほうに移っていきたいと思います。

介護保険事業計画の見直しの年度です。

特に介護保険料は実施時から見直すごとに増額となっております。年金生活者が増え
る中、減っている年金からの天引きに、今でも生活できないとの声があります。

今後の見直しをお聞きいたします。

健康福祉課長

介護保険制度につきましては、少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、老
後最大の不安要因である介護問題を社会全体で考え支えることを理念として、平成 12
年にスタートをしているところでございます。

公費——公費といっても中は税金の部分になりますけれども——公費や高齢者の介護
保険料のほかに、40 歳から 64 歳までの健康保険の加入者——第 2 号被保険者になりま
す。そちらの介護保険料等により支えられている制度でございます。

開始から 20 年以上が経過し、国の高齢化率が 17.3%だった平成 12 年、既に飯島町で
は 24%を超えておりまして、また、さらに当町の高齢化率は現在 37%を超えている状況
でございます。

高齢化は今後もさらに進行することが予想され、高齢者の抱える多様な課題やニーズ
に対応していくためには、若い世代による支えだけではなくて、高齢者自身ができるだ
け健康を維持し、その活力を地域の中で生かしていくことも重要となってまいります。

介護保険料につきましては徐々に増額をしてきてはおりますけれども、3年前の改正
では上伊那の近隣市町村の状況ですとかコロナでの収入減等を鑑みまして据え置きとさ
せていただいているところでございます。

令和 6 年度からの見直しにつきましては今後のサービスに必要な費用などから検討し
てまいりますところですが、持続可能な介護保険制度の実現のために御理解をい
ただきたいというふうに思っております。

三浦議員

物価高騰、年金は減る、大変な中での介護保険料、高齢者の方は本当に大変だと思
いますので、ぜひできるだけ増額にならないような対応を検討していただきたいな
あというふうに思うところです。

では1—4に入っていきたいと思います。

東京商工リサーチの調べによりますと、2022 年度の介護事業所の休廃業——休んだり
廃業したり、また解散が過去最多とのこと。2010 年の調査開始以来、過去最多の 495
件、前年比 15.6%増を記録したというふうに使われております。倒産も過去最多の 143
件あり、合わせると 600 件を超えています。ヘルパー不足や競争激化、コロナ感染防止
による利用控え、さらに物価高騰の影響などが大きな要因と見られるとしています。

2022 年度は、2020 年度の 455 件の休廃業、解散を 40 件上回っています。負債の返済
の可否で 2023 年度には倒産へ移行する可能性もあるとの見方をしています。国や自治体

からの資金繰りや職員の処遇改善、生産性向上などの支援が薄まると経営再建が見込めない介護事業所が多くなり、2023年は休業、解散がさらに増勢を強める可能性があるとの見解を示しております。

高齢者が増え、介護サービスの利用者の増加が心配される中、介護事業所の存続が危ぶまれる事態が起きています。

身近な町内の事業所の置かれている状況はどうかお聞きをいたします。

健康福祉課長

介護現場におきましては、当町に限らず、経営者や職員の高齢化、人手不足、コロナ下での利用控えや利用者減、物価高騰などが複合的に重なり、議員の質問にありましており、経営に大きく影響を受けていると認識をしております。

町内の事業所におきましても、特に職員の高齢化や人手不足、先行きの見えないエネルギー、電気等の価格高騰は施設運営に大きく影響しているというようにお聞きしているところでございます。

ただ、現在のところ休業、廃業とはない状況でございます。

三浦議員

今、町内の様子をお聞きいたしました。

1—5です。介護事業所の経営難、介護職員不足の背景に介護報酬の低いことが上げられています。実情を把握しているかどうかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

介護職員の処遇改善につきましては、少子高齢化の影響で高齢者が増え介護が必要な人口が増えている一方で、介護職員の処遇については十分でなかった状況を踏まえて、介護職員の処遇を改善して介護職員を確保していくために、国において平成24年に介護職員処遇改善加算が創設されているところでございます。

その後、令和元年10月には消費税率引上げに伴い介護職員等特定処遇改善加算が創設され、さらなる処遇改善が進められております。

また、令和4年10月には介護職員等の収入を3%程度、月額で9,000円相当を引き上げるという措置で、臨時で介護報酬改定が行われたところでございます。

それぞれの事業所においては、この制度にのっとなって対応していることを確認しております。

三浦議員

では、様子をお聞きしたわけですが、1—6に移っていきたいと思いますが、2021年の調査では、ホームヘルパーの年齢構成については20代が4.8%、30代が9.9%、40代が18.5%、50代が24.5%、60代が25.4%、70代が12.2%という状況だそうです。

ケアマネジャーの資格受験者数と合格者数は、1998年には20万7,000人が受験して9万1,200人が合格していますが、2022年の受験者は5万4,400人余りで、合格者は1万300人と激減しています。

2003年度から2022年度の介護報酬改定率の合計は僅か2.48%の増加で、消費税の造成対応分と処遇改善加算を除くと報酬改定率は23年間でマイナス5.74%となると言われております。

先ほど課長のほうから今までの国の施策によって改善されているような報告がありましたけれども、実際にトータルしてみますとマイナスであるというのが実態だというふうに言われております。

介護事業所は23年間実質の介護報酬が上がらず、介護職員の賃金に直結しております。魅力ある職種であった介護職を選択する若者が減っている背景には賃金の低さがあると言われております。

近隣の介護保険事業所で働く方の話では、資格を持っていても一般企業に就職したほうが収入があると介護職を辞めていく人もいるとのことでした。

介護が必要な高齢者の増加に対応するためには、事業者と介護に携わる介護職の確保が必要です。町としてできる支援策があるかどうか、考えているかどうかお聞きをしたいと思っております。

健康福祉課長

議員の質問にありましたように、安全・安心な質の高い介護サービスの提供には十分な介護署員の確保が必要ではございますが、高齢化等によりまして介護現場では慢性的に人材が不足し、多くの事業者が苦慮している状況がございます。

また、職員数の不足により、従事されております介護職員に過度な負担をかけ、退職者の増加を助長するおそれもございます。

介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保、育成を行い介護現場全体の人手不足対策を進めることは重要であると認識しております。

必要となる介護人材の確保に向けましては、やはり町単独では難しいところがございます。国や県と協力し広域的に取り組むことが必要であるというように考えております。

三浦議員

見解をお聞きいたしました。ということで、町単独では難しいというふうにお聞きしました。私もそう思っております。

それで、やはり基本的には国に介護報酬の実質的な引上げを要請することが一番だというふうに思います。そのためには、各自治体それぞれから声が上がることでも大事ですし、そうした事業所からも声の上がること、それから県でもどこでも、やはり本当にこうした中で大変な事態に対して国に対して要請していくということが大事だというふうに思いますので、側面からも支援できるというところではそういったところで声を上げていただくことだというふうに思いますので、ぜひそのような機会のあるごとに国に対して要望をしていただきたいと思いますというふうに思います。

では1-7に移っていきたく思います。

介護は、もともと福祉の措置として行政が実施をしていたというふうに認識しております。

介護保険料で私は賄うことに無理があるのではないかなと考える場面がたくさんあります。介護事業所の数、サービスのあるなしなど、利用できるサービスが近くにあり、選択肢が多いほうがよいに決まっておりますし、介護サービスの利用が増えるほど、実は見直しのたびに介護保険料に跳ね返っているのではないかなというふうにも感じているわけです。

国が社会保障としての認識で一部を国庫負担で支える仕組みにすればよいのではないかなというふうに考えるわけです。

現状では社会保障予算の縮減を実施してきました、国が。2013年度は3,000億円減額し、毎年減額がされてきて、2021年度は1,300億円が社会保障費の予算から減額されて

おります。社会保障のためと消費税が引き上げられたにもかかわらず、毎年社会保障の予算は減額をされ続けております。高齢者の増加に見合った額に増額をすることが私は筋と考えております。

国庫負担を増額して介護保険を支える仕組みにすれば町と町民の負担が軽減できるのではないかというふうには私を考えますが、どのようにお考えになるかお聞きをしたいと思えます。

健康福祉課長

日本の社会保障制度については、受益——給付になりますけれども、給付と負担の対応関係が本来明確な社会保険方式を取りながら、後期高齢者医療介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担に相当依存していることから、結果、近年は公費の比重の大きい後期高齢者医療介護給付費の増に伴い公費負担への依存が著しく増加しているところになっております。

また、本来は税財源により賄われるべき公費の財源について、特例公債費を通じて将来世代への負担が先送りされているため、負担増を伴わないまま受益給付が先行する形となっていることなどから、国の財政悪化の最大の要因とも言われているところでございます。

一部を国庫負担で支える仕組みについてになりますけれども、既に社会保険の財源構成は、介護保険に関わる費用のうち利用者が負担する1割を除く残りは介護保険の被保険者から納めていただきます保険料50%と税財源で賄われる交付負担の25%を国が、残りの半分を都道府県と市町村が12.5%ずつ負担する構成となっているところでございますので、御理解をいただければと思えます。

町長

ただいま課長が説明申しましたけれども、社会保障に係る例えば個人負担を減らしても、その分を誰かが払ったり国の税金が増えたりすることが社会保障なんです。

理想は北欧の福祉型国家なんだけれども、しかし、その国はGDP——総生産のうちの50%~60%を租税プラス社会保障代に使っているんです。

日本は30%台です。国が全部を賄ってもいいんだけど、その分は税金が上がりますよというバランスは変わりません。

高齢者になればなるほど医療費がかかりますから、若い者にその負担をかけないように75歳以上の部分で、我々で、みんなで協力して賄っていこうと、こういうのが、みんなですリスクを分かち合おうというのが基本の税制でございますから、自分が払わなくても誰かが払わなくてはならないと、こういうシステムはやっぱり忘れてはならないというふうには思えます。

三浦議員

税についての考え方は多少私と町長と見解が違おうと思えますので、そのことについては先に置いておきたいと思えます。

2017年に厚生労働省は「高齢化率と社会支出の国際比較（2013年）」のデータについてこのように言っております。

OECD加盟国の社会保障給付の規模を見ると、高齢化が進展しているほど社会支出の対国内総生産比が高くなる傾向が見てとれる。我が国の高齢化率はOECD諸国の中で最も高く、OECD加盟国の平均を大きく上回っているが、社会支出の対

国内総生産比については、(中略)、高齢化の進展度合いから見ると、我が国の社会保障給付の水準は相対的に低いことが見てとれる(中略)。

と。

このように国は高齢化の進行が進んでいる中で社会保障に対する給付が低いことを十分承知しております。介護保険に対する国庫負担が少ないということを認めているということにもなります。

そういう点では、国庫負担を増額して特に町民税非課税世帯からは保険料を徴収しない、利用料は無料にするなど、社会保障の措置として国の責任で私は対応すべきだというふうに考えるところです。

見直すごとに保険料を上げることなく介護保険事業が運営できるようにすることも必要だと私は考えるわけですが、今の町長の答弁を聞けば次を聞くことをないかなというような——返ってくる答えが何となく想像できますので、そういうふうには私は思っているというふうに受け止めていただきたいと思います。

時間があまりありませんので急いで行きます。

1-8、障害者の年齢が65歳以上になると障害者支援から介護保険に移行することが通常化していると思います。しかし、障害者が利用できるサービスが介護保険では利用できなかったりサービス利用に費用が必要となるなど、社会生活が脅かされ、人権問題ともなっております。

厚生労働省からは障害者の実情に応じた対応をするように通達が出されているというふうに認識をしておりますが、飯島町ではこの通達を遵守した対応がなされているかどうかをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

65歳以上の障害者の方の障害福祉サービスの支給決定についてでございますけれども、障害者総合支援法第7条に基づいて介護保険法の規定による保険給付または地域支援事業が優先されることとなっております。

このうち障害福祉サービスの自立支援給付費と介護保険法との適用関係については、平成19年3月28日付で厚生労働省からの通知がございまして、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものや支給料が介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には介護給付費等の支給を市町村の判断で可能としております。

さらに、平成27年2月18日付の厚生労働省通知によりまして、障害者が介護保険による同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であることなどから、介護保険サービスを一律に優先的に利用するものとはしないことという通知が出ているところでございます。

それに従いまして、当町におきましても一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聞き取りにより把握した上で障害者の個々の状況に応じた支給決定を行うよう努めているところでございます。

今後も適切な制度の運用に努めてまいりたいというように考えております。

三浦議員

今の答弁を聞いて安心をいたしました。障害者の実情に合った対応をぜひこれからも

続けていつていただきたいというふうに思います。

時間も迫ってまいりましたので、1—9のほうはまた次回の課題として質問させていただきます。

2—1の質問をしたいと思います。

「住民負担の軽減「草刈り」について」ということで2番目の質問をしたいと思いません。

初夏を迎えて草の繁茂が目立ってまいりました。町のどこに行っても草を何とかしてほしいという声があります。

昨年9月の一般質問で住民負担の軽減のために国道、県道、町道のり面の草刈りの対応と雇用創出によるパトロールと必要な箇所草刈りの仕組みをつくることを私は提案いたしました。今後の研究課題とするという答弁がありましたが、研究の状況をお聞きしたいと思います。

お答えいたします。

適正な道路の維持管理だけではなく、飯島町の美しい田園風景が保たれていますのは、地域住民の皆さんが宅地、農地、また隣接する道路などの草刈りを行っていただいているからこそでございます。この場をお借りしまして日頃の御協力に感謝を申し上げます。

昨年9月の議員からの一般質問にお答えさせていただいたとおり、地域の皆さんのお力は今までどおり必要不可欠であると考えてございますので、まず今年度より少しでも負担軽減となるよう支援を行わせていただくこととしております。

1つ目でございますが、まず町が委託し実施している草刈りの範囲を一部拡大していくことといたしました。具体的にはブロック積みの上などの危険を伴う箇所の草刈りを中心に拡大していく予定でございます。

2つ目ですけれども、地域づくり推進費やごみ集積所の管理費、また道路の除雪費とともに、一括交付する形とした住みよい地域推進費に併せまして道路草刈りに対する協力費についても組み込みまして各自治会の道路延長等に応じた額を交付させていただくことといたしました。

以上のような取組により、今後も協同のまちづくりの一環といたしまして区や自治会のお力をいただきながら、地域住民の皆さんとともに道路の維持管理を実施してまいりたいと考えております。

議員より御提案をいただきました雇用創出による草刈り対応の件につきましてでございますが、現在建設水道課では1名で行っております道路維持管理を増員することになれば道路の草刈りを含めた管理をより充実することができますので、現場としては大変ありがたい御提案だと考えております。

しかしながら、職員を任用することとなりますと人件費との兼ね合いがございますので、採用については継続的に検討を行っているところでございます。

また、増員を行ったといたしましても全ての草刈りを行うことは不可能でございますので、引き続き地域住民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

三浦議員 今答弁をいただきましたけれども、私のところに聞こえてくる何とかしてほしいという声は、実際に対応し切れないという声があるということですので……

議長 時間です。

三浦議員 はい。終わります。

議長 〔三浦議員復席〕

議長 3番 折山誠議員。

議長 〔折山議員質問席へ移動〕

3番 折山議員 通告順に質問をしてまいります。

質問事項1「町長2期8年の総括」について伺います。

今回の質問は、通告時に吉川議員からあらかじめ秋の町長選について町長に3期目の出馬の有無を俺のほうで問うよと事前に私のほうへ通告がございましたので、私のほうは総括的な内容に変えて質問することにして通告をさせていただいたところかと思いません。

ちょっと質問の項目を町長に理解していただきながらこの項の質問要旨に入ってまいりたいと思いますので、少し回り道をしますがお聞きをいただきたいと思います。

この秋を控え、そろそろ下平町政おおむね2期8年の総括をしてよい時期かなあというふうに私は思います。

特に6日の新聞各紙では、新人が町長選へ出馬する意向と現職の下平町長におかれましては明確な態度を明らかにしていないと、こういった報道がなされたところでありまして、したがって、目下、町民の最大の政治的な関心事は町長の去就にあると言っても過言ではない、そんなように思うものであります。

それで、町長という職に何代もの町長のそばで私は接してまいりましたが、この職は大変な激務であり、24時間の勤務、そのために自分のいわゆる私生活っていうものの自己犠牲の上に初めて成り立つ大変な仕事だなというふうに常々感じております。ですから、自分の町をよくしたい、一人でも多くの町民の幸せになってほしい、そのような強い思いのある人でなければ務まらない職であると、そのようにも私は思います。

その意味で、下平町長、2期8年という、長いのか短いのか、それぞれの受け止め方は違いますが、掲げた目標に向けて町長職を務めてこられたという御尽力に対しましては改めて敬意を表し、また御努力に感謝を申し上げなければならないというふうに私は思います。議員はこういう場で町長に対しお願いし謝意を述べてはならない、これが原則になっておりますが、あえて申し上げます。

また、このたび同じ思いで自分の目指す町のありようを掲げて出馬の意向をマスコミを通じて報じられた新人の方にも同様、いばらの道を選択されて、そういった心意気と、自分ならもっといい町にできる、そういった強い信念と自信を持たれたことに対しましても同様に敬意を表したいというふうに思うものであります。

議会議員選挙もそうですが、特にこれからの4年間の町の未来を託す町長選挙が町民にとって選ぶ自由のない無投票では不幸です。また、立候補者にとっても、直接町民の

信託を数字として受け取れないという形では、町の先頭で引っ張っていく力も半減してしまいます。共に不幸です。

そこで、下平町長におかれましては、これから始めるこの項の一般質問、私との一問一答を通じまして早急に3度目の立候補の意思を表明され、目指す政策議論を徹底的に交わしていただけるであろう、そう願いながらお手元の質問要旨1—1に入ってまいります。

まずできたこと——これは実績です。積み残していること——課題、人口対策、子育て支援、福祉政策、産業振興、町営業部の今、脱炭素・新エネ政策などなど、特に町長として公約を振り返る施策、これを伺ってまいります。

私の申した項目でなくても結構です。大切な時期でありますので、この項に私は重点を置きますので、時間を十分に使っていただいて結構です。まず任期中に力を注いで来られ、町民に誇れる成果を実績として、あるいは頑張ったけれどコロナなどの理由で語るべき成果が見られないものについては課題として、町長の印象深く心の中にあることをお話いただければ、それでいいかと思えます。

お答えください。

〔下平町長登壇〕

町 長 お答えいたします。

折山議員には、町長2期8年、また今2期目の最後の年を迎えているこの時点で今までを振り返る時間を与えていただき、皆様方にまた御説明する時間を与えていただきまして、大変ありがとうございました。

初日にもお答えしましたがけれども、今日は特に2期目ですね、2期目について掲げた施策、これが今どのようなになっているのかということを中心に、4年前の昔のことでなくて、最近の施政方針等を語った中での思いを語っていきたいと思っております。

まず第一に町のコンセプトとして定めましたのは、「森林や田園風景の静寂さの中にも快適な生活基盤のある町へ」というのを目標に掲げております。

目標の中には、それを達成するために、環境循環ライフ構想、まず、これにつきましては、木質バイオマス発電事業実施に向けまして、昨年度、事業の可能性の調査を実施したところをごさいます、それを実現する候補地、あるいは選定したサプライチェーン、協力企業などの確立などが課題と今なって浮き彫りになったところをごさいます。

飯島町地域温暖化対策実行計画において水力発電の可能性についても本年度繰越して調査を行っているところをごさいます。水力発電につきましては、ただいま越百のしずく発電所が県企業局の肝煎りで与田切川上流に建設されていますけれども、そこで発電された水をただいまある最初の与田切発電所で使う、その手前で飯島町に分けていただいて、それを発電に利用しようと、こういう概略の中で県との調整を今はしておるところをごさいます。

あわせて、商圈の地元滞留率、それが今までずっと4%であったということで、これを向上しなきゃいけないという部分をごさいます。新型コロナウイルスの中で復興券事業を第5弾まで行いまして、地元商店街での購買力向上に努めさせていただいて、多く

の方に御満足いただいておりますところでも、恒常的に飯島町で生活必需品が購入できる商業施設をやっぱり迎えたいというふうに思っております。この件につきましては、具体化できそうなところまで来ておりまして、予定では7月に調印席ができるのかなあという感覚でおります。

このほか、地域の経済発展のために企業誘致をしまいいりましたけれども、クギンさん、西武陸送さん、日本薬業さん、そしてひかり味噌の増築、南信精機製作所の増築等が実現されておりました、地域の雇用の創出並びに確保に向けて企業が頑張ってもらっておりますという環境ができております。

2つ目は少子化対策でございます。

子育て世代を応援する意識啓発や職場環境づくりということで、今、国が異次元の少子化対策をスタートしたところでもございますけれども、飯島町は4年前から少子化対策に力を入れておりました、保育園の給食費の完全無料化、子育て世代のゼロ歳～3歳の御家庭の上下水道関連の応援補助金を子ども1人当たり5,000円補助させていただいております。

待機児童をつくらぬようにということで、ただいまは女性もなるべく働きに出たい、そういった環境を後押しするために未満児保育の受入れ態勢を強化する、これを人口増につなげていくわけなんですけれども、そのために本年度は保育士の処遇改善をさせていただきました。

また、女性が働く場所を確保することに着眼点を置きまして、女性の職業の選択肢の1つに農業をとということで、レディースファームの具現化に向けて今動いております。子育てしている女性が都合のいい時間に農家で働ける、それで農業体験の中から次世代の農業経営者になってくれればと、こういう思いもあった中で、子育て中のお母さんの働き場所を確保しようということを進めておるところでございます。

これが少子化対策、まだまだ細かいのがありますけれども、紹介はこれぐらいにさせていただきます。

3つ目としまして高齢化対策でございます。

活躍するシニア、健康で経験や技術が地域に生かせる人生100年時代を迎えていただきたいということで生活習慣病予防活動に力を入れておりました、近隣市町村よりも要介護・要支援者認定率が低く抑えられております。保険料が少なかったり要支援者の認定の率、人が少ない——健康だということですね。そういうことがあります。

また、昨今の医療状態で病院完結型——病院で全て完結、完治して社会に復帰できるという病院完結型医療社会から、今、地域完結型医療社会へ移行しておりますところでもあります。病院にまだまだ昔だったら入って折れたんですけれども在宅へという形の中で、それを受けて、それは地域でやっぱり助け合わなきゃいけないねと、こういう環境でございます、コミュニティーづくりの一環として飯島版お助隊の取組を今推奨しておりますところでもございまして、新田地区におきましてはその先進的な活動をなされております。この活動が各地域に、みんなで助け合う、そういったお助隊、いろいろの形の中で、あるいは公開所にいつ来ても人と話ができると、そんなような環境ができればいいなとい

う目的のために飯島版お助隊というのをつくらせていただきました。

4つ目は地方創生の関係なんですけれども、「リニア新時代、後継者が夢を抱いて故郷に戻る経済基盤のある地域へ」というものを掲げております。

これにつきましてはマイホーム取得補助金等の創設を行いました。移住対策に実績を積み上げているところでございます。ただいまこの補助金の利用者は昨年と今年とを含めて110件ほどの応募がございまして、新築住宅の取得、あるいは中古住宅の取得、あるいはリフォームということで、この地域にとどまっていたいただくことを支援させていただいております。

飯島流ワーケーション事業を開始いたしまして、i i ネイチャー春日平をオープンさせました。これは、将来、リニア新時代を迎える中で都市と農村の交流がますます盛んになるだろうということで、これを起点に交流人口を増やしてまいりたいというふうに思っています。農業体験や自然体験、文化体験、200以上のプログラムをつくる中で、それを体験しながらこの地域にお呼びしたいということ、そして、ここへ来ていただくと企業誘致にもつながるだろうし移住・定住にもつながるだろうと、こういう目標を持っておるところでございます。

5番目として行政改革です。

行政サービスが的確に機能する組織と想像力や実行力がある職員を育てたいというふうな思いで、縦割り行政の課題であります横断的な実力を発揮できるように2つのプロジェクトをつくらせていただいております。先ほど申しました環境循環ライフ構想は、いろいろの課が集まって、ここで意見を交わしておるわけでございます。また、人口増プロジェクトにつきましても各課担当がそこで口角泡を飛ばして議論をしておるところでございます。そういった中で横のつながりをしっかりと持っていこうという行政を行っております。

また、飯島町営業部、これは今年で8年目になります。自分たちの町は自分たちでつくりたい、こういうことがコンセプトでございます。ぜひまちづくりに住民が参画していただいて田舎の底力を発揮していただくということで飯島町営業部を発足させました。

当初の4年間は順調に進みまして、いろいろな事業を重ねていただきました。その中で新しいグループも誕生しました。

その1つがいいじま森の会、飯島町町民の森の改修や、あるいは傘山の登山ルート、ハイキングルート、こういったものを自主的につくっていただいております。

また、あぐりの丘花クラブ、これはアルプスのお花畑という当初の私の政策を酌んでいただいて、チューリップではないですけども、ポピー畑をここ数年、花を咲かせていただいて、いろいろなイベントを打っておるところでございます。

また、若者がアウトドア事業の中でマウンテンバイククラブをつくっていただいております。

このような成果が出ておりますけれども、さらにさらに発展させたいところが、ここ2期目の1、2、3年間というのは、まずはコロナの自粛生活が始まりましたもんです

から、制限をされた中での活動でございます。当然、こういったまちづくりにつきましてはお互いに顔を見合わせながら次にこれをやろうあれをやろうっていう話が非常に基本的に大事なところなんですけれども、それが阻まれましたものですから、今、多少というよりも、大きくその関係性が欠けておるところでございます。

先日、再スタートを切ろうということの中で、総会が開かれました。総会では、今までの続きをやるんじゃなくて、もっと見える形の事業を二、三に絞ってやっていこうと、そういったことで、その事業を見て、その事業に興味を持っていただいて、自分たちの町は自分たちでつくると、そういう意識に賛同された方をこれからさらに集めようということで、新しい方法で飯島町営業部がスタートするところでございます。

このようにいろいろの活動を送ってきたんですけれども、今まで、私が最初に町長になったときには「新しい風を、民間から！」という旗を掲げてスタートしまして、飯島町の資源をもっともっと自分たちが利用し、暮らしに取り入れ、経済に取り入れ、活性化させていこうと、こういうことと少子化対策の人口増プロジェクト、これが今後の町の1つの大きな目標になってくるのかなというふうに思っています。

環境循環ライフ構想の各項目にしましても人口増プロジェクトにしても、これはまだまだ、二、三年で片づく問題ではなくて、長期的に引き継がれていかなければならないものだというふうに思っておりまして、これは継続性が必要だというふうに思っております。

今までやってきた中で飯島町に芽が出てきている。それは、千人塚が観光地として復活しつつある、また与田切公園のキャンプ場、あるいは傘山、続いて町民の森、この飯島町の3つの自然環境のすばらしさができるとともに、そこでお迎えするキャンプ場が整ってきたということは、大きな、今、次世代に向けての可能性を持った芽が出てきておるというふうに思っております。

千人塚にも今までどおりのキャンプ場ができましたけれども、グランピング施設やテレワーク施設がございます。

与田切公園には、今までどおりのキャンプ場、あるいは御座松にこれからは有料化した中でのキャンプ場ができるだろうというふうに思っています。

与田切川の上へ行って、アグリネーチャーいいじま、ここには宿泊施設がございまして、主に合宿向きの施設になっておりまして、今までにも学生さんが合宿で御利用いただいた。さらに、そこにはキャンプ施設も作っていこうということになっております。

天竜川を越えて日曾利地区にも、これはキャンプ場専門の会社がお出ましいただきまして、毎年多くのお客様でにぎわっておられるということです。

それで、昨年造りました飯島町のワーケーション施設、これはトレーラーハウスを宿泊施設にしているんですけれども、中にはキッチンがありお風呂があり、家族でゆったり楽しめて農業体験ができると、こういうことですね。

こういった先ほどの3つの柱の観光拠点と6個の宿泊拠点、ここへ集まって、ここからが大事で、飯島町で提供できる体験事業——農業体験、自然体験、文化体験——そば打ちも入るんですけれども、そういったものが体験できる、そういったほかとは違った

施設、この宿泊数を計算しますと約1,600名の収容人数が可能ということになっておりまして、この規模は、伊那谷、現在、リニア中央新幹線が引かれた暁には、何を求めてくるか、山岳観光あるいは農業体験観光、これをもくろんだ場合に、そういった収容人数の宿泊施設があり、しっかりとした観光施設がこれから整ってくると、そういう可能性はあるかなというふうに思っておるところでございます。

今までやったこと、あるいは今までから芽が出てきたこと、今後リニア新時代に向けて期待のできることをだだだだっと申し述べさせていただきましたけれども、御理解いただければというふうに思っております。

〔下平町長降壇〕

折山議員

町長——改めて思いますが——本当に夢を語ることがお上手ですが、課題を述べることはあまりされませんか。ちょっと両方言ってほしかったんですが、なかなかそういう部分へ踏み込まれることがあまりないお方だなあと改めて思いました。

私のほうで申し上げます。

まず人口対策について申し上げますと——ちょっと町長は大分発言が長かったんで、ちょっと私もうんと割愛しなきゃならないんで細かい根拠は申し上げませんが、当初、社会保障・人口問題研究所がはじき出した2010年をベースにした2040年の人口推計、これが上伊那でただ1つ、消滅可能性都市、飯島町っていうことで町長はショックを覚えられて立候補に至った話はよくお聞きして、まさにそのとおりだと思うんですが、その後の——簡単に言うと、その推計を今日まで、あるいは簡単に言うと2020年が国調の年で——あ、2022年が国調の年か、二千何年でしたっけね、国調は。2022年10月だな。が国勢調査で、このときは飯島町の実数字が出ておるわけです、ここにきちっと住んでいる方の人数が出ているわけ。

それで、ちょっと結論だけ申し上げますと、やっぱり、先ほど来町長のほうで実績として掲げられた政策が実っているなあっていうのが、多分そこで百何十人っていうことで、創生会議の推計よりも国調の数字をベースに——国調って大体300人ちょい住民基本台帳人口よりも少ないんですね。簡単に言うと実数字は住民基本台帳人口から310人ばか——314人を引くと大体その、いわゆる創生会議と同じレベルの数字になるわけなんです、創生会議の予測した人口よりも多分100~200人近く飯島町は増えているんじゃないか。簡単に言うと、人口は減っているけど減少率は収まっているんじゃないか。これは1つ、ここ何年かの人口増政策効果が表れているように私は思うんですが、そこら辺、ちょっと数字的に分かったらお答えいただきたいと思いますが、なければ、数字の通告はしていないんで、町長の感覚的な発言で結構です。

結構な効果、100人以上、200人くらいの効果はあったんじゃないか。そこら辺はいかがですか。昨年10月1日っていう細かいことは言いません、昨年のどこかの段階において。

町長

実際に人を動かすっていうことは大変なことだと思います。だから、すぐにその効果が出てくるだろうとは思っていません。約10年ぐらいのスパンの積み重ねが実績になるのかなというふうに思っています。

ただし、昨年の宝島社のアンケート、住みたい田舎ベストランキングの中では単身者のランキングで全国第7位、子育て世代の中ではおとし32位だったのが昨年は6位にランクインされたと、それで総合では全国で16位に昨年はランクインされたと、この部分は、移住したい場所——実際に移住はしていないんだけども移住したいという希望のある町としてそのランキングに上がったということはどういうふうな感じかというふうに思っております。

折山議員

ちょっと先ほどの質問を訂正します。2020年10月1日が国勢調査です。そのときの人口は9,004人でした。結構増えているんじゃないのか。これはやっぱり即効性のある200万円、これが効果をもしかしたら出しているのかなというふうには思います。

ただ、これまで、昨日から今日までの町長のお話をお聞きしておりますと、子育て支援を含めた人口増施策、これは大きな予算を投じてお金の魅力をもって引きつける、この政策が功を奏しているなというふうには今は感じるものです。

自治体間のお金配りの競争に拍車をかける政策っていうのは、財源的にやっぱり強いところが最終的には勝つために、町長は先ほど人口増政策は継続していかないと申されましたが、こういったやり方は、当町で永続的には、財源上、続かないのかなという事は課題として申し上げておきたいなと思います。

それで振り返ってみますと、もう少し前には、あまりこういったお金の施策ではなくて——うちの職員はみんな元気に頑張っているわけですが、ちょっと移住・定住を担当しておった職員は、まあ本当によく小まめに動いて町内とのネットワークを構築し、よそから来た人たちとの連絡を取り合いながら人間関係のネットワークでもって減少に歯止めをかけてきたなあ、私の店へも何度いろんなパンフレット、チラシ、広告を持って来たか、またそれを見に移住してきた人たちが訪ねてくるっていうような人間関係のネットワークのすごさは、またそれもひとつ、お金だけではなくて、永続的に継続していかねばならない人口増施策かな、こんなふうはその職員を見ながら感じたことは申し上げておきたいなと思います。

どこかでは、そうしたお金の力ではない人口増施策、先ほど町長の言われた緑の中の生活環境、そういったものの魅力、こういったようなものを前面に出しながら減少に歯止めがかかっていけばいいなということをお願いしておきたいなと思います。

人口増については即効的なかなり効果があったんじゃないか、こういったような実績かと思っております。

子育て支援。

子育て支援は、もう昨日からお聞きしていると、もう本当に微に入り細いわたり、他に先駆けて素晴らしい政策を展開してきているなあ、しかもそれが単なるお金で支援するだけではなくて、子育て世代のお母さんが働きに出られる環境づくり、またそれをサポートする病児病後児保育、いろんなところでされている。

また、教育長におかれては、未満児の受入れについて、ルールではこうなっているんだけど相手の実情がこうだから特例的に受け入れなきゃならない、こういった姿勢でもっていわゆる原理原則を超えた対応を温かくされている実態も私はかいま見てまいり

ましたので、引き続きその状況で子育て支援には取り組んでいただけるものと期待を申し上げて、福祉政策。

これについては町長のほうで高齢者対策の話がありましたが、生活するための様々な困難を抱えておられる町民の皆さんが末永く安心してこの町で生きていけるための施策、これは、もう限りなく幅広く、ここまでやればよいという到達点も見えづらく、実績として語れるものっていうのは、幅広い分、また語りにくいものもあろうかと思えます。

先ほどの町長のお答えの中で特に印象深いのはお助隊であり、地域互助がこれからの地域福祉を担う大事な根幹になっていくんだ、そこに期待を寄せているというお話がありまして、そうなんだろうなあ……。

ただ、さあこれを新田でというお言葉がありましたが、全自治会に展開していくためには、ただ傍観するだけではなくて、町長の中ではどのような思いでこれを展開させていこうと思っておられるのか、やはり立ち上げには私どもも支援をいただきましたが、若干の支援も要りますし、核になる人材も必ず育てなければ芽が出ません。そこら辺はどのようにお考えなのか、もしあれば伺いますし、なければ次へ飛びますが、何かありますか。

町長

お年寄りがまずは気楽に集まれる、そういった場所は各自治会ごとにつくらなきゃいけないといえますか、ここで——お尋ねがありましたけれども、シェアハウスみたいなものも今後は考えていかなければならないかなと思いますけれども、お年寄りについて介護度がどうのこうのっていう看護ランクにおいてそれが利用されるかどうか、また補助する人が必要なのかどうかとなってくると大変なんですけれども、まずは健常者の高齢者がお互いにシェアハウスを持つというようなことも具体的にできたら面白いかなというふうに思っております。

これからは、そういった高齢者向けの、こういった社会施設というのが——大きな施設じゃなくて、あちらこちらに、町の便利のいいところに中古住宅を使いながら、古民家を使いながら、ということは1つの資源の有効利用かなと考えておるところでございます。

折山議員

ちょっと時間の都合で飛べないと思うんですが、次の項のほうまで今ちょっと町長はお答えをいただいて、そっちのほうはまた——今、町長のそういう展望をお持ちであるということだけで私は十分満足です。

多分、それが今後、特に買物不便地にいらっしゃる方、お独りで孤独で生きている方が残された時間を似たような仲間の人たちと一部の場所を共有しながら、しかも町なかで、空き家を活用して、こういったニーズが必ず出てくると思います。町長の頭の中にそれがあるということが確認できれば、これは必ずそのうちに1つの事業として芽出しができるのかなあ、そのように思います。

町長、大分時間が過ぎましたので、次からはちょっと端的にお答えをお願いしますね、最後まで議論したいと思っておりますので。

町民の間で賛否が分かれているのが——町長も御承知かと思えます。町長肝煎りのトレーラーハウスを活用したワーケーションでございます。あんなもの要るのかっていう、

いろいろな方がいらっしゃいます。

私は、これに期待をして賛成をしてきた者として、うまく行かないと町長を切りつけた刀で自分の肩を切るという、そういう返り血を浴びますので、期待はするものなんです、なかなか見えてまいりません。時代のニーズを先取りした政策だと思うんですが、しかもまた大きな予算を使っております。

ワーケーション、町長はよくコロナ下だったからって言うんですが、コロナ下だからこそ求められる政策だったんじゃないか、その意味でもタイムリーだったんじゃないか、なぜこれがうまく行かないのか分析できていたらお答えください。

町 長 ワーケーションというのは、そもそも農業体験をしていただこうと、これを通じて移住・定住につなげていきたいと思いますということでした。

それで、国も未来に向けての地方創生という事業の中で、次の一步、次の投資という感覚の中での予算でございましたんで、飯島町では1割負担、国では9割を見ていただけるということなんで、これを、じゃあ農業体験、キッチンもあり、家族で訪れても長期滞在ができる、そういった施設を用意して農業体験を中心にした移住・定住、あるいは都市と農村の交流の窓口をつくりましょうということでした。

しかし、時も時、コロナがスタートしましたね。このときに、企業は、会社へ行かなくても自宅で勤務するとか、あるいは外で旅行しながら外で会社の仕事ができるとか、そういう生活様式というのが盛んになってきたもんですから、ああ、もしかしたらこれはコロナ下にも適したものかなというふうに思ったわけでございます。

しかし、コロナが最盛期の頃は観光地にも人が訪れなかったと、こういう状況で、有名どころの観光地、昔からのお得意さんを持っている企業であつてもお店をしまわなければならないという状況に置かれたことで、観光がずっと駄目だったということで、意外と外へ出ていけなくなったということが、これは宛ての外れた部分でございます。

今後、元に戻って人が動くようになってきたときには、今度はもう一度、都市と農村の交流、これが本格的に始まるのはリニア中央新幹線が開通してからだと思います。

都市と気楽に行き会える時間の距離っていうのは1時間半と聞いております。そういった部分では、長野県では長野市まで、中央線では甲府まで、そういったことになってくると。今度、飯島町は15分でリニア駅に着いて、リニア駅から45分で品川に着くということで、合わせて1時間で通える距離になるということになって、やっぱり地の利があるだろうと、今後信州の山岳観光というものが注目されたときに、こういった施設が有効になってくるかな。

あわせて、あの施設だけではなくて、先ほど申しあげました6個のキャンプ場が連携する中で大きな発信ができるだろうと。それで、来た人たちのそれぞれのライフスタイルに合わせた、普通のキャンプをやりたい、家族で泊まりたい、合宿で行きたい、そういったニーズに応えられる場所になってきたということでは、今後大きく期待をしておるところでございます。

折山議員 ちょっとこれは、じゃあ私の反省の弁です。何か原因があるんでしょうね。コロナ下だから都心から地方へ移住した会社もありますし、自宅で業務をこなしている、ならば

ワーケーションって全くタイムリーで利用する会社は多いんじゃないか。何でそこへ入れなかったのか、私はちょっと自分なりに理由を考えたいと思いますし、ちょっと次に期待するばかりではなくて、当面の課題を今振り返る、分析してみる、そういう視点も大事かと指摘だけはしておきます。

商圈地元滞留率、これについて申し上げたいことがあります。

我々議員は、以前に、ある先ほど町長が前の同僚議員に対してお答えになった件について報告を受け、これはいろんな支障があるから箝口令をしいてもらって、今、町に行くと、町民からは、先ほど町長が話された内容を、あれ、議員の皆さんは知らんのか、おい、それで大丈夫かね、議員の仕事ができるのかね、苦しい立場にそれぞれ全員が置かれているはずですよ。

前にもありましたね。我々が何も知らなくて、住民のほう知っていて——先ほどの浜田議員の質問に関わる部分ですが——ちょっと情報の出し方、我々に対する。これは住民の代表としてここへ集まっています。それが自分の地域の有権者に答えられなくてどうするんですか。町民が知っていて、我々は何も返事ができない環境づくりで、風通しのいい町長の公約のまちづくりができるんですか。指摘だけさせていただきます。

町営業部の今。

先ほど町長に語っていただきましたので御答弁は求めませんが、最初は民間感覚の町長だからということで営業部、営業部という言葉が本当に飛び交っていましたが、今は営業部というふうに語る町民はほぼいなくなって、関わっている人も声がかかったことがない、こんなような発言をする方が多くなってまいりました。

町長の言われた3つの新たにできたところを中心にこれからは動くようなんですが、これが、大きくお金を使って町長就任直後にイベントを打って地域資源を発掘した、これを生かしてこれからは産業、町を元気にしていくんだ、8年たった今、その状況がこの3つの活動に期待を寄せて、それほど元気な町につながっていくのかどうか不安であります……。

ちょっと時間も押してまいりましたので脱炭素・新エネ政策のほうへ移ってまいりますが、私は町長の政策をこの間かなり支援してまいりました。何でだっていったら、発想力が豊かで、実現できたら本当にこの町が元気になる時代を先取った政策が多い。

先ほど浜田議員と町長の一問一答をお聞きして私はこういうふうに思っていました。

バイオマス、大歓迎でした。もう、そのために私も地域に一生懸命声をかけて、力説して歩いておりました。何とかやりたい。お聞きしていると、これは民間企業から申し出てきたことで、町は用地を提供してやるんだと。今までのパンフレットを見ておる限りは、町長の本当に思いが籠った、町長が引っ張ってきた事業だと錯覚しておりました。今までの行為を振り返ってみたら、契約書1枚も書いてないんだから、その結末について町民に報告する必要はないと考えているという浜田議員に対する御答弁には、ショックを覚えたのは私だけだったのかどうか。改めてそのやり取りを町長がVTRで御覧になって、一町民としてあのやり取りをどう受け止めるのか。ぜひ、夢ばかりではなく、

今の課題として振り返っていただければというふうに思います。

引き続き、宮澤フルートさんの件に関してはじくじたる思いがあります。2年前の12月でしたか、町長と話をしましたね。音楽村構想があるんだからお互いにいい関係で別られるように傷つけ合うような議論はお互いに控えましょう。私も町長に言いたいことを8割のみ込みました。町長も宮澤フルートさんに対する思いをほぼのみ込んで、お互いに一つの結末を迎えたというふうに、だから音楽村構想はこれからも続くんだというふうに信じておりましたが、本日の浜田議員に対する御答弁をお聞きしながら、音楽村構想もあそこまで踏み込んで発言されるんなら暗礁に乗り上げるのではないのかなという危惧を持つものであります。

時間が迫ってまいりましたので今の所見をお聞きしたいところなんです、もう一つだけ、企業誘致について。

町長、職員は町長からこの企業を誘致してこいって言われれば、寝なんでも飛び歩いて、企業側の立場に立って地元へ行って理解を求め、また地元の人たちには企業のよさをアピールしながら、職員っていうのはそうやって働くんです。どちらの側にも立たず、どちらにも理解を求めて、一生懸命やるんです。先ほど、どこの会社が入ってきたって町長はさあっと流しましたが、その裏で職員は血のにじむ思いで我慢をしながら頑張るんです。

それをトップが地元と企業との課題はお互いに話をするべきだ、町がその間に立つべきではない、トップがそういう姿勢でおるのを、これをこれから誘致しようという企業のトップが聞いたら、来ますか。不安ですよ、そういうトップの姿勢は。

本当は、今日はこんな話をするつもりはなかったんですが、先ほどの一問一答をお聞きして町民がどういう気持ちになったのかを考えるだけで苦しくなると思います、その分、私はそこへ期待をしてきたもんですから、余計に苦しい思いがします。

あのときに我慢できたことが、なぜ今日は我慢できなかったのか、町長の心の中に聞きたいと思います。

残り時間4分です。

残任期の展望、当面する課題にどうこれから対応していくのか町長に伺いたいと思いましたが、時間がありません。ただ……（町長「ちょっと話をさせてもらわないと、このままではね、批判ばかりされたんでは」と呼ぶ）町長、先ほどから申しておるとおり、町長に批判のやいばを向けた場合には、支援してきた私にも同じくやいばを向けているんです。あなたにだけ向けておるわけではありません。自分にも同様の反省と傷を受けております。

また別の折に別の場所で、折山がこう言ったけど私はこう思うんだっていうことを十分にお答えください。ちょっと今までの答弁が、私が十分時間を使っていたといいと申し上げたので長かったのも、お許しをいただきたいと思えます。

ちょっと私がこの項のまとめに入りたいと思えます。

昨日の吉川議員の質問に対して、町長1期目の公約は町の土壌を改良し施策の種をまくこととおおむね達成できた、こう評価をしております。

2期目は出た芽に支柱を立てて育てるときであったが、コロナという未曾有の事態でかなわなかった、そういうものもあった、こんなふうに答弁をされていました。

コロナ禍だったからこそ次から次へと国の大型補正予算が組まれて、だからまいいた種で出てきた芽に立てられた支柱は大変多かったんじゃないかなったのでしょうか。

町長提案の大型補正予算に多くの議員が賛成してまいりました。ほとんど全員が賛成し、中には多くの議員、こういったような予算の通し方をして町長を支えてきた議員であります。その議員の日常会話の中では、コロナだったからこれだけの補正予算が取れてきたんだろう、こういう会話がなされていることは御承知おきいただきたいと思いません。

コロナで社会活動が停滞して支柱が立てられなかった、そういった総括は少しずるいのではないかと思います。

時間があれば伺いますが、飛ばします。

町長は2期目を中心に今日は実績をお答えになりました。

古い話を持ち出します。

町長は、2015年、当選直後、11月17日の地元紙のインタビューに答えて次のように紙面で語っておられます。

定住促進のため交流人口を増やすことが急務だ。これはそのとおりだと思います。人口1万5,000人の公約は私の意気込みだ。高い目標を設定し、必要な知識や行動を考えることが民間経営感覚だ。さらに、今ある休耕農地を有効活用し、世界に誇れるアルプスの景観を生かした大規模なお花畑をつくりたい。農家や住民の皆さんがその気になればすぐにできると自信をのぞかせる。記事にはそう書いてあります。

この2つのフレーズ、1万5,000人と大規模なお花畑、町長の公約の中でもこの2つのフレーズは町民の間に印象深く受け止められました。夢に見たものだと思います。

お花畑の今については先ほど伺いましたので、そこだけで終われば、大規模で、みんなやってお花畑、町民の総力を挙げたというふうにはならないと思います。

何十秒しかありません。町長、ぜひ振り返る課題については率直に反省をしてみる、そんな姿勢も大事だかと思しますので、そんな姿勢を求めまして、今回の一般質問を終わります。

議長 時間です。(町長「平等に発言の機会を与えてもらいたいなあ、言いつ放しじゃなくて」と呼ぶ)(笑声)(町長「後の質問についてはありませんでしたから、後の2件については」と呼ぶ)(折山議員「大事なことです、短時間でできませんから、また次へ」と呼ぶ)(町長「通告をもう少ししっかりやっていただきたい」と呼ぶ)(折山議員「議員の権利ですので、町長の発言をそこまで引っ張る必要はありません」と呼ぶ)はい。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会とします。

御苦労さまでございました。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立)礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会 | 午後 3 時 1 2 分

令和5年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年6月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第12号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第3 第13号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第4 請願・陳情等の処理について

日程第5 議員派遣について

日程第6 議会閉会中の委員会継続調査について

令和5年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和5年6月15日

追加日程第1 発議第3号 「子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第4号 「「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第5号 第12号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和5年6月15日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 町当局並びに議員各位には、大変御苦勞さまでございます。 あらかじめ申し上げておきます。 信濃毎日新聞社様、それからCEK——エコーシティー・駒ヶ岳さんから写真撮影の 申請が出ております。許可をいたします。よろしく申し上げます。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。 会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会において提出された案件につきまして大 変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る6月5日の本会議において、補正予算案件2件については本日——最終日に採決 することとしております。 また、社会文教常任委員会へ付託いたしました請願、陳情案件2件につきましては、 委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されています。 本日はこれらの案件につき審議をお願いすることになっております。議事運営の諸 ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な御議決をされるようお願いをいたします。 本日の日程につきましてはお手元に配付のとおりでございます。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第12号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第3号) 日程第3 第13号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号) 以上2議案を一括議題といたします。 それでは、本2議案につき一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。
2番 坂井議員	10ページの1174元気なまちづくり推進事業についてお尋ねをいたします。 先日の全員協議会において町側からこの100万円の補助金についてはギネス記録の申 請費用だという説明があったんですけども、その後、開示された資料を見ると、ギネ ス申請申し立て積立金として289万円余りが積み立てられております。 そうすると、理屈としては、ギネスの申請には300万円を超える費用、具体的には400 万円以上が必要であるため、その分を補助するという説明にならなければおかしいのか

などと思いますけれども、前回の説明では、町のギネス申請に200万円強が必要で、その半分を補助するという説明だったので、その点に関する整合性のある答えを求めます。

地域創造課長

前年度の決算書において積立金として議員のおっしゃられた金額が盛られている、決算で打たれたということは我々も承知しております。

それで、昨年度のうちに実行委員会のほうから理事者のほうへ令和5年度の事業を盛大にやりたいので協力してくれという要望がございました。そのときに、風鈴をせっかく飾るので、短期間——1日とかで終わりにするのではなくて、2日間イベントをしたいと、拡大したいんだというお話がございました。

それについては、やはり経費も必要になってくるということで、繰越金は実行委員会のほうで積立して繰り越していると思うんですけれども、その用途についてはイベントが拡大するのでイベント経費にも充てなければならないという説明を受けております。

それを受けた中で、4月19日に要望書を実行委員会が町のほうに提出してきたところで、220万円のギネスの申請費用がかかるんだと、これに対する補助をしていただきたいというお話がございました。

結果的には、昨年の決算を打つ段階ではそういった決算を打っているんですが、やはりイベントを盛大にやりたいという実行委員会のお話の中で、事業費にそのお金を回して事業を行いたいという話でありますので、ギネスの申請費用220万円に対して町としまして100万円の補助をするということですので、合計、合わせてというようなことではございません。

2番

坂井議員

そうすると、この資料にあるギネス積立金というのは、ギネス積立ただけではなくて、ほかの経費に回されるという理解でよろしいでしょうか。

地域創造課長

それは実行委員会の判断でございますが、そのように事業に充てるという説明だったということでございます。

議長

ほかに……。

6番

浜田議員

今の説明にもかかわらず、この実行委員会の決算書、これは3月に提出された決算書ですから、昨年のある時期の話ではありません。それで、この決算書には次年度繰越金として289万9,465円、約300万円弱が「ギネス記録申請用積立金」というふうに明示されて記録されています。

ところが、委員会の審査の中でも、この金額が存在すること、それから、今、課長がおっしゃったような内容の変更が行われたことなどについての説明は一切ありませんでした。その理由をお尋ねいたします。

地域創造課長

質疑でございますので、質問に対して私のほうは答えましたということがまず1点ございます。

ただ、全体の流れというか仕組みを説明したほうがよかったんじゃないかという御指摘には、私としては、まあそういうこともあったのかなというふうに思っております。

議長

ほかに。——よろしいですか。

8 番

堀内議員

ちょっと違うことについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず 14 ページにあります 3213 補助金の初期投資促進事業っていうことは、これは施設の補助がありますよというふうにお話を聞いてございますけれども、これは今回初めて行うような施策になるのか、それとも今後はこの補助が新しく事業をやられた方については継続して補助の制度ができるのかどうかっていうのを改めて教えてください。

産業振興課長

この事業につきましては国の補助金事業となります。

それで、今後についても国の予算が確保できれば継続して行われていく事業というふうを考えております。

議 長

よろしいですか。

8 番

堀内議員

すみません。今ので答弁では国の補助を使ってやっていきますよというお話ですけども、農業の方は新規就農するのにかなりお金も設備もかかるというところで、町としてある程度のもしサポートができれば、より就農者が増えるんじゃないかと思っておりますので、その点をどのような形で考えているのかっていうところと、もう一個は別の話で、3300 の農業振興総合対策事業の中の 10 番の需用費で地域発元気づくり支援金事業の生き物図鑑を作成するという話がありましたけれども、もしこれを作られるようであれば、やはり皆さんに見てもらいたいというところもあるので、どの場所に展示するのかっていうのもお考えをお聞かせください。

産業振興課長

新規就農者につきましては、町としても、経営のサポート、また財政面のサポートも行ってまいりたいというふうに思っております。

特に、今回のこの補助については、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、本人が 4 分の 1 と、また補助金額も高いという有利性もあって、この補助を御本人様に推薦してまいったものでございます。

それ以上、あるいはそういったものに漏れるようなものがあれば、また町として補助金対象になるようなものであれば町の財源で補助も考えていきたいというふうに思います。

続きまして 3300 の元気づくり支援金の関係になります。

これについては、図鑑を 1,000 部作る予定でおりまして、小中学校関係で 600 部、また今回の取組に関心のある住民や事業所に 300 部、公共機関向けに 100 部ということで、お子さんや、広く活用いただくように考えております。

議 長

ほかにもございますか。——質疑がないようですので、ここで終結してよろしいでしょうか。——いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に第 12 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算（第 3 号）につき討論を行い

ます。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長
6 番
浜田議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

原案に賛成の立場から討論いたします。

原案に盛り込まれている諸項目は、やはりそれぞれ今の段階で町内の皆様が必要としている様々な細かい施策が中心になっていると思います。そういう意味で適切な予算編成であろうというふうに考えます。

ただ、一言苦言を申し上げるならば、先ほども質問の中にありました元気なまちづくりの事業、これについては俗にいう御飯論法の説明が町からなされたのではないかと——「朝御飯を食べましたか」と、「食べませんでした」「パンを食べました」という有名なやつですけれども、聞かれなかったら答えないということではなくて、やはり議会の議決を得る以上、可能な限り丁寧な説明で議会側の同意を得るという——常識だと思えますけれども——そのことについて一言苦言を呈しながら、賛成といたします。

議 長
4 番
坂本議員

ほかに……。

賛成の立場で討論いたします。

今話にありました元気なまちづくり推進事業の内容なんですけれども、りんりん祭は県の支援金を受けて3年という中でやってきているんですけれども、ギネスに登録という中で、風鈴に対して個数をたくさん作るという中でやってきた事業なので、ぜひ、県の支援金がなくなったとしても、町としても過去から何回も補助金を出しているわけで、3年で、区切りで終わりとか、そういうことにならないように、町の事務方も関わった事業でありますから、今後も継続してりんりん祭が続いていくことをお願いいたします、賛成といたします。

議 長

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第12号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
次に原案に賛成討論はありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから第13号議案 令和5年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 請願陳情の処理についてを議題とします。
去る6月5日の本会議において社会文教常任委員会へ審査を付託しました案件2件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。
各請願、陳情の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。
これから委員長報告を求めます。
星野社会文教委員長。
〔星野社会文教委員長登壇〕

社会文教委員長 それでは委員会に付託されました請願、陳情2件について報告をいたします。
今回提出された2件の請願がともに長野県教職員組合上伊那支部飯島町単組であったため、同団体の日岐氏を参考人としてお招きし、2つの請願について趣旨を伺い、質疑を行いました。
初めに、請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。
参考人、長野県教職員組合上伊那支部飯島町単組 日岐氏。
参考人に対する質疑、「働き方改革と現在の現状は」、答え「職員不足でOBの先生も依頼している。現在、3人の先生が休むと学校が回らない状態」、「教師が足りないのにクラスを増やすと職員の負担が増えるのでは」、答えとして「目的は職員を増やすことにある」。
討論に入りまして、反対討論はなし。
賛成討論、「現在、教師が足りない中、頑張っているので、国に対し要望は必要」。
採択に賛成5、採択に反対ゼロ、採択すべきものとなりました。
次に、請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書。
参考人に対する質疑、「他県と我が県との格差のデータはあるのか。僻地に行く教師は若いのか」という質問に対し、答えが「若い教師は身軽なので、データは、後で、別紙

でお配りいたします」。

討論に入りまして、反対討論はなし。

賛成討論、「僻地に行く当たり前の手当なのでいいと思う」。

採択に賛成5、反対ゼロ、採択すべきものとなりました。

社会文教委員会からの報告は以上です。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長 「[なし]」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

星野委員長、自席にお戻りください。

議 長 [星野社会文教委員長復席]

以上で請願、陳情の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次討論、採決を行います。

初めに、5請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費
国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について討論を行います。

本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対の討論はありま
せんか。

議 長 「[なし]」と呼ぶ者あり

次に原案に賛成討論はありませんか。

6番
浜田議員

この陳情に賛成する立場から討論いたします。

既に世間で広く言われているように、教育職というのは比較的人気のない職業とい
うことになっております。現実を見ても、英語教育ですとかコンピューター教育ですとか、
負担が広がる一方だということもありますし、事務的な仕事を増えているということ
であります。

それで、この趣旨の中で、討論の中で、学級数というよりも、むしろ教員への強化だ
ということがありましたんで、まさに時期を得た説明だったというふうに思います。そ
ういう意味で、この陳情に賛成するものであります。

議 長 ほかに討論はありませんか。

4番
坂本議員

賛成の立場で討論いたします。

現在、教職員の中でも働き方改革ということで、長時間労働に対する働き方改革の中
で部活を外部委託するような話も出てきておりますが、それも1つのいい方向に進んで
いることは事実ですけれども、先生方に対する負担は、近年、子どもの数は減ってきて
はおりますが、仕事の内容としては、英語教育の低年齢の部分と、また電子機器を使っ
ての授業など、やはり先生にとっても、全く子どもを教えるだけではなく、それ以外の
機器の利用に関することなども誰でもできなければいけないということも大きな負担と

なってきました。

そういった中で、やはり先生方の働き方改革と給与面での待遇など、いろいろな部分で国が、やはり国庫負担制度の中で減らしてきた部分を元に戻してほしいというのが内容でありますし、今後それをさらに国がやっていく必要性も感じておりますので、この請願に賛成するものであります。

議長 長 ほかにも討論ございませんか。

7番

三浦議員 賛成の立場で討論したいと思います。

現在も学校の中の職員は正規の職員が少ないということで、本当に正規の職員の皆さんは仕事が終わってから事務的なことから何やらやっていたらなければならないということで、長時間勤務の原因ということもあります。

それから、説明員の先生のお話もお聞きしましたがけれども、やはり負担が重いということや教員を増やしてほしいということが本当に切実に語られました。

やはり現場はそういう状況になっているのだなというふうに思いますし、やはりそういう先生方の負担が重いということは生徒の皆さんに目が行き届かない部分もあるのではないかと大変心配になるところですので、ぜひ、そういう立場からも教職員の定員を増やしていただきたいというふうに思いますし、そういう全国どこにいても同じように子どもたちが学べるように国の義務教育国庫負担を3分の1から2分の1に戻すということをやしてほしいというふうに臨んでおりますので、賛成といたします。

議長 長 ほかにも討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから5請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について採決いたします。

お諮りいたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 異議なしと認めます。したがって、5請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に5請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について討論を行います。

本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論を求めます。

反対討論はありませんか。——ないようですので、次に原案に賛成討論はありませんか。

7番

三浦議員 私は、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書ということで、紹介議員にもなりましたがけれども、賛成す

るものです。

田中知事の時代にかなり僻地手当を減らしたという事実があるというふうに承知をしております。それで、少しは上がりましたが、近隣県と比べてもかなり少ない僻地手当であります。

それで、2005年以前は10%以上の手当が出ていたというふうに承知をしております。ですので、その水準に、近隣県並みにということで、戻すことを求めるものです。

全国的には国の水準並みに支払っているところもありますから、低い長野県の支給水準を上げるべきだというふうに思っておりますので、賛成するものです。

議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから5請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について採決いたします。

お諮りいたします。

本請願に対する委員長報告は採択です。

本請願を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、5請願第2号は採択することに決定いたしました。

議 長 日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第124条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。

議 長 日程第6 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。

お諮りいたします。

申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては各委員長から申出のとおり継続調査といたします。

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩再開	午前9時40分 午前9時42分
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>ただいまお手元にお配りしたとおり、堀内議員、三浦議員、浜田議員からそれぞれ1件ずつ、計3件の議案が提出されました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案を日程に追加し、追加日程第1か～第3として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案3件を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。</p>
議長	<p>追加日程第1 発議第3号 「子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書」の提出について</p> <p>を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案を朗読させます。</p>
事務局長	<p>議案朗読</p>
議長	<p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p> <p>8番 堀内学議員。</p> <p>〔堀内議員登壇〕</p>
8番 堀内議員	<p>それでは提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>請願でもありました「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書の話聞いておまして、根本的に――長野県についてはもう35人学級は実現しているということで、そのあたりについてはわざわざ上げていく必要もないのかなあというところも踏まえましたが、35人学級にすることによって教師の人数が決まってくるというところがありまして、その人数によるとなかなか教師の数が足りていないよという話を聞いております。</p> <p>その足りていないところについては、臨時の方を雇ったりとかして今はしのいでいるというお話も聞きました。そうなってしまうと、なかなか教職員が増えてない状態になっているのがちょっと危惧されてきているところでございます。</p> <p>そのため、今回の意見書につきましては、子どもたちが同じように、皆さんが、教師の方を均等にしっかり人数を配置できるよう求めることによって子どもたちの学びが均等に受けられるのではないかとこのところを捉えまして、今回は標準定数というものを拡充するというのを念頭に置いた意見書を提出させていただきました。</p> <p>慎重審議、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>これから提出者に対する質疑を行います。</p>

議長 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 議長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 提出者は自席にお戻りください。
 「堀内議員降壇」
 議長 これから討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから発議第3号 「子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書」の提出について採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 議長 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について
 を議題といたします。
 事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読
 議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 7番 三浦寿美子議員。
 「三浦議員登壇」

7番 三浦議員 それでは、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について提案理由を説明いたします。
 へき地教育振興法は、「都道府県の任務」として、特殊事情に適した学習指導・教材・教具等についての調査・研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導・助言または援助、教員及び職員の決定への特別な配慮、教員への十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。
 また、「へき地手当の月額」は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるとしてあります。
 長野県は、2006年度に基準を引き下げて、近隣県との支給率の大きな差が出ております。皆様のお手元に資料が届いておと思いますが、一番裏を見ていただければ分かる

と思いますが、全国的には国の基準に基づいた支給がされているところが多くあります。長野県の近隣県というのは国の基準に基づいて支払いをしているものです。

その中で、今回の意見書としては、長野県として——2006年度に基準を引き下げましたけれども——その差があるために2005年度までの支給率に戻すよう求めるものです。

全員の皆さんの御賛同をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
提出者は自席にお戻りください。
〔三浦議員降壇〕

議長 長 これから討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書の提出について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 長 追加日程第3 発議第5号 第12号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議
を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読
〔Jアラート全国一斉緊急地震速報情報伝達訓練放送あり議案朗読中断〕

議長 長 暫時休憩とします。

休憩再開
午前10時01分
午前10時02分

議長 長 会議を再開いたします。
それでは続けます。

事務局長 議案朗読再開

議 長	<p>本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。</p> <p>6番 浜田稔議員。</p> <p>[浜田議員登壇]</p>
6番 浜田議員	<p>それでは附帯決議案について趣旨説明を行います。</p> <p>内容はいたって簡単な文言でありますけれども、その背景について若干説明を付け加えたいと思います。</p> <p>総括質疑で出されましたように、りんりん祭の予算に対する説明に不十分さがあったということは何人かの議員から指摘されたところであります。</p> <p>それで、この際、改めて、ギネスワールドレコード、これについての経過を調べてみました。</p> <p>もともとは、かなり人目を引く記録を求めるといふ動き、インパクトのある記録を求めるといふ動きだったわけですがけれども、ギネスのガイドラインの改定が進みまして、むしろインパクトのある記録を通して社会的な貢献を求めるといふSDGsの精神に近いような内容に最近は変わってきております。</p> <p>幾つかの例を挙げますと、発達機能青少年に無理な肉体的な労働は競争を求めないですとか、それから社会的少数者に光を当てるような企画が望ましいですとか、それから食事を大量に摂取するようなイベントにおいては必ず残りを人間の食事とするように、また実施の結果も証明するようにと、こんなことも求められるようになっております。</p> <p>したがいまして、今回の企画も、ギネスの記録を自己目的として、単なる一発芸的な奇祭を行うようなイベントではなくて、やはりまちおこしとして後につながるようなイベントになるように求めたいということでもあります。それが記の第1番目の趣旨であります。</p> <p>それから、2につきましては、今回の件に鑑み、速やかにその事業の説明を議会に求めるということで、議会の理解を得るべく町側には努力を求めます。</p> <p>以上の内容であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから提出者に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>提出者は自席にお戻りください。</p> <p>[浜田議員降壇]</p>
議 長	<p>質疑を終結し、これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
3番 折山議員	<p>この決議に反対の立場で討論に参加をいたします。</p> <p>この内容を見ますと、これは極めて普通なことなんですね。</p>

県の元気づくり支援事業っていうのは、当然、1つの地域の活性化について立ち上げを支援するという強い意味があるかと思います。事業の継続は、当然その中でも求められているものかと思います。

それからまた「速やかに事業及び決算の報告を議会に対し行うこと」、これは、町からしてもらわなかったら終わってしまうものではなくて、議会の委員会の調査権に基づいて、必要なものはきちっと議会が主導して、報告がなくても行っていくべき内容だというふうに思います。

それよりも何よりも、例えば先ほどの質問に対する答弁、聞かれなかったから答えなかったっていうことで終わりになっちゃうんですが、そうじゃないと思うんですね。

委員会では、あらかじめ委員長のほうから調査に必要な補足の説明を本会議の中でなかったものについては行ってくださいということをしちっと申し上げているはずですよ。聞かれているわけなんです。決算がどうであったかとか、こういうふうに財源の組替えがなされた結果だとか、当然、調査に必要な、あるいは勉強会に必要な答弁はその段階でなされるべきであって、それを求めなかったのは議会側の責任であると思います。

それで、今回つくづく、私は、いろんな本会議でのやり取りを聞いていて、総務産業委員会の調査力不足、私自身の微力さ、これを痛感したところでございます。

したがって、まず何をやるかっていったら、今回のことを基に、この事業のことについてだけではなくて、これから起きてくるほかのまちおこしの補助事業、こういったものをどういうふうに捉えてどういうふうに運営していくか、まず議会がきちっとそこら辺のことを踏まえながら、さあ調査は、これから議員として町から報告がなかった場合、町のせいだって言うんじゃないで、自分たちの力できちっとした調査に向けていくんだっていう、もうちょっと自分たちの知力を養うっていう方向へちょっと目を向けたほうがいいのかなということで、逆に、このような附帯決議を一般に公開するというのは今の我々の力のなさを世間に公表していくものにつながっていってしまうと危惧し、我々がもう少し時間をいただいて議会の調査機能を高めていく努力をしてからにしてほしいなということを申し上げて、この附帯決議には反対をいたします。

以上です。

議長
2番
坂井議員

賛成討論はございますか。

本附帯決議に賛成の立場で討論をいたします。

先日の全員協議会において、今回100万円の補助を町から行うことに対してはギネス申請費用として200万円強が必要であるという説明がありました。

しかしながら、開示された資料を見るとギネス申請積立金として既に289万円が計上されております。

その上で、本日の質疑においてこの点を質問すると、イベント拡大のためギネス申請積立金はイベントの他の経費に充てることとしたため、ギネス申請費用として追加の補助金を出すという、そういった旨の回答がありました。

私の考えとしましては、りんりん祭が町を代表する重要なイベントであるということ

は全くそのとおりでありまして、異論はございません。

しかしながら、今回の町側の説明は説明不足であるという点は否めません。

その上で、イベント拡大は大変結構なことではございますが、今回の説明では、今後、補助金が制限なく交付されていくのではないかとということが私は少し心配であります。

したがって、本附帯決議の「祭りが地域の活性化に継続的に貢献するよう、町は助言と指導を行うこと」及び「当年度の事業終了後、速やかに事業及び決算の報告を議会に対し行うこと」を決議する旨の附帯決議に賛成をいたします。

以上です。

議長 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次にその他の討論はございますか。

4番

坂本議員 賛成の立場で討論いたします。

りんりん祭がまちおこしという中で始まったわけですが、実態は、店舗が30店舗ほど入っていますけれども、町内在住というかの方はその店舗数の3分の1ぐらいしかなくて、それは近隣の市町村から店舗を出している方が多いと聞いております。そういった中で町がギネスという中で補助を出していくということは、地域おこしというか、全域の中での地域おこしには貢献しているかもしれないですけれども、飯島町に限ってがっちりやっている事業ではないように認識します。

そういった中で、りんりん祭は、その販売だけではなく、風鈴をたくさんつけるっていうことの中でギネスに登録するというので、風鈴そのものは物でありまして、やはり数をつり下げたりするときの人的補助とか、そういう点では、やっぱり何か内部の関わり人たちの組織の中もいろいろ大変なことになっていると聞いてはおります。

そういった中で、事業を継続していくためには、やっぱり事業内容が私たちに説明され、またそれを私たちが議論する必要性はあったと思うんですが、もう事業は今年やるということで始まったわけですので全否定はできないけれども、これを実際に附帯決議として上げていく必要性は感じておりますので、賛成といたします。

議長 ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号 第12号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

町 長

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔下平町長登壇〕

6月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

今月5日から本日まで11日間の会期をもちまして開催されました6月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました各案件の全てを御議決いただきまして、誠にありがとうございました。

また、本議会の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案をいただきました。いずれも今後の町政運営に生かしてまいりたいと思っております。

これまで同様、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、政府は、先週、経済財政運営の指針、いわゆる骨太の方針案を示しました。新型コロナウイルス対策で膨らんだ国の歳出構造を「平時に戻していく」と縮小方針を明記した一方、財政健全化目標の在り方や取組状況を2024年度に検証するなどとなっております。

主な骨子として、新しい資本主義では労働市場改革やスタートアップ支援を柱に据え、半導体や脱炭素、デジタル化への投資も拡大するとしています。

また、少子化対策を最も有効な未来への投資と位置づけ、中長期的な方針を一元的に定めることも大綱を年内をめどに策定するなどとなっております。

町といたしましても、本年度の予算につきましては、子育てと仕事の両立支援を目標に掲げて子育て支援に力を入れて取り組んでおるところでございます。

また、デジタル化や脱炭素などについても、これから町として取り組む課題がございます。

こうした国の方針や動向を注視ししながら、町政の推進と重要課題への取組を進めてまいりたいと思っております。

さて、この6月2日には、台風2号と梅雨前線の影響により、飯島町でも各観測地点におきまして200ミリを超えまして、多いところでは258ミリを記録いたしました。時間最大雨量も20ミリを超え、一時的には激しい雨となりました。

また、議会中の8日には関東甲信越地方で梅雨入り宣言がございました。これからは本格的な梅雨時期となります。長雨となることも予想されます。長雨により地盤が緩み、少しの雨でも土砂災害の危険性が出てきております。

また、全国で実際に災害があった場面を報道等で目にしてまいりました。飯島町でもこのような状態がいつ起こらないとも限りらないことを念頭に置きまして、早め早めに対策を取ることが重要だと思っております。

行政はもとより、町民の皆様におかれましても、日頃から御家庭の皆様と避難場所の確認をしたり防災備品や非常食の備蓄など、災害への備えの御確認をお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、1か月ほどの梅雨の時期が過ぎますと暑い夏の季節がやってまいります。議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお願い申し上げます、6月議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

[下平町長降壇]

議 長

以上をもって令和5年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午前10時19分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員